

- 同 赤松養鶏組合
- 同 大濱茶屋養鶏組合
- 依佐美村高棚養鶏組合
- 高濱町吉濱組合
- 同 米津組合
- 同 和泉組合
- 矢作町宇頭茶屋組合

第三章 水産業

第一節 水産業の保護獎勵

本郡は海岸線沿長五里又幾多の河川池沼管内に存在し鹹水淡水兩產物多し、水産業の保護及獎勵は古くより之れありしが、明治四年廢藩置縣の時に當り、舊藩に於ける水産上の制度は總て撤廢されぬ。本郡近海に於ては明治七年四月岡崎の人石橋廣外四名の計畫により知多郡師崎に鯨漁試業會社を創立して、有志の者に斯業の獎勵及び傳習をなしぬ。同十年七月本縣養魚試驗場にては鯉兒を飼養し之れを管内の稻田溜池に放ち養魚の利益を一般に熟知せしめらる。本郡の地素より沼地多く海岸の地亦空地多かりければ此頃より漸く養魚を試みる者あるに至りぬ。同十四年三月矢作川筋に鮎魚蕃殖保護の爲或區域を限り或期間該漁業を禁じぬ。同十九年三月毎年三月一日より六月三十日まで矢作川の鮎魚を禁ず。同二十七年

五月愛知縣水産試驗場を幡豆郡一色村に設け養殖製造の二部を置かれ。翌二十八年六月同水産試驗場を本郡大濱町宇二本松地先に設けられ次で同町宇龍宮地先に移さる。同三十一年度より衣ヶ浦灣口に於ける魚苗の成長度及魚類の去來集散に關する調査ありき。而して同年十二月縣は近海業者に對し沖取漁業に就き獎勵する所ありき。同三十二年漁業及鹽業獎勵の爲縣に於ては農商務省技師及技手を聘し沿海各郡を巡回講話せしめらる。同三十六年に至りて大濱町宇龍宮地先なる縣水産試驗場は廢止さる。其の後と雖も水産業保護獎勵は從前に變ることなく諸種の規定諭告ありて今日に至りぬ。

第二節 漁業の種類並水産物

本郡近海に於ける漁業の種類は甚だ多く、就中重なるものは鯉、鯛、鰯、鰺、鰈、鰻、海老、烏貝等にして其他の雜魚に至りては定めなし。是等漁業の盛期は各異り、鰻は六七月より十一月まで、巾着網、刺目網、揚繰網等を用ひ、鯛は三四月より十一月まで打瀬網地曳網奉備網延繩手釣等を用ひ、鰯は一月より五月及十一月より十二月まで地曳網折網圍目網等を用ひ、鰺は殆んど周年刺目網地曳網打瀬網延繩手釣等を用ひ、鰻は三月より十一月まで打瀬網四月より九月まで延繩搔釣筌竹筒等を用ひ、海老は數種ありて車海老は六月より十月まで芝海老は四月より

種類

鹽田

十月まで赤海老七月より九月まで龍海老は殆んど周年に涉り龍海老に限り刺目網を用ひ其他は總て打瀬網を用ふ。鳥貝は毎年一月十六日より四月十九日まで専ら萬芽を用ふ。鱒は古より大濱の名物なりしが今は其名を聞かず。魚族の外鹽田の産あり、大濱の鹽は古くより其名高く木曾山中に鹽を送るべき唯一の製鹽場たりき。近年に至りて鹽田を乾して田となし、今は全く廢す。又海苔の産あり、産額大にはあらざるも美味なるを以て名あり。又水産物の製造は甚だ盛ならず。大濱の時雨蛤其名あるのみ。

第三節 水産養殖

淡水養魚

淡水養魚は明治十年本縣に於て鯉業を飼養して之れを管内の稻田溜池等に放ちて其の有利なることを一般に熟知せしめてより、本郡に於ても之れを試みるものあるに至りしが未だ振はざりき。近年に至り規模大なる養魚場を設けるものあるに至りぬ。大濱、新川、高濱、吉濱、小垣江等沿海の地に於て水田を利用して之れを試み養魚の種類は鱒、鯉、鰻、鮒等にして善く肥大し極めて美味なりとす。

鹹水養殖

鹹水養殖は明治二十七年本縣に於て水産試験場を設置されし時に初まり、本郡近海に於て試殖されしもの數多あり。明治二十八年六月三日日本郡大濱町字二本松に一町六段六畝餘歩の蕃殖試験場を設け、幡豆郡榮生村地先産の鰻苗を此所に移

殖しぬ。此の海岸は砂質にして泥土を混ぜず、漸く沖に出づる二十四五間にして少しく泥土を混じ、あし藻及天藻を生じ、且つ海底の地質硬固なるを以て、鰻の成長最も適切にして發育良好なりしが冬期西風暴れ鰻苗を流失しぬ。同二十九年九月二十二日知多郡藤江地先産の鰻苗二十七年生のものを重ねて此所に移殖し種々試験の結果此の試験地はあめのりと稱する水藻殖の爲め鰻の發育を害せらるゝことを認めぬ。同三十年之れを同町字龍宮及谷畑地先に變更して養場を南北に分ち悉く竹筴となしぬ。七月二十九日に至り之れに鰻苗の附着を見ぬ即ち其の北方は南方に比し附着多く又南方は沖合に比し地方の附着多きを見たり。同三十一年一月二十四日更に之れを調査し海底はあじも繁茂し筴竹の上部は藤壺の附着多く鰻は概して沖合に少なく其の成長は總て良好なるを見き。尙ほ此の外新川町沿岸は毎年秋季に至り石垣又は杭に海苔附着するを以て本縣龜崎試験場は其の蕃殖試験の爲め、明治二十九年十月八日より該場内の最も深くして且沖に接したる位置の南北二ヶ所を撰び之れに各所東西十間南北七間の粗朶筴を設けぬ。然れども同年夏季暴風雨の爲め筴場準備の粗朶を流失し筴立の期遅れたるものあり或は他に原因ありてか全く海苔の附着を見ざりき。尋では同三十二年三十三年の兩度に於て本郡大濱町地先堤防を距ること三四十間の位置に筴を設けたるに海苔附着最も良好なりしが色澤香味共に佳ならず。同三十五年大濱町にては町の事業として之

れを實施し、遂に良好の成績を得るに至りぬ。以上の外本郡の海岸に於ては常に
蜆、海鼠、蛤等の試験を行ひ、其の成績を一般に示して水産業者の参考に供しつ
ゝあり。

第四節 水産に關する組合

組合
本郡に於ける水産に關する組合には數多あり。刈谷町漁業組合、志貴崎村漁業
組合、棚尾村漁業組合、大濱町漁業組合、高濱漁業組合、新川町漁業組合、吉濱
漁業組合及碧海郡水産組合あり、碧海郡水産組合は事務所を大濱町に置き、明治
三十五年六月の創設に係り、他は刈谷町漁業組合の明治四十三年九月に創設され
たるものゝ外皆な明治三十六年六月の創設に係り各其の町村或は區を以て組合區
域とし、水産業者の利益を計ると共に漁業其他養殖試験等斯業の改良進歩を計り
つゝあり

魚市場

市場

魚市場として古くより其名あるは大濱及高濱にして、大濱魚市場は寛政年間に
初まり、高濱魚市場は天保十一年に創まれり。共に本郡近海に於ける漁獲物の集散
地たり。此の二市場の外安城町に魚類の定期市場あり、此は多く寶飯郡近海より
汽車にて來る魚族の元賣出場たり。又近年新川町に於て魚市場の開かれしものあり。

商工會

第四章 商工業

第一節 碧海郡商工會

本會は各町村商工會を以て組織し、碧海郡商工會と稱し、事務所を郡役所内に
置く。汎く商工業上の經驗知識を交換し。専ら斯業の發達を圖るを以て目的とな
し、其の事業として左の事項を實施せり。

- 一、商工業上緊要事項を研究審査し之れが實行を謀ること
 - 二、監督官廳の諮問に答へ又は建議すること
 - 三、他の商工業團體と氣脈を通じ若くは他の商工業を視察し相互の便益を謀
ること
 - 四、商工品々評會若くは講話講習會を開設すること
 - 五、商工品陳列場を設くること
 - 六、商工業諸般の統計表を調製すること
 - 七、時々必要な事項を告知すること
 - 八、其他必要な事項
- 本會には會長一名、副會長一名、評議員六名、委員十六名、幹事若干名を置く。

役員

會長副會長は委員會に於て會員又は名譽會員中より是れを選擧し、評議員は委員會に於て委員中より半數を選擧し、會長に於て商工業者中より半數を選任し、委員は町村商工會長に委嘱し、幹事は會長の推薦により委員會是れを選任す。他に書記あり會長之れを任免す、役員任期は各二ケ年とし、總て無給となし、但し職務の爲め要する費用の辨償を受くることを得るものとなす。會長は本會一切の事務を處辨し毎會計年度歳入出豫算を調製し、年度開始前委員會の決議に附し、副會長は會長の事務を補佐し會長故障ある時は之れを代理し、幹事は會長の指揮を受けて本會の會計並に事務を掌り、書記は會長の指揮を受けて本會の事務に従事す。

委員會は毎年一回之れを開き、其他必要ある場合に於ては臨時開會することなし、會長を以て議長とし、定員の半數以上出席するに非ざれば會議を開くことを得ずとなし、議事は過半數を以て決す。而して委員會の決議すべき事項は、規則規定の設定、改廢、歳入出豫算の議定、決算報告の認定、財産處分の事、本會の經費を以て支辨する事業に關すること等となす。

本會の經費は本會に屬する収入の外町村商工會に分賦するものとなし、其の他漸次基本財産を蓄積するものとなし、臨時に收入したる金品は之れに加入するものとなす。而して決算は翌々年度の通常會に於て之れを委員會に報告し、其の認

委員會

經費

定を経るものとなす。

第二節 蠶絲業

蠶絲

三河は上絲國として犬頭絲赤引絲の如きは最も著名なるものにして犬頭絲は其色雪の如く白くして美麗なりしかば、毎所藏人所に納めて天皇御召服の料に供し奉り、又赤引絲は其質善良なりしを以て伊勢の皇大神宮に獻じて神服の御料に供し奉りしこと古史に明かなり。平安朝の中葉より天下漸く亂れ、農業振はず養蠶の道衰へ生絲の供給は専ら明船の輸入を仰ぎ以て僅に其の需要に應ずる事となりぬ。其の後天文の末印度より木綿の種を傳へしかば之より後は各地に於て木綿を植へ、織物の原料とせしより養蠶の道益々衰へ生絲の輸入を仰ぐこと益々多きを加ふるに至りぬ。特に三河の地は地味氣候共に木綿の栽培に適したりしにより、爾來棉花の栽培愈々隆盛に赴き、養蠶製絲の業漸次衰頽して殆んど其の跡を絶ちぬ。

明治革新の後政府は幾多の制令を公布し、諭告を發し、以て斯業者の據る所を知らしめ、養蠶製絲の業の改良進歩を促しぬ。明治五六年の頃は纒に座操機械を使用して操業するに過ぎざりしが、同十年以後は小規模の器械製絲工場起り、養蠶發達と共に其の數を加へ、逐年大勢向上し、同二十年後は水力又は蒸氣力を應用するものあるに至れり。明治二十年縣の獎勵により碧海郡の富豪太田平右衛門

座操法

第七編 産業

をして模範的製絲工場を設立せしむ。平右衛門即ち其弟確藏をして太田組なるものを組織し熱田町字旗屋に工場を設立したりしが後幾年ならずして廢止せり。西三に於ける斯業は維新以後の事業として西加茂郡豊原村高見彦三郎が明治十一年開業せしを以て嚆矢とす。其後十八年以降漸く各地に傳播して、水力若しくは蒸氣力を使用する器械工業場を見るに至り、蒸氣力を用ひたるは二十六年額田郡廣幡町に起れる工場を初めとし、本郡に於ては刈谷を中心として幾多の製絲業者起りしが各其興廢あり。二十九年岡崎製絲會社起り三十年には三龍社起り、三十九年には安城山丸製絲起り、愛三製絲起りぬ。斯くて當業者は何れも能く需要の狀態に鑑み、或は輸出向、或は内地向に極めて機敏なる事業經營をなし、社會の進歩に伴ひて品質の改良を勵行し、販賣の方針を確定し或は模範工場を設けて技術の傳習をなし或は教婦をして工女を養成せしめ以て秩序的進歩の好況に向ひ今や屈指の製絲地方となり、器械製絲の産額は全國中第二位にして品質も亦優等なり

製絲工場數並生絲産額數

	明治四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	大正元年	同二年	同三年
製絲工場數	二二	二七	三五	三五	三〇	二八	二六
生絲産額	七、三五	八、二八	一一、七九	一三、七九	一三、五〇〇	一五、六四三	二〇、六〇一
生絲價格	四六、九五	四二、五五	四七、三八	五五、六〇〇	七五、五〇〇	九一、二〇〇	一、四三、四三九

第三節 綿絲業

三河特産の和紡績綿絲は俗稱がら〜紡績と稱し、彼の臥雲辰致の發明に係る紡績機を水車に据付け、水力を以て運轉し紡績するものにして、明治九年十二月幡豆郡西尾村宮島清藏なるもの額田郡龍村野村茂平治方に來り水車の一部を借り受け本業を開始し、同十一年八月碧海郡の人甲村龍三郎同郡堤村に於て四十鐘の手廻器械を据付け試製し、翌十二年十月には其の隣村若林村の共有水車場を借り受け六十鐘の器械を据付け水力を原動として起業せり。是等は共に三河のがらがら紡績の嚆矢なりとす。爾後甲村は額田郡龍村に移りしが「がら〜」紡の機は之れより漸く人に知られ、至る所の水車に其の機を据付け、農家は求に應じて賃工しぬ。十五六年の頃に至りては斯業頗る隆盛を極め、矢作川に船を浮べ流水を利用して機器を運轉して紡績するの一奇觀を表しき。此の頃よりして漸く外國棉花の輸出するもの多く、之れが爲めに至る所綿作減じ、加ふるに明治用水開鑿後は水田の一層有利なるを以て畑を之れに變換するもの多く、次第に棉花の産出を減じ、來り今は殆んど綿作をするものなく、紡績業もまた大に衰ふ。只だ今も猶ほ農家にては極めて僅少の棉花を産し、古來の「がら〜紡」により水車に其の賃工を頼むものなしとせず。斯くの如く地綿によりて紡績するものは、今は大に衰へ

第七編 産業

たりと雖も、外國棉花の供給を得て紡績其他の綿工をなす者日に多く新川、大濱、旭村等、南部の地に於て最も盛なり。

第四節 木綿織物

木綿織物

木綿織物業は、本郡南部、新川、大濱、旭村等の地に於て最も盛にして、其の製品の種類は、白木綿を第一とし、岡木綿、金巾類之れに次ぎ、尙ほ縞木綿、タマル等をも製出せり。多くは動力を石油發動機等に仰ぎ、矢作川にては流水を利用し、船を浮べて機を運轉せり。

第五節 醸造業

(一) 清酒

知立、刈谷地方に於ける酒造は、元祿年間に始り維新前に至るまで百五十六年間永く盛況を維持したりしが、維新後に至り漸次交通機關の備はるに及び、東京駿河地方の販路は他地方清酒のために蠶食せられ、夫れのみならず却て他方より郡内まで侵入せられ單に醸造地の需用に止る衰況に陥りしが、近時同業者の銳意奮勵以て醸造の改良販路の擴張に盡瘁しつゝ有れば、一大發展の時機も遠き將來にあらざること明なり。大濱地方に於ても其の醸造の起原は元祿年間にありて漸

次發達を遂げ維新前迄は釀戸も多く大規模のものにありては大船數艘を有し、直接江戸に輸送し盛に取引をなし聲價甚だ高かりしが、世の變遷に伴ひ次第に衰退し轉業、廢業者、陸續相次ぎ、明治十六年に至りて極まる。當業者に於ては深く之を慨嘆し熱心に挽回の策を講じ、一意製品の改良に努めたる結果、始めて回復の端緒を啓き、爾來絶へず改良を施したれば益々盛運に向ひたり。近時西三醸造試験所を設置し、名古屋稅務監督局技師の指導を受け一層品質の改良に努めたれば、大に其の効果を顯し、優良品を製出するに至り、他地方の清酒と其の販路の擴張を競ひつゝあり。

(二) 味淋酒

味淋

味淋酒の醸造は清酒醸造家に於て兼醸するもの多きを以て、縣下各郡とも概ね味淋酒の産出を見るも、最も多額の産出あるは本郡なりとす。最も盛なるを大濱地方なりとす。同地舊來主として味淋酒の醸造に従事せしも、其發達は遅々たるを免れざりき。之れ醸造法の幼稚にして色澤香味上らざるもの多かりしが、漸く學理を應用し、流機を設置し一意醸法の改良に努力せし結果、其の産出も大に醇良に至り、販路も從て擴張し、産額も亦漸く多し。明治三十九年大濱地方に於て稅務監督局技術官の指導を受け一層醸法に改良を加へ、益々良品の醸出を見るに至り、本郡に於ける味淋酒は縣下に頭地を抜くのみならず、之を本邦有數の味淋

醬油味噌

本場たる下總流山地方の優品に比するも亦遜色なきに至れり。

(三) 醬油、味噌溜

是等の産額亦尠からず。味噌の醸造甚だ盛にして溜の産出も亦尠からず。因て之を醬油の代用に充つること廣く此の地方に於ける慣習なり。従て醬油の名を以て販賣する品種の内にも尙ほ溜製に屬するもの少からず。純粹の醬油を醸造するは殆んどなし。従て多くの場合醬油と溜との區別を設けず。之れ人の嗜好によるものにして、普通の醬油よりは色味濃厚なる溜を愛用する傾向あるによるものなり。味噌は多く赤味噌にして色味濃厚にして溜を併せ産す。是等の産地は大濱地方を主として、安城矢作等之れに次ぐ。

土器

第六節 高濱土器

本郡は各町村至る所として陶土を産出せざる土地なし。本郡唯一の鑛産物なり、其の發見採掘の年代詳かならず。此陶土を使用して焜爐、鍋、釜等を製造すること遠く、天保年間より繼續し、何れも現下需用を激増せり。高濱、新川、大濱に於ては古來製瓦を以て名あり。製瓦の餘業として焜爐、炮烙の類を製出せしが、其需要範圍頗る廣きを以て年々其の産額を増加し。又土管、土鍋、土瓶等を製出して益々陶業を擴張せり。近來新川町に於て銅燒を創製す。此法を以て花瓶等を

銀行

製するに一見古銅器の如し。

第七節 銀行

本郡に於ける銀行は、其數數多あるも、多くは他銀行の支店或は出張店にして本郡を基礎として成立されたるものは株式会社碧海銀行の一あるのみ。普通銀行にして兼貯蓄銀行たり。大正二年一月の調査によれば資本金總額五十萬圓拂込済額三十三萬七千五百圓にして積立金四萬四千百拾圓なり。明治三十二年三月の創立にして本店を本郡安城町に置き、支店及出張店の數三あり、愛知縣並に碧海郡の金庫事務を執行せり、支店を知立、刈谷、新川に出張店を矢作、大濱に置く。他銀行の支店或は出張店には刈谷町に愛知農商銀行刈谷支店、農商貯蓄銀行刈谷支店の二あり。矢作に岡崎銀行矢作出張店あり。大濱並に安城に衣ヶ浦貯蓄銀行大濱支店及安城支店あり。知立に額田銀行知立出張店あり。又各銀行の代理店は郡内に其の數極めて多し。

市場

第十節 市場

碧海郡に於ける市場には魚介、青物、陶器等の市場あり。多くは定期にして其所に出だす物品の種類により期を異にし、又同一品物にても青物の如きは多くは

第二項 會社工場一覽表

名	稱	所在地	設立年月	營業の種類
三河土管株式會社		高濱町	明治三〇年九月	土管製造
三河のみとり合資會社		矢作町	四〇	のみとり粉製造
丸八合資會社		新川町	四一	酒造販賣
泉製袋合資會社		刈谷町	四一	紙袋製造販賣
廣瀬合名會社刈谷支店		同	四二	酒造販賣
合資會社尾石炭商會		大濱町	四三	物品販賣
伊藤合資會社		矢作町	四三	米、雜穀、肥料販賣
丸豐合資會社		柵尾町	四四	織物製造
◎薪炭合資會社		矢作町	四四	薪炭販賣
丸一合資會社		同	四四	生絲製造
內藤醬油株式會社		新川町	四五	醬油製造販賣
問善合資會社		同	大正元	薪炭問屋
碧海倉庫株式會社		安城町	明治三三	倉庫運送
三河鐵道株式會社		刈谷町	四三	運送
愛三織物同業組合		刈谷町	三八	織物、卸賣、玉造受負
碧海郡蠶種同業組合		安城町	四二	蠶種製造

名	稱	所在地	場	主	創業年月	職工	製品種類
愛三土管煉瓦同業組合		高濱町		四三	八		土管煉瓦製造
西三瓦製造同業組合		同		四四	六		瓦製造
碧海郡酒造組合		新川町		三四	四		酒
碧海郡醬釀組合		同		大正二	三		醬油
碧海郡水産組合		大濱町		明治三五	六		
吉濱漁業組合		高濱町		三六	六		
新川町漁業組合		新川町		三六	六		
高濱町高濱漁業組合		高濱町		同	六		
大濱町漁業組合		大濱町		同	八		
柵尾村漁業組合		柵尾村		同			
志貴崎村漁業組合		旭村		同			
刈谷町漁業組合		刈谷町		四三	九		
又神原製絲場		旭村	神原	伍作	四二、六	二五	玉絲
同		同	原	小七	四四、八	二一	同
町田製絲場		刈谷町	田銀	次郎	二九、六	四三	生絲
岡本製絲場		知立町	岡本	淳一	三八、六	六二	同

第七編 産業

都築製絲工場	明治村	都築松之助	三〇、六	一一九	揚り繭、生絲、生皮苧
原田製絲工場	同	原田登三郎	四一、六	五〇	生絲
御宿製絲分場	安城町	御宿喜太郎	四四、一	五五	同
愛三製絲合資会社	同	愛三製絲合資会社	四三、六	一〇〇	生絲、生皮苧
合資会社安城山丸製絲所	同	合資会社安城山丸製絲所	四四、六	三六〇	生絲、生皮苧、揚り繭
杉浦製絲工場	六ツ美村	杉浦藤助	三三、六	二五〇	生絲、生皮苧、揚り繭
丸一製絲工場	矢作町	丸一合資会社	四〇、九	七五	生絲
伊藤製絲工場	矢作町	伊藤合資会社	四一、六	五六	生絲
三浦製絲工場	同	三浦三五郎	二五、六	九〇	玉絲
杉山製絲工場	同	杉山清一	二九、一	七五	生絲
岩月製絲工場	同	岩月末太郎	三二、六	三二	同
大久保製絲工場	同	大久保力之助	二七、七	二九	玉絲 二等絲
丸八製絲工場	上郷村	佐藤サイ	三五、二	六四	生絲
タオール工場	旭村	杉浦新太郎	三二、二	一二	タオール
名倉織布工場	同	名倉源次郎	四一、九	三九	白木綿
久田織布工場	同	久田徳太郎	三〇、二	一二	縞木綿
鈴木木工工場	同	鈴木小市	三八、七	二三	タオール
丸豊合資会社	同	丸豊合資会社	四三、二	四一	金巾
生田織布工場	同	生田照太郎	四五、一	一七	岡木綿
杉浦織布工場	同	杉浦百太郎	四四、一	二三	白木綿

新藤織布工場	大濱町	新實半之助	四二、一	二二	白木綿
高松織布工場	同	高松角太郎	四一、九	一一	同
司織布工場	同	龜島吉五郎	三九、二	三七	同
國豐織布工場	同	鈴木米吉	四一、五	一六	同
今織布工場	同	龜崎與三郎	四三、二	九一	同
因織布工場	同	倉田仙太郎	四一、七	二二	同
司織布工場	同	高松徳三郎	四三、八	二六	同
今織布工場	同	加藤松五郎	四二、三	一四	同
令織布工場	同	杉浦市太郎	四二、二	三一	同
令織布工場	同	板倉猶三郎	四四、八	一五	同
令織布工場	同	國松政治郎	四一、五	四二	同
烏居織布工場	同	烏居庄太郎	三八、七	一〇	染色木綿
加藤織布工場	同	加藤愛助	四二、一	二〇	白木綿
杉浦織布工場	同	杉浦桂太郎	三八、一	二〇	タオール
神原織布工場	新川町	神原仁吉	四一、一	五八	白木綿
丸加織布工場	高濱町	加藤房次郎	四一、二	三一	同
森井織布工場	同	森井伊三	四二、六	三六	同
山田織布工場	依佐美村	山田萬次郎	四一、三	一三	同
山田織布工場	同	拓植直吉	三五、一	二〇	同

第七編 産業

業

第七編 産業

味淋九重櫻釀造場	同	石川八郎治	安永元、一	二五	味淋
玉の井味淋釀造場	同	高松梅吉	明治一八、	一一	味淋 燒耐
磯貝釀造場	同	磯貝襄雄	三七、二〇	一〇	同 同
角谷釀造場	同	角谷兵右衛門	嘉永元、一	三三	醬油 味噌
佐藤酒造場	新川町	佐藤半一郎	明治三、二〇	二三	清酒 味淋
竹内酒造場	高濱町	竹内源治郎	二七、四	一五	清酒 味淋 燒耐
清酒稻德釀造場	刈谷町	稻葉彌吉	二、	一七	同 同
廣瀨酒製造場	同	廣瀨合名會社	四二、三	一六	同 同
泉製袋場	同	泉製袋合資會社	四一、三	二一	紙袋 同

五八二

銀行

名	稱	支店及出張店數	位	置
株式會社碧海銀行		五	安	城町
愛知農商銀行刈谷支店		一	刈	谷町
岡崎銀行矢作出張店		一	矢	作町
碧海銀行知立支店		一	知	立町
同 刈谷支店		一	刈	谷町
同 矢作出張店		一	矢	作町

市場

名	稱	賣買品目	所在地	開	市	日	創始年月
今魚市場		烏魚貝類	高濱町	每日	新川	町	七十二年前
◎青物市場		青物一切	同	自八月十六日至九月三十日	大濱	町	四三、八
八百勝市場		同	新川町	年中三百日	刈	谷町	四二、八
福庄市場		同	同	同	大濱	町	四三、二
問半魚市場		烏魚介類	大濱町	每日	同	同	元、正
八百泰青物市場		青物一切	同	七、八、九、月 每日	同	同	四一、七
鴛鴨市		陶器、履物	上野村	每年十二月二十三日	同	同	三八、一二

市場

第七編 産業

五八三

第八編 交通運輸

第一章 往古の道路

往古の道路

古官道

大寶の令制

延喜式

驛家

古の官道東海道は、孝元天皇五十七年始めて開通せしが、當時の道筋は明瞭ならず。孝徳天皇大化二年に至り、畿内に驛制を布き更に之れを全國に及ぼせり。大寶の令制によれば、道路を分ちて大路中路小路とし、三十里毎に一驛を置き、官戸を設け驛馬の飼養、官人の送迎に任せしむ、是れを驛戸と云ふ。驛馬の數は道路の種類によりて異り、大路は二十四、中路は十四、小路は五匹とせり。東海道は中路なるが故に、驛馬の數は十四なりき。驛馬の外に郡毎に傳馬五疋を備ふ。又延喜式によりて見るに驛馬、傳馬は、總て騎用に堪ふるものを買ひて是れに備へ、又道路の附近には栗樹を栽培して往還の人に休息を得せしめ、若し又水無き所には井を掘りて飲料に便せしむ、又往還の百姓路上に在りて困飢、病患し、由達すべき郷なき時は、當國々司一人巡看し正税を以て是れを收養し療を得るの日に據りて送達すとあり、往古往還の様、凡そ知らるべし。

延喜式に載する三河國の驛家は、渡津、山網、鳥捕の三にして尾張の驛家は新溝、馬津の二なり。而して西、伊勢國、板撫驛より馬津驛に渡海し、此所より東

して新溝驛を過ぎ、參河に入り鳥捕驛に至り更に進みて、山網渡津を過ぎ、遠江國に入るの順序なり。是等の驛家は、果して何所なりしかは今詳ならず、只だ山網は今額田郡、山中村に山網の地ある是れなるべし。猶ほ和名抄により、參河國にて驛家を挙げたる郡を見るに碧海、額田、寶飯の三郡なり。渡津を以て寶飯郡の驛家とし、山網を以て額田郡の驛家とする時は、鳥捕は正に碧海郡の驛家なり。參河國名所圖會には尾張國兩村驛より、參河國に入り、鳥捕、八橋を経て云々とあり、鳥捕を以て八橋の西なりとなす。されど鳥捕驛の位置に就ては、既に碧海郡鄉村の部に於て説けるが如く、和名抄なる碧海郡、鷺取郷は即ち此の鳥捕の驛家郷たりし所にして、郷家郷とは、別に一郷を置きたるものにあらずして、既存の鷺取郷を以て驛家に充てたるものなるべし。而して又既に説けるが如く今の矢作町大字宇頭柿崎尾崎等の地を以て、鷺取郷の古地なりとせば、鳥捕驛の位置は其を適確に指摘し能はざるも、尙ほ其の附近なりしことは凡そ知らるべし。今日宇頭、尾崎、等の地を以て、鳥捕驛の舊址なりとするは、故なきにあらざるなり。元來西參河の地は、日本武尊の東征以來、東西交通の要衝となり、沿道の地は最も重きを置かれしものなれば、官道開けて驛家設置の後、鳥捕驛も亦他驛と共に其の繁賑を極めしものなるべし。雜令によれば私行人と雖も五位以上のものなれば止宿を聽すとあれば、鳥捕驛にても常に是等の止宿人絶へざりしことなる

驛家の興

伊勢物語

べし。然るに平安朝の末地方の政務亂れ群賊時を得て蜂起し、全國殆んど粗野に化し、驛務亦廢滅して行旅遂に止息するに至りぬ。此の時に當り鳥捕驛獨り殷賑なる能はず遂に他の諸役と運命を共にして廢滅に歸しぬ。
其後鎌倉幕府の時に至り、世の秩序成るや、大に力を驛制に注きしかども、舊の驛家は遂に再興せずして終りぬ。
茲に舊東海道は何れの地を經過したるものなるかを窺ふに、平安朝初期の作なる伊勢物語に、

三河國八橋と云ふ所にいたりぬ、(略)其澤に杜若いとおもしろく咲きたり、それを見て都いと戀しく覺へたり、さりければ、或る人のかきつばたの五文字を句の頭にすへて旅の心を詠めといひければ。人のよめる

○から衣きつゝなれにしつまあればはるゝきぬる旅をしぞ思ふ
とよみければみな人餉のうへに涙おとしてほとびにけり。

とあるは、在原中將業平の東へ下りける時、八橋に憩ひて詠みしものなりとするは人語に普き處なり。又十六夜日記を見るに

なるみがたを過るにしほひの程なれば、さはりなく干瀉を行く、折りしも濱千鳥いと多きさきだちて行くもしるべ顔なる心地して、
○濱千鳥鳴きてぞささふ世の中に跡とめんとは思はざりしを

十六夜日記

すみだの川のほとりにこそありときゝしかど都鳥と云ふ鳥のはしとあしと赤きは此の浦にもあり、

○ことゝはむ荷とあしとはあかざりし我住かたの都鳥かな
二村山を越へ行くに、山も野もいと遠くて日もくれはてぬ、
はるゝくと二村山を行き過ぎて猶ほするたどる野べの夕やみ

八橋にとゝまらむと云ふ、くらさに橋も見へずなりぬ、
○さゝがにのくもであやうき八橋を夕ぐれかけてわたりぬるかな

二十一日八橋を出で、行くにいとよく晴れたり、山もと遠き原野を分行くひるつかたになりて紅葉のいと多き山に向ひて行く、風につれなき所々朽葉にそめかつてけり、ときは木ともに立ちまぢりて青地の錦を見る心地す、人に問へは宮路山と云ふ、
とあり鎌倉幕府初期に於ける街道の經過せし地點亦以て凡そ知らるべし。猶ほ東

東關紀行

關紀行に

○古郷は日を経て遠くなるみがたいそぐ沙干の道ぞくるしき
やがて夜の中に二村山にかゝりて山中などを過る程に、東漸くしらみて海の面遙に現れたり、波も空も一つにて山路につゞきたるやうに見ゆ、
○玉くしげ二村山のほのゝくと明行く末は波路なりけり

海道記

ゆきくして三河國八橋のわたりを見れば在原業平の杜若の歌よみ
 (略)やはぎと云ふ所を出で、みや路山こゑ過る程に赤阪と云ふ宿あり
 とあり又海道記に

宮道二村の山中を過ぎて、(略)山中に界川あり、(略)かくて三河國に至りぬ、
 雉鯉鮒が馬場を過ぎて、數里の野原に一兩のはしを名づけて八橋と云ふ、
 (略)宮橋と云ふ所あり、(略)けふのとまりを聞けば前途猶ほ遠し、(略)日の
 入る程に矢作の宿につきぬ、九日矢作を立ちて、赤阪の宿を過ぐ、

とあり、是等の紀行文によりて見るに中世の東海道は尾張二村の山を越へて、三
 河地に入り、知立が馬場、八橋、宮橋等の地を経て矢作に出でたるもの、如し。
 猶ほ多くの紀行文によるに、經過の地名並に順序等凡そ異なる所なし。即ち古の東
 海道は二村山より八橋附近に出づる迄は、今の東海道よりも遙に北方を通りしもの
 のなること知らるべし。又八橋以東にありては古の矢作の宿は今の矢作にのみ限
 れるものにあらず、是れより以南、渡、筒針、牧内、小望、桑子、等皆な昔時矢
 作の里と稱せし地なるが如く、從て東海道も今の東海道とは異なり、是れより猶
 ほ南方を經過せしもの、如し、耆老の口碑に存する所を縮合し、又此の附近に於
 ける地理の實際に就て考ふるに、八つ橋より以東の舊東海道は、同村より東南に
 向ひ宇頭尾崎邊を通りて山崎邊より福地に下り新堀牧内邊を経て渡村に出で、此

中世の東
海道

鎌倉街道

の鎌倉街道
の記

所にて矢作川を渡り對岸なる、明大寺邊に着し、其れより大平川の南に沿ひて宮
 路山に出でしものなるべし。世俗是れを鎌倉街道と稱し、諸所に古道の趾を存す。
 宮路山を越ゆれば赤坂町に出で、御油より本坂街道を往き豊川、高山等の驛を過
 ぎて遠州路に入る。今参考の爲め舊刈谷藩士、濱田雅昌の調査したる鎌倉街道の
 記を左に掲ぐ、

鎌倉街道の儀岡崎宿と池鯉鮒宿との間尾崎村より北に入り、同村能野權
 現森の真中を通り、右踏分の森と往古より唱へ來り候段里人申聞候、右
 森を出で、大濱茶屋北裏を通り、遙に北の方に狐塚と申所に一株の松あり、
 是れ昔の並松の跡のよし里人申侍り候、夫れより松林數十町を経て
 里村の出郷に至り、田島間に里人に道を求め里村へ掛り、村際に乗せず
 の森と申傳へ候山王の社御座候、下馬の觀音と共に旅人馬駕籠に乗り候
 得ば度々過ちいたし候儀有之候、依て此の森を乗せずの森と古く申來り
 候由、里人申合候、田島を過ぎ松林を越て八橋村無量寺へ參り、本尊業
 平朝臣御作觀世音並に古代の橋杭、沼邊に四つ柳手の燕子花は、當地のみ
 なりと里人申聞候、村を離れて暫く業平朝臣のしるしなりとて五輪あり、
 其の邊古松所々に生て數百年の俤を残し有之候、川を越へ田道の邊りに
 一株の松ありて、往古の並木の跡のよし聞き傳へ候、細道を過て坂を上り、

右の方に小松山の中、下馬觀音の小堂石佛にて立玉ふ、古へは堯雲寺と申諸堂も數多ありしが、衰微に至り今は古瓦等諸所に残り居候、畠道を過ぎ駒場村を通り、愛妻川を越し、是れより山の細道を數十町行、兒子池と申池塘を廻りて、少し北手の山へ入る、間もなく東境村の北塘を過ぎ、西境村中を通り尾參兩國の境川を越へ、大久傳村を通り、道の傍に榎の古木あり、昔の道筋の由里人申傳ふ、程なく宿と申村へ至り、昔の有姿を聞侍り候へば八橋を野路の宿と申せし時、當村も宿にて人馬繼致せし所なりと申聞候、宿名如何に候哉と尋候へば、其儀不覺只宿とのみ申傳へ候由、右村を出で山添にかゝり、遙の山道を過ぎ漸峠に至り候へば、小堂御座候、五尺餘の石地藏二體立せ玉ふ、左りの一體は昔夜なく、化身ありて往來の人結約ありしを返て何人が袈裟切りに切り落し候段、里人の物語りに候、今半身計有之春の方に大同二年建立と彫刻の字認め有之、此山を峠と里人年來申來り候へ共、元、二村山とて古名顯然たりし街道の砌、貴人方の讃歌等數多御座候、今は二村山の名知る人稀なり、此を過ぎ西の方へ下り、數十町谷間坂路を歩行漸く相原村と申へ出尋候得ば、是れより鳴海、西、山王森へ出、東海道と一絡に相成り候由に付、道を求め參り候處、永祿の頃近邊合戦の時砦等諸所に築き、古道も遮り

て有之、幽の峠道相尋ね、山王森に出申候是迄村々に里人申候趣、年曆千歳に及び候事故計りかたく、殊に書留の品等もなく云ひ誤り聞き違ひ等にて過ぎ行候歟、無覺東事共に御座候、

今の東海道は何時の頃に改定せしか明ならず、或は云ふ應永二年巳年、足利義持これを開くと、應仁、文明、以後大亂相繼ぎ、驛路漸く荒廢しぬ、織田信長是れを憂ひ、使を四方に遣し、其の里程を定め、塚を築き、舟揖を設け、津梁を通ず。天正二年十二月、其の臣、篠原八左衛門、坂本文助等に命じ、道路を修繕せしめ、三年正月工を起し、二月に至て成る、大路は幅三間半、小路は三間とす、皆其の兩傍に松柳の二樹を栽植せしめたり、是れ今の東海道筋の濫觴なるべし。其後徳川家康東海の道路を修し、三十六町毎に塚を築き、道路の幅を五間となさしむ、寶曆十二年家治將軍の時に至り、東海道の行樹を植へしめ、且つ道路の間凸を平坦ならしむ、爾後又幾回の修理ありしも一々之れを記するの煩を避く、徳川時代に定められたる三河尾張に於ける宿驛は、二川、吉田、御油、赤坂、藤川、岡崎、池鯉鮒、鳴海、熱田の九宿なり。熱田よりは海上七里、間遠の渡は、渡船にて伊勢、桑名に至るを順路とし、風波激しきに於ては、佐屋廻りとして、熱田の北方より山塚、萬場、神守の三驛を過ぎ、佐屋驛に至り同所より舟にて桑名に降りぬ、寛永十三年是れを開き、寛文五年更に修築して竝木松を植へぬ、又言

下道と上

田、二川の二驛開けてよりは、二川より見附を経て新居の渡を越すべき順路となりたれば、本坂越は自然間道となり、諸侯の故なくして是れを通行するを禁じたり、前者を下道と云ひ後者を上道と云へり、洗居には關所を置けり、
 徳川氏東海道を修築し、諸侯の參勤私人の往還に便す、今其の行旅の様を伺ふに宿驛には旅籠、茶屋等の設ありて行旅の勞を慰む。又諸侯の驛館、副驛館ありて是れを本陣並脇本陣と稱しぬ。而して定敷の驛馬、驛夫は常に備はり行人の騎用、荷物の運搬に便せり。此の定敷の驛夫、驛馬を以てするも猶ほ猶ほ足らざる時は近傍の村落より、人夫、騎馬を發して補はしむ。此の人馬を廢する村落には亦定ありて是れを定助郷と云へり、普通助郷と云ふ、
 本郡に於ける宿、知立の宿に置ける驛夫、驛馬の數は、驛夫百人、驛馬百頭を以て定敷とし内、驛夫三十人、驛馬二十頭は常備とせり。知立驛に於ける人夫其の他の定助郷は

上重原	下重原	中村	半城土	一ツ木	築地
今岡	駒場	中田	牛田	八田	野田
小山	泉田	堤	今	來迎寺	八橋
里	篠目	西境	若林	井ヶ谷	東境
花園	吉原	中根	小垣江	吉濱	

定助郷

駄賃

の二十九ヶ村是れなりき、而して人馬の受くべき駄賃は

知立より鳴海に至る行程三里三町四十六間 輕尻馬 八十二文

脚力 六十一文 本馬 百二十七文 輕尻馬 八十二文

知立より岡崎に至る行程三里二十六町四十間三尺 輕尻馬 百十六文

脚力 八十六文 本馬 百七十五文 輕尻馬 百十六文

割増 駄賃

一文とは寛永銀一つにして、明治以後一錢を俗に百文と稱するに至り一文はまた十文となり今の一厘に相當す。馬は重量三十六貫を駄するものと定め、騎本馬は一人を十六貫と定め、又輕尻馬は重量二十四貫を駄するものとなす。されど駄賃は年曆の久しき奔馳の勞と恰當せざるに至り、幕府に賃金の増加を乞ひ、其の允許を受く、是れを割増と稱せり。此の割増ありし時と其の歩合を見るに

寛政十年より十閏年 人馬共に二割増
 文政十一年より若干年 人馬共に五割増

幕末に至りては諸侯の道中極めて頻繁にして、人馬足らず、定助郷の増賃を受くるも猶ほ奔馳の激しきに堪へず、於是か更に幕府に乞ひ定助郷の外の村々の人馬を出して援助せしむ、是れを加助郷と稱せり。從て駄賃は益々騰起し、人馬共に七倍半となり、更に明治二年二月二十九日より四月晦日までは實に十倍の割増なりき。幕府政權を奉還するに及び驛宿の制滅び驛遞、驛館、亦合せ廢さる。今

加助郷

日老人の言に聞くに助郷の出づる日に於ては實に人馬雜踏を極めたるものにして、其れに比すれば今日の如きは蓋し寂漠たるものなりと、宿驛の殷賑なりし様、想ひやらるべし。

猶ほ往古の道路として特に茲に記すべきは、大濱村より北上して高取、高棚、箕輪、野田、篠目、等の地を経て大濱茶屋にて東海道と十字をなし、猶ほ北上して上野、渡刈、等の地を経て北方加茂郡に入りし道路なり。此の道路は舊と大濱の鹽、其他の海産物を北方の山間に送るべき唯一の要路なりしが、後世に至るに従ひて滅び今は全く通せず。文化文政頃の地圖を見るに明に此の道路を記入し一里塚を設く、古に在りては極めて完備せし道路たりしが如し。

第一章 置縣以後の道路

明治六年大藏省は道路修築規則を定め、道路の等級を三等に區別せり、後同九年六月に至り、大政官は之れを廢して國道、縣道とし各三等に區別せり。而して將來新設する道路は、國道は其の幅七間六間五間とし、縣道は四間以上五間、里道は別に一定せずと規定せり。爾後縣道にして國道に編入されしもの、里道にして縣道に入りしもの、亦修築によりて其の道筋の變換ありしもまた少からず、是等の事は是れを略し進んで本郡に於ける現在の道路に就て述べべし

置縣後の道路

第一節 國道

本郡を通ずる國道は、國道第二號線是れにして、郡の中部を東西に貫通す、東は額田郡岡崎町より矢作川を越へて本郡に入り、西は境川を越へて愛知郡に出づ。矢作町大字矢作、暮戸、宇頭、尾崎、宇頭茶屋、安城町大字大濱茶屋、今、知立町字來迎寺、牛田、知立、及び富士松大字逢見等東より西に順次に其の沿道にあり、本郡内に於ける延長は四里八町五十六間にして、平均幅員三間〇六なりとす。極めて平坦にして殆んど其の勾配を算せず、平均して坂路の勾配三十分の一より四十二分の一に至る、郡内に於ける各道路の主幹とす。

國道

第二節 縣道

本郡を通ずる縣道六あり。師崎街道、大濱街道、新街道、西尾街道、土呂街道、岡崎街道是れなり。郡内に於ける延長合計十六里十六町四間あり。左に各縣道に就きて少しく詳細にする所あるべし。

縣道

(一) 師崎街道

師崎街道は碧海郡知立町より知多郡師崎町に至る縣道なり、知立町大字知立を

師崎街道

起點とし是れより同字上重原、刈谷町大字重原、刈谷を経て市原川、境川等を越へて、知多郡に入り東浦村、龜崎町、半田町、成岩町、武豊町、富貴村、河和町等を過ぎて師崎町に達す、延長十二里二十四町四十五間にして、本郡に於ける延長は内一里二十四町十六間、幅員平均四間二九坂路の平均勾配十五分の一より四十五分の一までなりとす、本郡より知多郡に入るの要路なり

大濱街道

(二) 大濱街道

大濱街道は愛知郡鳴海町より本郡大濱町に至る縣道なり、鳴海町を起點とし、知多郡東浦村大字緒川に至りて師崎街道と合し、境川、市原川、等を越へて刈谷町大字刈谷に入り、此所に於て同街道より南に岐れ、同町大字元刈谷、依佐美村大字小垣江、高濱町大字吉濱、高濱及び新川町を経て大濱町に至る延長六里二十町四十間にして本郡に於ける延長は三里十五町三十七間平均幅員一間九〇平坦にして坂路の勾配を算せず

新街道

(三) 新街道

新街道は名古屋市より額田郡岡崎町に至るの縣道なり、起點は愛知郡天白村にして、同村字平針に於て飯田街道より南に分岐し日進村東郷村等を経て西加茂郡

土呂街道

(四) 土呂街道

に入り、三好村を過ぎて本郡に入り高岡村字堤、若林、吉原、上郷村大字和會、矢作町大字橋目等の地を経て同町大字柿崎に於て國道第二號線に合し、東して額田郡岡崎町に至る、延長五里二町五十八間内本郡に於ける延長は二里九町五十六間にして平均幅員四間坂路勾配平均十分の一より二十五分の一迄とす。

西尾街道

(五) 西尾街道

土呂街道は額田郡福岡町より幡豆郡西尾に至る縣道なり。起點は額田郡福岡町にして、南して本郡六ツ美村に入り、同村大字國正、中、定國、正名、下中島、等の地を経て幡豆郡に入り、三和村を過ぎ、西尾町に至る、延長二里七町三十三間にして、内本郡に於ける延長は一里四町十九間平均幅員二間〇五とす、平坦にして勾配を算せず

西尾街道は本郡知立町より幡豆郡西尾町に至る縣道なり。碧海郡知立町を起點とし、同町字知立、上重原、西中、谷田、依佐美村大字野田、井杭山、安城町大字箕輪、福釜、赤松、明治村大字泉、城ヶ入、南中根等を経て同大字米津に至り此所に於て矢作川を越へ、幡豆郡に入り西尾町に入る、延長總て四里七町三十間内

碧海郡に於ける延長は三里十町十五間にして平均幅員二間〇五平均勾配七十三分の一なりとす、本郡より幡豆郡に入るの要路なり

(六) 岡崎街道

岡崎街道は額田郡岡崎町より幡豆郡平坂村に至る縣道なり。岡崎町より國道第二號線によりて本郡に入り、矢作町大字矢作に於て同線より南に分岐し、同町大字筒針、西牧内、池端、小望、島、安城町大字古井、櫻井村大字櫻井、東町、姫小川、小川、藤井等の地を経て明治村大字米津に至りて西尾街道に合して、矢作川を渡り、幡豆郡に入り西尾町に至りて更に平坂街道に合して平坂に至る。延長三里十町二十九間、内本郡に於ける延長は二里九町二十四間にして平均幅員一間五〇とす。國道第二號線と共に本郡より額田郡に通ずるの要路なり。

第三節 里道

本郡に於ける里道は、其の數實に千四百に達し、延長總て二百二十里に餘れり、是等多數の里道の内特に本郡重用道路として國道縣道と相並び、郡内主要の交通路をなし、又他の里道に比しては其の幅員も廣く且つ其の保管修繕等の方法も好く完備せるもの九あり。即ち鐵道沿線、福岡線、城ヶ入線、新川線、北部線、渡

刈線、舉母線、鷺塚線、大濱線等はれなり。而して是等郡重要道路の延長は、總て十八里三十五町二十五間にして土地平坦坂路の勾配を算せず、其の幅員は九尺より二間に至る、左に是等の重要道路の起點終點其の經過地名並に其の延長を總て表によりて左に示す。

名稱	起點	終點	經過地名	延長
鐵道沿線	矢作町大字西牧内に於て縣道岡崎街道より西に分岐す	本郡刈谷町大字熊村に於て城川を渡り知多郡に入る	矢作町大字西牧内 桑子 新堀 安城町大字 山崎 上條 安城 箕輪 依佐美村大字 野田 半城土 刈谷町大字 重原 刈谷 熊 安城町大字上條より東は東海道に北に沿ひ西は南に沿ふ刈谷町大字刈谷に於て師崎街道に合し再び分岐し同大字熊を経て知多郡大府村に至る	七、五九四間
福岡線	安城町大字安城	六ツ美村大字坂左右に於て縣道土呂街道に合す	安城町大字 安城 矢作町大字 坂戸 河野 下佐々木 矢作川 六ツ美村大字 上青野 下青野 在家坂左右 矢作町大字坂戸に於て縣道岡崎街道と六ツ美村大字下青野に於て里道大濱線と各々十字をなす	四、五一四間
城ヶ入線	安城町大字大濱茶屋	明治村大字城ヶ入に於て縣道西尾街道に合す	安城町大字大濱茶屋 今 安城 赤松 櫻井村大字櫻井 明治村大字城ヶ入り	二、四六四間

新川線	北部線	渡刈線	舉母線	鷺塚線
安城町大字明治	富士松村大字西境	上郷村大字川端 端に於て北部線より北に分岐す	知立町大字知立	新川町
大濱町	上郷村大字川端	上郷村大字渡刈に至り此所より西加茂郡に入る	高岡村大字堤 に至り是れより西加茂郡に入る	旭村大字鷺塚 より幡豆郡に入る
安城町大字箕輪に於て縣道西尾街道と十字をなし新川町に於て里道鷺塚線と交り大濱町に於て大濱線と合す	富士松村大字西境 井ヶ谷 高岡村大字若林 上郷村大字和會上野國江阿彌陀堂中切川端高岡村大字堤に於て里道舉母線と若林に於て縣道新街道と互に十字をなす	矢作川西岸の堤を上北上し 上郷村 川端 上中島 配津 渡刈	知立町大字知立 高岡村大字駒場 堤 乙尾 知立町大字知立に於て國道二號線より北に分岐し高岡村大字堤に於て北部線と十字をなす	六ツ美村大字下青野に於て福岡線と十字をなす此の道路は同町より矢作川の東を通り碧海郡大濱町に出づる要路にして同町より南して本郡六ツ美村に入り再び幡豆郡に出で是れより矢作川を西に渡りて更に本郡旭村に入り大濱町に達すされば本道路の本郡に於けるは二の部分をなす
七、二四四間	七、八四二間	三、一六七間	四、七七六間	二、五二四間

大濱線	大濱町
額田郡岡崎町	大濱町
三、七二三間	

右九筋の郡重要道路の外猶ほ郡重要道路にして當時改修中に係るものは小垣江線延長四、〇二七間中央線(安城驛より縣道)二、六五八間の二線路あり又將來郡道に編入すべきものは高濱線三、六二一間中島線七、二五間幸田線三、三三間刈谷停車場線七〇間の四線路あり此の外是等重要なる里道は數多あり其の内にて主なるものを擧ぐれば

- (一) 刈谷町大字重原より北して師崎街道を横ぎり熊村、高津波、小山、築地、逢見、東境等を経て井ヶ谷に至るもの
- (二) 知立町大字知立に於て國道第二號線より北方に分岐するもの、内高岡村大字駒場中田を経て同村大字堤に至るもの
- (三) 安城町大字今より國道二號線を北に分れ同町大字里、高岡村大字吉原、若林等を経て同村大字竹に至るもの
- (四) 知立町より南し上重原、西中、野田、半城土、高須、小垣江等の地を経て高濱町に至るもの
- (五) 安城町大字今より同町大字安城に至るもの

- (六) 安城町大字明治より同町大字大岡高木山崎を経て矢作町大字富永、西本郷、北本郷等を過ぎて同町大字矢作に至るもの
- (七) 安城町大字明治より同町大字箕輪、福釜、依佐美村大字高棚、高濱町大字高取等の地を過ぎて同町大字高濱に出づるもの
- (八) 上郷村大字渡刈より明治用水に沿ひ鴛鴨、永覺、上野、和會等を経て安城町大字大濱茶屋に出で猶南して同町大字安城に至るもの
- (九) 上郷村大字川端より矢作川の堤防を下りて矢作町大字矢作に出づるもの
- (十) 高濱町大字高濱より同町大字高取、明治村大字西端、東端、根崎等を経て同村大字米津に至るもの

等にして順を追ふて算へ來れば猶ほ限りなかるべし。國道縣道里道を合して其延長實に二百四十里を超ゆ其狀正に四通と云ふべく、以て交通運輸の便を計り以て産業興隆の基をなす。

第三章 鐵道

本郡に於ける鐵道は、院線東海道線、及私線西尾鐵道、並に三河鐵道是れなり。本郡並に其の附近に於ては、院線東海道線は、明治十九年三月知多郡武豊港より愛知郡熱田に至れる部分の開通したるを初とし、次で熱田より名古屋、名古屋より清洲、清洲より木曾川、木曾川より岐阜に至れる部分開通しぬ。同二十一年九

月に至り大府以東、刈谷、岡崎、蒲郡、御油、豊橋等を経て静岡に至れる部分開通し、同二十二年に至り新橋以西神戸に至るまでの東海道線全通しぬ。其の後四十年に至りて復線成りぬ。西尾鐵道は明治四十四年四月幡豆郡西尾町より東海道線岡崎停車場に出づる部分開通し、三河鐵道は大正三年三月本郡大濱町より東海道線、刈谷停車場に出づる部分開通しぬ。左に本郡に於ける各鐵道の停車場名哩數並に開業年月等に就ての一覽表を掲ぐべし。停車場名の上に○印あるは他郡に於けるものとす

停車場名	院線東海道	哩數	開業年月
豊橋	○	五・五	明治二十一年九月
御油	○	五・四	明治二十一年九月
蒲郡	○	四・八	明治二十一年九月
幸田	○	四・五	明治二十一年九月
岡崎	○	四・九	明治二十一年九月
安城	○	五・〇	明治二十四年六月
刈谷	○	三・〇	明治二十一年九月
府谷	○	四・四	明治二十年九月
高府	○	四・四	明治十九年三月
大高	○	四・五	

第八編 交通運輸

○熱田 三・二 明治十九年三月
○名古屋 明治十九年四月

停車場名 院線 武豐支線 開業年月

○大府 一・九 明治二十年九月
○緒川 四・五 明治三十三年三月
○龜崎 二・七 明治十九年三月
○半田 二・九 明治十九年三月
○武豐 明治十九年三月

停車場名 私線 西尾鐵道 開業年月

○西尾 五・五 明治四十四年十月
○天王門 八・八 明治四十四年十月
○久麻久 四・四 明治四十五年三月
○八ツ面 六・六 明治四十四年十月
○三和川 二・二 明治四十四年十月
○中島 一・三 明治四十四年十月
○占部 明治四十四年十月

第四章 車輛

大正二年度の調査に係る本郡に於ける車輛の種類並に其の數左の如し

種類 客馬車 牛荷車 積馬荷車 荷積車 耕途車 人力車 自轉車 乳母車
但し課税の分

○土呂 一・〇 明治四十四年十月
○岡崎新 一・五 明治四十四年十月

停車場名 私線 三河鐵道 開業年月

知立 一・六
刈谷新 一・〇
刈谷町 一・五
小垣江 一・三
吉濱 一・八
高濱 一・一
北川 一・七
新川 一・六
大濱 一・六

第八編 交通運輸

輻數	一七	一五三	三五三	一一、三二〇	六、九一〇	一八六五、五四六	一五
----	----	-----	-----	--------	-------	----------	----

第五章 水上の交通

一 河津港灣

本郡の海岸は其の延長四里三十四町に餘り甚しく長しと云ふにはあらざるも直に知多灣、渥美灣、伊勢海等に通じ海運に便なり。されど既に記せるが如く海岸水淺くして大船の碇泊には不便なるも、刈谷以南小垣江、吉濱、高濱、新川、大濱等大小の港灣、阜頭は甚だ多くして小型船舶の碇泊所たらざるはなし、内にも新川、大濱の二港は、其の設備稍可なるものありて汽船、帆船、常に出入して貨物の集散に便する極めて大なり。特に大濱港には造船所の設ありて船舶の建造修理をなすべく、且つ近く知多郡半田港、武豊港と相對し、名古屋、桑名、四日市、鳥羽、福江、一色等に航するの要港をなす。又郡内の河川には大小船舶の廻行し得るもの少からず、矢作川は河口より廻行十里に餘りて舟行の便あり。蜷川、猿渡川、市原川、等亦里餘を通じ其他新川、堀川等船舶の碇泊に便す、左に海上航行の里程を一表にして掲ぐべし。

河津港灣

大濱造船所

自	至	航程
知多郡藤江	吉濱	百八十間
知多郡龜崎	高濱	三十町
知多郡龜崎	新川	十九町
知多郡半田	大濱	一里十町
豊橋市	大濱	十二里
名古屋港	大濱	二十里
桑名港	大濱	二十里
鳥羽港	大濱	十二里
紀伊國大鷲港	大濱	三十一里

二 船舶數

大正二年度調査に係る本郡に於ける船舶左の如し

船舶種類	日本形	西洋形	漁船	耕作船	救助船	小廻船
艘數	二〇	一二二	一五〇	四	一一	六五一
積量	二、七八三	一、八一四				

船舶の數

第六章 通信

郵便

按ずるに郵便は旅客郵便に濫觴し、然る後今日の意味に於ける郵便乃ち書翰郵便は發送しぬ。爾來郵便制度漸く擴張せられ、金銭及貨物の輸送をもなすに至りぬ。即ち金銭の輸送は郵便爲換の制により、貨物の輸送は小包郵便の制に依る、我國郵便制度の創設は、已に維新前の飛脚便に初り、明治四年正月大政官布告を以て飛脚便によるものを取扱ふ場所及賃金を一定し、又是れと同時に、驛遞司より書狀を出す心得なるものを發布し、人民をして一定の據る所を知らしめき。當時是れを取り扱ふ場所は古の所謂重なる宿驛にのみ設けられ、本郡に於ては只だ池鯉鮒に設置されたるのみなりき。而して是れを取扱ふ場所を名つけて郵便御用取扱所と稱しぬ。同年十二月刈谷村にも亦之れを設置せられぬ。當書狀配達の度數は月に僅に五六回に過ぎざりき。其の後郵便御用取扱所の名を改めて郵便役所と稱し、明治八年一月更に郵便局と改稱しぬ。爾來漸く郵便の往復頻繁となるに従ひ、本郡内右二ヶ所の郵便局にては不便を感ずること尠からざるが故に、更に櫻井、棚尾、下中島に之れを増設せられ次で矢作、箕輪、西端、小望、堤に増設

通信

郵便

飛脚

郵便御用取扱所

郵便役所

郵便局

電信

電話

せられぬ。明治十三年棚尾郵便局を大濱に移し、同二十三年三月西端郵便局を新川に移し、箕輪、下中島、小望、櫻井、堤の郵便局を廢止す。次で翌年下中島には更に之れを設け、他に安城に是れを増設せられぬ。翌二十五年一月新川郵便局に同年二月刈谷郵便局に電信事務を開始されぬ。由來郵便並に電信の事務を合せ取扱ふものを郵便電信局と稱せしが、明治三十六年四月官制改正により總て是等の事務を取扱ふものを郵便局と稱することとなりぬ。其後郵便制度の益々擴張せらるゝに従ひ、最も吾人に便利を與ふる電話事務の創設せられしことなりとす。左に本郡に於ける現在の郵便局に就ての一覽表を掲ぐべし

局名	所在地	設置年月日	取扱事務の種類
知立郵便局	知立町大字知立	明治四年四月一日	爲替事務、電信事務、電話事務、貯金事務、 集金郵便事務、電信事務、電話事務、貯金事務、 内容證明郵便事務
刈谷郵便局	刈谷町大字刈谷	明治四年十二月二十七日	爲替事務、電信事務、電話事務、貯金事務、 集金郵便事務、電信事務、電話事務、貯金事務、 内容證明郵便事務
依佐美郵便局	依佐美村大字小垣	明治三十六年十二月十日	爲替事務、貯金事務、電話事務、 集金郵便事務、貯金事務、電話事務、 内容證明郵便事務
高濱郵便局	高濱町大字高濱	明治三十四年三月十日	爲替事務、貯金事務、電話事務、 集金郵便事務、貯金事務、電話事務、 内容證明郵便事務
新川郵便局	新川町	明治二十三年三月一日	爲替事務、電信事務、電話事務、貯金事務、 集金郵便事務、電信事務、電話事務、貯金事務、 内容證明郵便事務

第八編 交通運輸

大濱郵便局	大濱町	明治八年七月七日	爲替事務 電信事務 集金郵便事務 貯金事務
鷺塚郵便局	旭村大字鷺塚	明治三十七年二月十六日	爲替事務 貯金事務 集金郵便事務
明治郵便局	明治村大字和泉	明治四十四年四月二十一日	爲替事務 貯金事務 集金郵便事務
安城郵便局	安城町大字安城字明治	明治二十四年八月一日	爲替事務 貯金事務 電信事務 集金郵便事務
六ツ美郵便局	六ツ美村大字下中島	明治二十四年四月一日	爲替事務 貯金事務 集金郵便事務
矢作郵便局	矢作町大字矢作	明治十三年	爲替事務 電信事務 集金郵便事務 貯金事務
上郷郵便局	上郷村大字上野	明治十四年三月十六日	爲替事務 貯金事務

右十二局の内依佐美郵便局、高濱郵便局、鷺塚郵便局の三は郵便物集配事務を取扱はず
 本郡に於て特設電話の架設あるは安城、知立、刈谷、高濱、新川、大濱の六郵便局にして、加入者の數總て五百に餘り、その他郵便局に於ても皆是れと連絡し、一般公衆の通話に便す

第九編 社寺

第一章 總説

本郡の地たる素より古き歴史を有する土地なれば、隨て神社佛閣の著名なるもの頗る多し、されど中世以降自然と人事との變遷に遭遇し、神社の如きは其の社名のみを存して其の所在を失するものあり、或は古昔には大社にして方今に至りては僅に一小祠を存するものあり、又寺院の如きも舊時には七堂伽藍を完備せし巨利も、現今は矮少の一字を殘せるものあり、或は移轉數回にして遂に廢寺の止むなきに至れるものあり。
 明治以降社寺に關する法令布達等の出づるもの極めて多けれども、是等は此所には略し、先づ目下歴然として存在する社寺に就きて、其の梗概を、列叙し、次で著名なる社寺の由緒沿革を略叙し、終に保護建造物に就き列記せんとす。

種別	本郡社寺數
神社	一
縣社	一
郷社	一六
村社	九〇
其他社	一四五
社寺	一四五

第九編 社 寺

天臺	一	真宗	一四五
眞言	四	日蓮	二
淨土	六一	時宗	三
曹洞	三〇	臨濟	九

他に境外佛堂十六 説教場五一

第二章 神社

第一節 本郡神社名

- 縣社 知立神社 鎮座 知立町大字知立字神田
 祭神 天津日高日子鸕鷀草不彥合尊
神倭磐餘昆古尊 王依昆賣命 神彥火々出見尊
- 郷社 市原稻荷神社 鎮座 刈谷町大字刈谷
 祭神 倉稻魂命
- 郷社 野田八幡宮 鎮座 依佐美村大字野田
 祭神 譽田別尊 比咩大神 和氣命
- 郷社 熊野神社 鎮座 大濱町字天王

知立神社

- 郷社 熊野大神社 鎮座 大濱町字下區
 祭神 伊弉諾尊 速玉男命 伊弉册尊
- 郷社 八柱神社 鎮座 棚尾村
 祭神 天津忍穗耳尊 天之穗日命 熊野久須昆命 多岐理昆賣命 天津日子根命 活津日子根命 市寸島昆賣命 多岐津昆賣命 小川天神社
- 郷社 櫻井神社 鎮座 櫻井村大字櫻井
 祭神 天照大神 瀨織津媛命 伊弉諾尊 菊理姬命 伊弉册尊
- 郷社 精目犬頭神社 鎮座 六ツ美村大字宮地
 祭神 彦火々出見尊 熊野三神
- 郷社 酒人神社 鎮座 矢作町大字阪戸
 祭神 倉稻魂尊 酒人親王
- 郷社 和志取神社 鎮座 矢作町大字西本郷
 祭神 氣入彦命 谷部大明神
- 郷社 矢作神社 鎮座 矢作町大字矢作
- 第九編 社 寺

第九編 社 寺

祭神 素盞鳴尊

郷社 長瀬八幡宮

祭神 譽田別尊
息長足比賣命

郷社 白山神社

祭神 菊理媛命

郷社 糟目春日神社

祭神 天津日高子穗々出見尊
天津氣比賣命

郷社 神明宮

祭神 大日靈貴尊

郷社 明治川神社

祭神 水分神
高靈産神

村社 津島神社

祭神 素盞鳴尊

村社 天満神社

祭神 右大臣菅原道真

村社 春日神社

祭神 天津兒屋根尊
經津主命
武甕槌命

村社 八幡社

祭神 應神天皇

村社 神明

祭神 大日靈貴命

村社 八劍神社

祭神 日本武尊

村社 八劍神社

祭神 日本武尊

村社 八劍神社

祭神 天照皇大神 素盞鳴命
天忍穗耳命

村社 八劍神社

祭神 素盞鳴尊
仁德天皇

村社 八幡神社

祭神 應神天皇

村社 白山社

祭神 菊理比賣尊

村社 天満神社

祭神 素盞鳴尊

第九編 社 寺

村社 菅原道真 祭神 米津神社 鎮座 明治村大字米津

村社 熊野神社 祭神 伊弉册尊 鎮座 櫻井村大字藤井

村社 春日神社 祭神 天津兒屋根命 鎮座 櫻井村大字木戸

村社 天神社 祭神 天照皇大神 鎮座 櫻井村大字小川

村社 八柱神社 祭神 天忍穗耳命 天穗日命 天穗日命 天穗日命 鎮座 櫻井村大字川島

村社 神宮神明社 祭神 熊野久須日命 熊野久須日命 熊野久須日命 鎮座 六ッ美村大字上青野

村社 椿宮神明社 祭神 青櫛城根命 大日靈貴命 鎮座 六ッ美村大字下青野

村社 大日靈貴命 祭神 明社 鎮座 六ッ美村大字合歡木

村社 明社 祭神 大日靈貴命 鎮座 六ッ美村大字合歡木

村社 八幡社 祭神 應神天皇 鎮座 六ッ美村大字福桶

村社 日長神社 祭神 日長神 鎮座 六ッ美村大字下中島

村社 明社 祭神 豐字氣姬命 鎮座 六ッ美村大字下中島字小園

村社 八幡社 祭神 譽田別尊 鎮座 六ッ美村大字下中島

村社 住吉社 祭神 中筒男命 鎮座 六ッ美村大字下中島

村社 明社 祭神 大日靈貴命 鎮座 六ッ美村大字上三ッ木

村社 三社神明社 祭神 大日靈貴命 豐受比賣命 月夜見命 鎮座 六ッ美村大字下三ッ木

第九編 社 寺

第九編 社 寺

村社 素盞鳴神社

鎮座 六ツ美村大字定國

村社 祭神 須佐之男命

鎮座 六ツ美村大字坂左右

村社 祭神 明神社

鎮座 六ツ美村大字下和田

村社 祭神 大靈貴命

鎮座 六ツ美村大字井内

村社 祭神 犬尾神社

鎮座 六ツ美村大字中ノ郷

村社 祭神 彦火々出見命

鎮座 六ツ美村大字新堀

村社 祭神 八幡社

鎮座 六ツ美村大字上佐々木

村社 祭神 應仁天皇

鎮座 六ツ美村大字西大友

村社 祭神 中ノ郷神社

鎮座 六ツ美村大字橋目

村社 祭神 前庭天神社

鎮座 六ツ美村大字小針

村社 祭神 豐受姫命

鎮座 六ツ美村大字矢作町大字

村社 祭神 天照大御神

鎮座 六ツ美村大字尾崎

村社 祭神 枝神

鎮座 六ツ美村大字茶屋

村社 祭神 大山巳貴命

鎮座 六ツ美村大字大濱

村社 祭神 越野神社

鎮座 六ツ美村大字安城町

村社 祭神 火産靈尊

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 大天神社

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 弘文天皇

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 明神社

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 大日靈貴命

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 白山社

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 菊理咩命

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 内外神明社

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 豐受姫命

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 和志取神社

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 天日鷲命

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 明神社

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 大日靈貴命

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 熊野社

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 伊弉册命

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 内外神明社

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 大日靈貴命

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 豐受姫命

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 日吉社

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

村社 祭神 大山咋命

鎮座 六ツ美村大字大濱茶屋

第九編 社 寺

第九編 社 寺

村社 不乘森神社

鎮座 安城町大字里

村社 白山比賣神社

鎮座 安城町大字今

村社 白山姫尊

鎮座 安城町大字篠目

村社 八幡宮

村社 品陀別命

鎮座 安城町大字西別所

村社 天照皇大神

村社 市杵島姫社

鎮座 安城町大字別郷

村社 市杵島姫命

村社 日長神社

鎮座 安城町大字高木

村社 大日靈貴尊

村社 白山社

鎮座 安城町大字上條

村社 菊理姫命

村社 八幡社

鎮座 安城町大字安城

村社 應神天皇

村社 市杵島姫社

文明年中創安
鎮座 安城町大字安城

祭神 市杵島姫命

村社 若一王子社

鎮座 安城町大字安城

祭神 天穗日命

村社 古井神社

鎮座 安城町大字古井

祭神 若松社

村社 國常立命

鎮座 安城町大字赤松

祭神 神明神社

村社 神明神社

鎮座 安城町大字福釜

祭神 大日靈貴命

村社 神明神社

鎮座 安城町大字箕輪

祭神 大日靈貴命

村社 神明神社

鎮座 依佐美村大字高棚

祭神 大日靈貴命

村社 天神社

鎮座 依佐美村大字高須

祭神 天穗日命

村社 天滿神社

鎮座 依佐美村大字半城土

祭神 菅原道真

村社 菅原道真

鎮座 菅原道真

第九編 社 寺

村社 神明神社 鎮座 依佐美村大字小垣江
 祭神 大日靈貴命 豐受姬命
 村社 熊野神社 鎮座 刈谷町大字熊
 祭神 速玉男命 伊弉諾尊 事解男命
 村社 天子神社 鎮座 刈谷町大字小山
 祭神 小彥名神
 村社 八幡社 鎮座 刈谷町大字重原
 祭神 大日靈貴命 譽田別尊
 村社 八幡社 鎮座 知立町大字牛田
 祭神 應神天皇
 村社 日吉山王社 鎮座 知立町大字八橋
 祭神 大山咋命
 村社 熊野社 鎮座 富士松村大字築地
 祭神 伊弉册命 速玉男命 事解男命
 村社 神明社 鎮座 富士松村大字一ツ木
 祭神 大日靈貴尊
 村社 神明社 鎮座 富士松村大字逢見

祭神 伊弉諾命 大日靈貴命 瓊杵尊
 村社 八幡社 鎮座 富士松村大字逢見
 祭神 應神天皇
 村社 八王子神社 鎮座 富士松村大字逢見
 祭神 國狹槌尊
 村社 祖母神社 鎮座 富士松大字東境
 祭神 伊弉册尊 嘉永二年創安
 村社 酒井神社 鎮座 富士松村大字西境
 祭神 豐字賀能女神
 村社 洲原神社 鎮座 富士松村大字井ヶ谷
 祭神 大日靈貴命 稻理姬尊
 村社 八幡宮 鎮座 高岡村大字中田
 祭神 譽田別尊
 村社 神明社 鎮座 高岡村大字駒場
 祭神 大日靈貴命
 村社 八幡宮 鎮座 高岡村大字花園
 祭神 應神天皇

第九編 社 寺

第九編 社 寺

村社 八幡宮 鎮座 高岡村大字竹

村社 八幡宮 鎮座 高岡村大字吉原

村社 八幡宮 鎮座 高岡村大字若林

村社 若宮八幡宮 鎮座 上郷村大字鴛鴨

村社 仁德天皇 鎮座 上郷村大字川端

村社 八幡神社 天之忍穗耳命 熊野久須思命 多紀理毘賣命 市寸島姬命 活津日子根命 鎮座 上郷村大字配津

村社 譽田別尊 鎮座 上郷村大字樹塚

村社 津島神社 鎮座 上郷村大字福受新郷

村社 素盞鳴尊 鎮座 上郷村大字廣畔新郷

村社 山王神社 鎮座 上郷村大字廣畔新郷

村社 大山咋命 鎮座 上郷村大字廣畔新郷

村社 日吉社 鎮座 上郷村大字廣畔新郷

祭神 大山咋命

村社 稻荷社 鎮座 大濱町

祭神

村社 白山社 鎮座 新川町

祭神 菊理比賣命

村社 八幡社 鎮座 旭村大字前濱新田

祭神 應神天皇

村社 稻荷社 鎮座 旭村大字前濱新田

祭神 豐宇氣比賣命

村社 嚴島神社 鎮座 旭村大字伏見屋外新田

祭神 市杵島姬命 延享三年創安

村社 稻荷社 鎮座 旭村大字伏見屋新田

祭神 保食神

村社 神明社 鎮座 旭村大字平七

祭神 豐受姬命

村社 天滿社 鎮座 旭村大字鷺塚

祭神 菅原道真

第九編 社 寺

第九編 社 寺

村社 神 明 社

鎮座 明治村大字城ヶ入

村社 祭神 素盞鳴神社

鎮座 櫻井村大字寺領

村社 祭神 素盞鳴命

鎮座 櫻井村大字姫小川

村社 祭神 淺間神社

鎮座 櫻井村大字村高

村社 祭神 天 神 社

村社 祭神 菅原道真

鎮座 六ッ美村大字在家

村社 祭神 大日靈貴命

鎮座 六ッ美村大字上青野

村社 祭神 秋 葉 社

鎮座 六ッ美村大字高橋

村社 祭神 明 社

鎮座 矢作町大字河野

村社 祭神 天照皇大神春日大神

鎮座 矢作町大字下佐々木

村社 祭神 明 社

村社 祭神 豐受姫命

鎮座 矢作町大字島

村社 祭神 豐受姫命

鎮座 矢作町大字島

村社 祭神 天 神 社

鎮座 矢作町大字小望

村社 祭神 菅原道真

鎮座 矢作町大字池端

村社 祭神 齊火産靈命

鎮座 矢作町大字東牧内

村社 祭神 大 神 社

鎮座 矢作町大字渡

村社 祭神 八 幡 宮

鎮座 矢作町大字渡

村社 祭神 應神天皇

鎮座 矢作町大字渡

村社 祭神 諏 訪 神 社

鎮座 矢作町大字渡

村社 祭神 建御名方神

鎮座 矢作町大字渡

村社 祭神 稻 荷 社

鎮座 矢作町大字渡

村社 祭神 保食神

鎮座 矢作町大字渡

第九編 社 寺

第九編 社 寺

村社 須佐之男神社

祭神 須佐之男神
應神天皇

鎮座 矢作町大字筒針

村社 熊野神社

祭神 伊弉册尊

鎮座 矢作町大字西牧内

村社 桑子神社

祭神 木祖神

鎮座 矢作町大字桑子

村社 宮神社

祭神

鎮座 矢作町大字富永

村社 飛鳥神社

祭神 八重事代主命

鎮座 矢作町大字東本郷

村社 神明神社

祭神 天照大神

鎮座 矢作町大字北本郷

村社 幕戸神社

祭神 建速須佐之男神

鎮座 矢作町大字幕戸

村社 熊野神社

祭神 伊弉册尊

鎮座 矢作町大字中園

村社 天満社

祭神

鎮座 矢作町大字北野

祭神 天照大神 菅原道真

村社 神明社

祭神 天照大神

鎮座 安城町大字北別所

村社 藏王神社

祭神 安閑天皇

鎮座 安城町大字北山崎

村社 神明社

祭神 大日靈貴命

鎮座 依佐美村大字小垣江

村社 市杵島社

祭神 市杵島姬命

鎮座 刈谷町大字高津波

村社 八劔社

祭神 日本武尊

鎮座 知立町大字上重原

村社 神明社

祭神 大日靈貴命 齊主命
品陀別尊

鎮座 知立町大字西中

村社 神明社

祭神 大日靈貴命

鎮座 知立町大字谷田

村社 神明社

祭神 大日靈貴命

鎮座 知立町大字八ッ田

第九編 社 寺

稻荷社
八幡社

同
同大字川端

稻荷社
社口社

同大字宗定
同大字中切

第二節 式内神社

(一) 知立神社

知立神社

文德實錄 仁壽元年冬十月乙巳、進三川國知立、砥鹿兩社、神階加從五位上、
三代實錄 貞觀五年二月十九日丙子授三河國從五位上知立砥鹿神並五位下

貞觀十二年八月二十八日戊申、授參河國正五位下知立神砥鹿神並
正五位上

貞觀十八年六月八日癸丑、授三河國從四位下知立神社從四位上、
延喜式神名帳 參河國二十六座碧海郡六座並小知立神社

正安二年辛巳扁額 正二位智鯉鮒大明神

參河國內神名帳 正一位知立大明神

三河雀 伴信友曰、此地古尾張國へ屬せしこともありしにや、尾張國內神

名帳に從一位智里府明神とあり、

三河國二葉松 知立神社、在池鯉鮒

三河國式内神社考 今在池鯉鮒驛西、號池鯉鮒大明神、或人云祭神鸕鷀菰不

合尊

(二) 和志取神社

和志取社

延喜式神名帳 三河國二十六座、碧海郡六座並小和志取神社、

三河國內神名帳 正五位鸕取天神

祭神、氣入彦命、此の地に於て逆臣を捕ふるの故
に和志取と號す、渡會近經が神名帳領書に依る

新撰姓氏錄 御立史氣入彦命後也、持統天皇御代依居三川國青海郡御立地、

賜御立史姓、

御使朝臣出自諡景行皇子氣入彦命之後也、譽田天皇御代、御室雜

使大王生等、逃不仕、天皇遣使尋求不復命、於是氣入彦彦命奉勅、

括退於參河國、捕獲參來、天皇令使者賜姓御使連也、

和名抄 參河國碧海郡鷺取郷

官社考私考 和志取神社 志貴莊鷺塚村天神殿
或云本郷村云々

大日本史 和志取神社國內帳作正五位下鷺取天神今在柿崎村社傍有稱和志取

地云々

特選神名帳 和志取神社柿崎村なる神社に(ワシトリ)の字五ヶ所あり

參河國官社考集説 和志取神社、政方云海道宇頭村北柿崎村に字和志取と云

ふ所あり云々、村上忠順云柿崎村なる和志取神社まことに式社な

るべし御立村在賀茂郡從猿投山
去東南三里今御館と云ふ

神祇志料 和志取神社今柿崎村字和志取にあり寶曆四年田畑名寄帳重原藩取

調書

寶曆四年柿崎村田畑名寄帳

(此の帳は元祿二年の古牒を六十六年の後に及び、村吏集合の上改
寫して、更に帳尾に村民一同の連署あるものなり、中に字ヲシ取
と記する地五ヶ所馬場崎、四ヶ所、宮の根十六ヶ所、宮の西一ヶ
所、宮の北二ヶ所、神田二十四ヶ所等の地名あり。神祇志料に寶
曆四年田畑名寄帳とあるは即ち是れを云ふ)

以上は延喜式神名帳碧海郡和志取神社に關係ありと思はるゝものを聚録せしものなるが、茲に柿崎村社和志取神社の鳥居先きには文政年間奥宮前より移せりと云ふ標名ありて、三河國二十六座之一和志取神社の文字を刻しき。而して當時を以て式内社となし、他に異説を唱ふるものあらざりき。然るに明治七年西本郷村長谷部神社は其の祭神は五十狹氣入彦命にして、和志取神社の祭神氣入彦命と異名同神なりとて、西本郷村より教部省に向け當地長谷部神社を以て延喜式三河國

二十六座之内和志取神社と公稱の義を具申したりしに同省に於ては、調査の上左の指令を西本郷村に達しき

三河國碧海郡西本郷村鎮座長谷部神社

今般教部省の指令により延喜式内三河國二十六座の内

和志取神社と確定候事

明治七年五月

愛知縣

是れと同時に柿崎村に向けては左の指令ありき

西本郷村長谷部神社今般教部省之指令により式内二十六座の内和志取神社確定

候に付此旨相達候事

但地方標石改訂可致候事

此に於て柿崎村に於ては大に驚き和志取神社と稱したき意を請願せしに同年六月

更に左の指令に接しき、

西本郷村長谷部神社之儀は神璽を初め古塚等にいたるまで古來確證と可相成廉

々不少候に付教部省依指令式内和志取神社と致し確定候事に付其の村和志取神

社社號改定には不及候得共標石面式社之文字削減候様に可取計候事

同年七月柿崎村民は東京より代言人永井弘なるものを備入れ教部省御指令の本郷

村和志取神社に枯杭し官人をなやましたるに依りやむなく翌八年二月更に左の通り指令せり。

書面の趣は今般教部省より達之次第有之長谷部神社と復稱式内未定の神社と可心得旨西本郷村へ相達候事其村鎮座和志取神社之儀今般教部省より達之趣有之式内未定の神社と可相心得旨更に相達候事

之れと同時に西本郷村に對しては前指令を取消し、更に長谷部神社と復稱すべき旨達せられき、後明治十二年一月に至り西本郷村に於ては、村民衆議の上縣廳に上願し式内神社御調査濟まで未定式社和志取神社の稱號を許可ありたき旨を乞ふ。三月に至り愛知縣廳より本省の指令により上願の義聞届の旨達せらる。茲に於てか多年に亘りし和志取神社所在地に就ての柿崎村と西本郷村との論争は一先づ其の結を告ぐ。

尙ほ他に式社和志取神社なりと主張せしものには、高取村神明宮あり、此は其の地に保存する一片の古紙と本願寺宣如の書とに鷺取村と記載しありしを取つて其の地を鷺取の古地となし、其の地の神明宮を式内和志取神社なりと公儀に具申せしものなるが、其の意を全ふせずして止みき、左に鷺取と記載ある書の一を示す、當地專修坊藏幅の春書

寛永第十二亥乙歲 本願寺釋宣如花押

佐々木上宮寺下三州碧海郡志幾莊内

鷺取郷專修坊

三河志

高取村を昔は鷺取村と書きたり鷹を鷺と云ひし例は古事記傳鷓比賣鷓は和志と訓む、朝倉宮御宇天皇の陵の地名の高鷓を書記には高鷺と作ればなり。(略す)然れども鷹取は鷹取にて鷺にあらざる譯は古歌名蹤の部に出せり。

(三) 酒人神社

酒人神社

新撰姓氏錄 酒人小川真人男、大迹天皇皇子兔王之後也、

酒人造彦座命之後也、

古事記開化天皇 娶丸邇臣之祖日子國意都都命之妹意都都比賣命生御子日子座王

日本書紀崇神天皇 八年以高橋邑人活日爲大神之掌酒

日本書紀繼體天皇 元年、根王之女曰廣媛生二男、長曰菟皇子是酒人公之先也

延喜式神名帳 三河國二十六座並小碧海郡六座並小酒人神社

三河國内神名帳 從五位上酒人天神

三河國二葉松 酒人神社 在阪戸村

本社に就ては未だ異説ありしことを聞かず。古來阪戸村酒人神社を以て是れに充て動かざるものゝ如し。

(四) 日長神社

文德實錄 仁壽元年冬十月乙巳三河國日長神社授從五位下

延喜式神名帳 三河國二十六座並小碧海郡六座並小日長神社

三河國二葉松 日長神社

官社私考 日長神社或曰古良莊中島村
神明社歟云々

明治の初年高木村に於ては、其の地の神祠日長神社を以て延喜式所載の日長神社なりとて具申する所ありしに、教部省に於ては之れに對し式内未定社となすの指令を達す。是れと同時に中島村に於てもまた、其の地の日長神社を以て延喜式内日長神社なりと具申する所ありて、遂に其の允許を得て、爾來式内日長神社と標するに至れり

比蘇神社

(五) 比蘇神社

新撰姓氏錄 大宅首大閉蘇命孫建新川命之後也

長谷置始連神饒速日命七世孫、大新川命之後也

國造本紀 長谷部造神饒速日命十一世孫千速見命之後也

知波夜命定賜定造 參河國直、志賀高穴穗朝物部連祖出雲色大神命五世孫、

新撰姓氏錄 物部神饒速日命後也

舊事記景行天皇 五十狹城入彥命三河長谷部直祖

倭名抄 三河國碧海郡長谷部郷

延喜式神名帳 三河國二十六座並小碧海郡六座並小比蘇神社

本祠に就ては、延喜式神名帳に比蘇神社とある外には殆んど徴すべきものなく、後世の書に於ても其の名は屢々散見すれども未だ其の定説はあらざるなり。櫻井村櫻井神社の鎮座地を比蘇山と稱するの故を以て當神社を式内比蘇神社に擬せんとするものと、六ツ美村大字宮地比蘇天神を是れなりとするものあるのみ。右に挙げたる新撰姓氏錄、國造本紀、舊事記、倭名抄等の記事は、或は比蘇神社に係する所あるかと覺しければ暫く記して參考に資す

(六) 糟目神社

文德實錄 仁壽元年冬十月乙巳三川國糟目神社授從五位下

延喜式神名帳 三河國二十六座並小碧海郡六座並小糟目神社

糟目神社

渡合延經神 日本書紀云大山祇神之子名神吾田鹿葦津姬按糟鹿葦之略語目與女
名帳頭書

同訓

三河國官社私考 或云重原莊上渡刈村鹽指社也、又云青海莊宮路村、犬頭社

と未詳

三河國式内神社考 大山祇之子名神吾田鹿葦津姬亦名木花開耶姬

三河國二葉松 糟目神社、渡刈村鹿島大明神

明治二年三年の頃渡刈村に於ては、官の調査を仰ぎ、其の地の神社を式内社なりとの是認を受く、其の後明治五年に至り宮路村の犬頭社また古來糟目神社と稱し來りし故を以て官に具申する所ありて、式社たらんとの論争ありしが、同年額田縣廳より教部省に具申する所ありて宮路村犬頭社を糟目犬頭社と改稱し、渡刈村糟目神祠を糟目春日神社と改稱せしめられ、式社云々の件に就ては改まりての合達はあらざりき

第三節 著名神社沿革

知立神社

縣 社 知立神社 鎮座 知立町大字知立字神田

祭神には天津日高日子鸕鷀草不葺合尊を奉祀し、合殿には彦火々出見尊、玉依毘賣命神倭磐余毘古尊を合祀す。仲哀天皇元年の創祀にして熱田鎮座本紀に日代

避魂の靈

宮穴穗宮御宇祭之とあり。境内には老樹鬱蒼として晝猶ほ暗く、自ら神威の嚴なるを覺ゆ。明治五年縣社に列せらる、人呼んで知立明神と稱す。本祠の神符は避魂の靈驗著なりとて詣で、是れを乞ふもの多く、知立明神の名風に遠國に傳はる。他に境内に攝社一末社六境外に攝社一末社二あり、左に其の名を記す。

境内攝社 親母神社 境外攝社 土御前社

境内末社 神明宮 境内末社 豐受宮

同上 白山媛神社 同上 稻荷神社

同上 津島神社 同上 市井島神社

同上 秋葉神社 同上 坂戸神社

境外末社 秋葉神社 境外末社 火彦靈神社

村記に據れば神祠古昔の祠田は總計七百五十石餘にして、其の二百九十五石五斗は祀田其三百三十一石は神祠造營費其百二十九石は奉祀神宮寺七坊の領なりしと。而して祠域もと御手洗池の北字高場の地にありしが、天文十六年戸田彈正直光の兵燹に罹り社殿燒土と化すや、鶉鷄草不葺合尊の神座は是れを重原村に遷せしが元龜年間神祠また火ありて更に今の地に遷座す。後刈谷城主水野信元神祠を新造し奉り元和二年水野忠清また之れを修理し、別に祀田十石を置く、寛永年間に至り、同じく刈谷城主松平忠房また祀田十石を置くと云ふ。

更に熱田鎮座本紀に據るに、三河國碧海郡知立神社祭神吉備武彥命也とあり。

此尊今は境外攝社土御前社に祭祀す、本祠の説によれば天文年間火災に罹りし時吉備武彦命の神座は是れを今の土御前社の地に遷せしが其の後本祠の正殿成りて後も改めて是れを本殿に遷さざりしにより、其の儘今日に至り正祠攝社と分離せしものなるべしと云ふ。

官社考集説 神主永見氏曰末社の親母神と云神あり豊玉姫命を祭れり
右同書に熱田宮寛平縁起を引ひて云
倭武尊奉命東征云々天皇勅吉備武彦與建稻種公服從倭武尊

尾張國服集説 知立社祭神木花知流比賣也

官社考集説 永見氏曰木花知流比賣命は地主神也

三河事記 知立社鎮座年月不詳日向國より三州重原の地に遷らせ玉ふ後此地(知立)に本社を造立遷座し奉り知立神社とす(略す)往昔神宮寺七堂伽藍七坊等の古蹟近村田圃の地名となり古器古瓦等多く掘出す
傳に云神宮寺は喜祥中僧圓仁の開基に係り天文年間焼失し元龜年中に至り再建して玉泉坊と號せり。

市原稻荷神社

郷社 市原稻荷神社 鎮座 刈谷町大字刈谷字市原

祭神には倉稻魂命を祀れり。此の祠初め刈谷城中にありしを萬延元年城主稻垣

野田八幡宮

郷社 野田八幡宮 鎮座 依佐美村大字野田

祭神は譽田別尊にして、比咩大神鐸和氣尊を合祀せり。宮の由來を明にせず。刈谷城主水野氏の崇敬特に深かりしと云ふ。境内の老樹鬱蒼として天高原の千木高く自ら神威の祟なるを覺ゆ。本祠城の東隅に板倉氏祖神の祠あり、内膳正板倉重昌を祀る。本祠の此所に座るは明治二年板倉氏重原に轉封の時岩代國福島の中より此所に遷せしによる藩士之れを靈社と云ふ。

熊野神社

郷社 熊野神社 鎮座 大濱町字天王

祭神には伊弉諾尊伊弉册尊速玉男命を合祀せり。天喜二年の創安にして人呼て上の宮と稱す。其の由來を聞くに、征夷將軍源賴義陸奥に向ふ道すがら、伊賀の國を経て尾張知多郡野間に着し山路を踰へて、奈良尾より航せしが、海上颶風に會ひ、辛ふじて此の地に漂着す。適々海濱に奇木の漂へるを見て、其の熊野より流れ來りしものなるを知り、己が此所に漂着せしもまた神助にありとなし、其の奇木を取て神主となし熊野三神を祭らしめしものなりと云ふ。松平廣忠の崇敬厚

上の宮

く、また男竹千代をして數々詣でしめき。其の社殿の建造修理永く幕府の費途に係れり。江戸幕府を通じて社領三十六石二斗を置けり。

社領寄進狀

三河國碧海郡大濱村熊野權現上宮社領同村之内三十六石二斗事任先規寄附之畢全可收納並社中山林竹木諸役等免除如有來永不可有相違者也仍如件

慶安元年八月十七日

幕府 朱 章

郷社 熊野大神社

鎮座 大濱町字下區

祭神には伊弉諾尊伊弉册尊速玉男命事解男命を合祀せり。人呼で下の宮と稱す。仁安三年の創安にしてまた幕府の朱印地三十六石六斗を有しき。此の祠古來沙碇にあり、權現の宮なるが故に其所を權現崎と云へり。後元文四年今の地即ち權現森に移れりと云ふ。上の宮と共に徳川氏の崇敬ありし神社にして神領寄附祠殿修造等大略其れと輕重なきが如し。

郷社 櫻井神社

鎮座 櫻井村大字櫻井字櫻林

祭神には伊弉諾尊伊弉册命並に菊理媛命を祀れり。尙ほ合殿には右に天照大神左に八幡大神を祀れり。幕府の朱印地五十石を有しき。村記に據るに本祠はもと本村にありし櫻林の中なる櫻大刀子の神祠に初まれりと云ふ。後是れに加賀の白山神及倭姫命を合祀せり。今の二子山北の森を其の祠趾となす。而して今の地比蘇山南の森に遷りしは弘仁元年の事にして初め比蘇大明神と稱せしが、後には白山と號し、また櫻井權現とも號しき。明治の後櫻井神社と改稱せり。本祠、先には足利氏錢三百貫文を是れに寄附し、後には大永の頃松平親房、堀重政、其の内祠拜殿を造立す。徳川家康また是れを崇敬し地額五十石を寄進し、慶長十四年には更に米津清右衛門親勝、代官大田又右衛門をして其の社殿を改造せしむ。本社奉祀の村々は櫻井、古井、河島、小川、佐崎、村高、合歡木、高落、堀内、淺井、赤松、箕輪、福釜、和泉、榎前、高棚、今、寺領、木戸、藤井等二十ヶ村の多きに及び、社運隆盛を極めたりき。

郷社 糟目犬頭神社

鎮座 六ツ美村大字宮地

祭神には彦火火出見尊を祀れり。社の由來を明にせず。大寶元年の遷座にして、永延元年に紀伊國熊野三神を勸請し、以て糟目神祠中に合祀せりと云ふ。また犬頭社とは大久保氏の祖左近衛將監宇都泰藤、延元興國年間に當り、狩獵の歸途大蛇に遇ひ、其の狗の難に殉せしに感じ、一小宇を建て、是れを祀り犬頭社と號せ

しに初まり、後孫に及び糟目神社の屬社となすと傳ふ。慶長八年大久保景實の男大久保忠實の時、祖先の事に關し犬頭社のために家康に申請する所ありて、社領四十三石を賜ひ改めて糟目神社犬頭大明神と號しき。後明治五年額田縣廳より教部省へ具申する所ありて祠號を糟目犬頭神社と定めらる。

酒人神社

郷社 酒人神社 鎮座 矢作町大字坂戸字木の元

祭神には倉稻魂尊及酒人親王を合祀せり。本社其の由來を明にせず。村記に據れば貞觀年中酒人親王三河に下り酒を醸して之れを朝廷に獻ず、土人其の德を欽仰し、是れを在來の舊祠に合祠して酒人神社と號せしに初まれりとなす。本祠の北に接して字於富久良と云へる地あり。即ち御祠の謂にして古の祠址なるべしと云ひ。又其の南に字久都志と云へる田あり是は祠域を崩して田となせる地なりと傳ふ。古來本祠を以て延喜式内酒人神社なりとなす。

和志取神

郷社 和志取神社 鎮座 矢作町大字西本郷

祭神には五十狭城入彦命を祀れり。祠の由來を明にせず。別所村舊記に據れば本祠を蟬神社と書し、又本祠棟牌には瀬部明神元祿十七年と記し、また其の扁額及文政年間の新調に成る、幟には正一位本郷大明神とあり。明治三年に至りて長

蟬神社

谷部神社と改稱す。明治七年五月教部省の指令により本祠を以て一度延喜式内三河國二十六座の内和志取神社と確定されしが、翌八年二月また教部省より前指令を取消し式内未定神社と心得べき旨達せられ、舊長谷部神社と復稱せり。其後明治十二年一月村民の上願により未定式社和志取神社の社號を允許さる、大正三年郷社に列せらる。

矢作神社

郷社 矢作神社 鎮座 矢作町大字矢作字寶珠院

祭神には素盞鳴尊を祀れり。神祠の由來を明にせず。傳に中古牛頭天王と稱し、社坊三字及社領若干を有せしが、建徳文中の頃祠宇社坊悉く兵燹に罹りて烏有に歸す。今田圃の名に社領坊名を傳ふるは即ち其の址なりと云ふ。後天文年中松平廣忠祀田二十石を置く。天正年中矢作河堤潰決して祠宇の地爲めに掃蕩し盡さる。爾來神殿を寶珠稻荷神祠に聯合して以て今日に至る。

長瀬八幡宮

郷社 長瀬八幡宮 鎮座 矢作町大字森越

祭神には息長足姫尊並に應神天皇を祀れり。傳に本祠は源頼義安倍貞任を討伐し、其の凱旋の日創建する所なりと云ふ。後世松平親忠祠殿を再造し社領若干を置く。天文中徳川廣忠是れに支祠源太夫社を創祀す。天正年中田中吉政岡崎に城

主たるに及び社殿を毀ち、社領を收し、爲めに神祠大に荒敗して、また振はざりしが、徳川氏の崇敬只だならざりしことゝて、後に至り社殿を營造し、社領を置く。本祠保藏の小野小町傳二卷は徳川家康の奉獻する所なりと云ふ。

社領寄進状

三河國碧海郡長瀬村八幡宮領同村之内六十石事

任先規寄附之訖全社納永不可有相違者也仍如件

慶安元年二月二十四日

幕府朱書

白山神社

郷社 白山神社 鎮座 安城町大字大岡

祭神には菊理媛命を奉祀し、養老二年の創安になる。舊祠圖あり、其圖上の記を見るに松平清康天文二年祠宇を再建し、社領若干を置き、また古詩を親書して寄附す。天文年中織田氏の兵本祠を焼き、古書舊誌併せて烏有に歸す。後徳川家康永祿十年祠殿を再建し奉ると。古者神宮寺源覺寺及び廟祝九戸ありて之を奉祀し、高木、山崎、牧内新田、別郷、上池端、下池端、島、坂戸、西別所、富永、新堀、桑子、八村、館出、河野、小望等何れも其の氏子なりしが、明治の初め悉く分離せり、

郷社 精目春日神社 鎮座 上郷村大字渡刈

精目春日神社

祭神には天津日高子穗々出見尊天宇受比賣命を奉祀す。祠の由来を明にせず。古來人呼で是れを潮進宮と云へり。明治五年七月額田縣より教部省へ具申する所ありて祠號を精目春日神社と改めらる。祠の近傍に字精目大明神等の地あり。古來本祠を以て延喜式内精目神社なりとなす。

郷社 明治川神社 鎮座 安城町大字今

明治川神社

明治十八年の創祀にして、高靈産神並水分神を其の祭神とし、都築彌四郎を始め明治用水開鑿の功勞者の靈を合祀す。

村社 日長神社 鎮座 六ッ美村大字下中島

日長神社

祭神には吾田鹿盧津姫命大日靈貴命を合祀す。此の社舊と神明社と稱せしが、明治以來官の允許を得て式内日長神社と標せり。舊幕府の朱印地十石を有しき、式内日長神社の事に就ては前節に是れを記述せり。

村社 神明社 鎮座 六ッ美村大字下中島字小園

神明社

祭神には豊受姫命を奉祀し、長久元年の創祀に係る。土俗是れを小園神社と稱し、古は御園と書せりと云ふ。永正元年由良光兼是れを修造し、享祿元年其男光家更

に之れを修造す。徳川家康深く之れを崇敬し、祀田を置けり。舊幕府の朱印地十石を有しき。此祠老樹鬱茂し、境内に小池あり、川ありて之れに注ぐ。家康此所に來りて絲を垂れ、鷹を放つこと、屢々なりしと云ふ。

素盞鳴神社

村社 素盞鳴神社 鎮座 六ツ美村大字定國

祭神には正五位占部天神須佐之男尊八幡宮を合祀す。元慶年中の創安に係ると云ふ。村説に此の地の開拓者卜部日良麿山の中復に其の居を構へ。恒に其の開墾所を俯瞰す、元慶五年十二月卒す。村民其の遺址に就きて祠を建て之れを祀り、卜部天神と號せしが、後世祠を今の地に移すと云ふ。日良麿の宅址と稱するは今幡豆郡に屬す。

春日神社

村社 春日神社 鎮座 高濱町大字高濱字春日

祭神には天津兒屋根命經津主命武甕槌命姫大神を奉祀せり、傳に古昔天津兒屋根命の神座は字大明神山に經津主命の神座は字古宮に武甕槌命の神座は字鹿島に各安置しありしを、後世に至り總て是等を古春日の地に在りし姫大神の神祠に合祀して改めて春日神社と稱せしものなりと云ふ。而して今尙ほ社の附近の地に春日神田、春日神戸、大明神山、鹿島、古室、乞殿、石上、神木、鹿谷、縣、馬場

等の名字名となりて存す。傳に乞殿は雨乞殿の義にして鹿谷は神鹿を畜へりし地の名なりと云ふ

榊宮神明社

村社 榊宮神明社 鎮座 六ツ美村上青野字中屋敷

祭神には青檀城根命大日靈貴尊を奉祀す。村説に青檀城根命を奉祀せしは、大寶元年或説には白鳳四年にして宮を院庭天神と號せしが永仁二年大日靈貴尊を是れに合祀するに至り改めて榊宮神明社と號せりと云ふ。而して榊宮の名は永仁二年神饗の櫃中に籍く所の榊葉に大日靈貴尊の文字を示現せしにより斯く名づけしものなりと、幕府是れに朱印地二石を置けり。

榊宮神明社

村社 榊宮神明社 鎮座 六ツ美村大字下青野

祭神は大日靈貴命にして白鳳三年の奉祀に係る。古昔嘗て青幣あり榊樹の枝にかゝる人は是れを仰ぎ神靈なりとし取つて小祠を建つ、名づけて榊宮神明と號し、崇敬せりと傳ふ。幕府是れに朱印地三石を置けり。

和志取神社

村社 和志取神社 鎮座 矢作町大字柿崎

祭神には天日鷲命を奉祀す。創祀年歴詳ならず、明治七年教部省の指令によ

第九編 社 寺

六五六

從來の標石三河國式内二十六座之一和志取神社とありしを徹し、式内未定の神社と定めらる。式内和志取神社の事に就ては既に前節に之れを記す。

日長神社

村社 日長神社

鎮座 安城町大字高木

祭神には大日靈貴尊を奉祀す。舊くは縣神社と稱しぬ。明治の初め村民此の祠を以て延喜式内日長神社なりと具申する所ありしに是れに對し式内未定社と定められし旨達せらる此の事に就ては前節既に記する所ありき。

白山姫神社

村社 白山姫神社

鎮座 安城町大字上條

祭神には菊理姫命を奉祀す。創祀年歴詳ならず。傳に舊と大市神社と稱せりと云ふ。舊幕府是れに朱印地五十石を置けり。當地天臺宗神光寺是れが別當職たりき。

白山社領參河國碧海郡上條村之内五十石事任慶長八年九月十一日元和三年三月十七日寛永十三年十一月九日寛文五年七月十一日先判之旨永不可有相違者也

貞享二年六月十一日

幕府朱印

八幡社

村社 八幡社

鎮座 安城町大字安城

祭神には應神天皇を奉祀す。文明年中松平親忠の創建する所にして、慶安年間稻垣敬馬黒印章を以て祀田三石七斗を獻す。元祿十一年當地久永肥前守是れを廢して毎年石價三石七斗を獻じき。

津島神社

村社 津島神社

鎮座 上郷村大字榑塚

祭神には素盞鳴尊を奉祀す。寛治元年鷲嶋より遷座する所にして其の址今小塚を存し天王島と稱す。天文十五年松平清定の兵燹に焼け、社殿寶器等多く烏有に歸す。舊幕府朱印地十二石を有しき。

本刈谷神社

本刈谷神社

鎮座 刈谷町大字元刈谷字天王

祭神には譽田別尊を祀り。文武天皇の朝大寶年間の創祀に係る。此の地開發の宗神となす。天文二年尾張緒川の城主水野忠政此所に城くに當り其の守護神となし崇敬最も深かりき。歴代の刈谷城主又是れを崇敬し常に社殿の修繕に任じき。當社保存の棟札あり

八幡宮社頭一字奉建立畢

第九編 社 寺

六五七

享保六辛丑年三月十五日 從五位下 三浦壹岐守源明敬

普請奉行 山村助右衛門周元

猶ほ他に文化十二乙亥年八月日從五位下土井淡路守源利以社頭再建の一札あり

第三章 寺院

第一節 本郡寺院名

大濱町

寺院名	宗旨	創建年代	開山名	其の他
稱名寺	時宗	興國元年	聲阿彌	元は天台宗なりしが住僧義雲の時現宗に改宗
林泉寺	曹洞宗	天文十二年	長田直吉	
寶珠寺	曹洞宗			
寶福寺	曹洞宗			
海徳寺	淨土宗(鎮西派)	建武元年		大永六年住持貞頼の中興
清淨院	淨土宗(鎮西派)	天授元年		元は天台宗なりしが僧淡玉の時改宗
常行院	淨土宗(鎮西派)			
本傳寺	眞宗(大谷派)			

僧澄圓

西方寺 眞宗(大谷派)
正覺院 眞言宗(豐山派)

新川町

精界寺 眞宗(大谷派) 大永二年
 專興寺 眞宗(大谷派) 慶長九年
 西光寺 眞宗(大谷派) 寛延二年
 法城寺 淨土宗(鎮西派)
 安養院 淨土宗(西山派)
 法林寺 眞宗(本願寺派)

柳尾村

安專寺 眞宗(大谷派) 應仁二年
 光輪寺 眞宗(大谷派)
 妙福寺 淨土宗(西山派) 仁壽元年
 旭村 若狹守直氏

元は天台宗なり 應仁年中再改宗 元禄十五年寺號許可 元は天台宗

平七 貞照院 淨土宗(鎮西派) 寛文十一年 三宅又兵衛
 同 東正寺 眞宗(大谷派)
 前濱新田 平等寺 眞宗(大谷派) 天保三年

第九編 社 寺

貞享二年

六六四

坂左右	西運寺	真宗(大谷派)	興國元年
下和田	常樂寺	真宗(大谷派)	應永年中
野畑	常念寺	真宗(大谷派)	
野畑	鶴代寺	臨濟宗(妙心寺派)	
土井	誓法寺	真宗(大谷派)	
宮地	妙國寺	日蓮宗	
上和田	淨珠寺	淨土宗(西山派)	
牧御堂	永空寺	真宗(大谷派)	
赤澁	松林寺	淨土宗(鎮西派)	
中の郷	大聖寺	淨土宗(鎮西派)	
同	自持院	淨土宗(鎮西派)	
同	圓教寺	真宗(大谷派)	
同	淨妙寺	真宗(大谷派)	
河野	宗圓寺	真宗(大谷派)	
上佐々木	淨慶寺	同	
同	正福寺	真宗(大谷派)	

矢作町

山田 信慶

同	上宮寺	真宗(大谷派)	天平年中	上宮太子
西牧内	聖禪寺	曹洞宗		
渡	善國寺	淨土宗(西山派)		
渡	安養坊	真宗(大谷派)		
筒針	教泉寺	真宗(大谷派)		
同	天徳院	淨土宗(西山派)		
桑子	妙源寺	真宗(高田派)		
同	淨龍寺	同		
新堀	光善寺	真宗(大谷派)		
富永	清泰寺	真宗(高田派)		
西本郷	蓮華寺	曹洞宗		
東本郷	正法寺	真宗(大谷派)		
桑子	寶乘寺	真宗(高田派)		
矢作	光明寺	時宗		
矢作	柳堂寺	真宗(大谷派)		
矢作	誓願寺	時宗		
矢作	柳堂勝蓮寺	真宗(大谷派)		

天平年中

上宮太子

元は天台宗
嘉祿年中改宗
元は天台宗
天文年中改宗
元は天台宗
應永二十五年

同	天徳院	淨土宗(西山派)	天福元年	初め筒井坊と稱す
桑子	妙源寺	真宗(高田派)	天徳年中	
同	淨龍寺	同	正嘉二年	
新堀	光善寺	真宗(大谷派)		
富永	清泰寺	真宗(高田派)		
西本郷	蓮華寺	曹洞宗		
東本郷	正法寺	真宗(大谷派)		
桑子	寶乘寺	真宗(高田派)		
矢作	光明寺	時宗		
矢作	柳堂寺	真宗(大谷派)		
矢作	誓願寺	時宗		
矢作	柳堂勝蓮寺	真宗(大谷派)		

正嘉二年

安藤 信平

元は天台宗
嘉祿元年改宗
元は天台宗
嘉祿年中改宗
元は天台宗
元は天台宗
嘉祿年中改宗

同	上宮寺	真宗(大谷派)	延暦年中	
西牧内	聖禪寺	曹洞宗		
渡	善國寺	淨土宗(西山派)		
渡	安養坊	真宗(大谷派)		
筒針	教泉寺	真宗(大谷派)		
同	天徳院	淨土宗(西山派)		
桑子	妙源寺	真宗(高田派)		
同	淨龍寺	同		
新堀	光善寺	真宗(大谷派)		
富永	清泰寺	真宗(高田派)		
西本郷	蓮華寺	曹洞宗		
東本郷	正法寺	真宗(大谷派)		
桑子	寶乘寺	真宗(高田派)		
矢作	光明寺	時宗		
矢作	柳堂寺	真宗(大谷派)		
矢作	誓願寺	時宗		
矢作	柳堂勝蓮寺	真宗(大谷派)		

延暦年中

第九編 社 寺

六六五

元は天台宗
嘉祿年中改宗
弘安二年改宗

西大友 玉泉寺 眞宗(大谷派)

東大友 安受寺 眞宗(大谷派)

舩越 願照寺 眞宗(本願寺派)

森越 長壽寺 眞宗(本願寺派)

北野 報恩寺 眞宗(本願寺派)

同 壽松庵 眞宗(本願寺派)

尾崎 法藏寺 眞宗(大谷派)

宇頭 聖善寺 眞宗(本願寺派)

安城町

大濱茶屋 萬壽寺 眞宗(大谷派)

大濱茶屋 永安寺 曹洞宗

里 西方寺 眞宗(大谷派)

同 專超寺 眞宗(大谷派)

同 崇福寺 臨濟宗

篠目 明專寺 眞宗(大谷派)

高木 貞印寺 高田派

山崎 正法寺 眞宗(大谷派)

元は天台宗
石川右衛門八綱政の時改宗
元天台宗
眞永年中改宗
元は天台宗
嘉禎年中改宗

明和八年寺號許可
元は天台宗
文歷年中改宗

和銅六年 曹阿彌

正平七年

元は天台宗
貞永元年改宗

上條 淨玄寺 眞宗(大谷派)

安城 了雲院 淨土宗(鎮西派)

同 明法寺 眞宗(大谷派)

古井 保福寺 曹洞宗

同 願力寺 眞宗(大谷派)

同 憶念寺 同

赤松 本樂寺 眞宗(大谷派)

箕輪 光明寺 眞宗(大谷派)

福釜 西岸寺 同

福釜 寶泉寺 淨土宗(鎮西派)

古井 法藏寺 淨土宗

安城 慈光院 曹洞宗

大岡 長泉寺 同

依佐美村

高棚 空臨寺 眞宗(大谷派)

野田 教榮寺 眞宗(大谷派)

同 昌福寺 淨土宗(鎮西派)

松平 信定

元禄二年駒場村より
此の地に移す
松平親盛の子了玄再興

延徳元年

永正二年五月

寶永四年

弘長三年

善祐
僧念譽

元は眞言宗
應年中改宗
元は天台宗
承應年中改宗
元は眞宗高田派
應永二年改宗

半城土	願行寺	淨土宗(鎮西派)	慶長年中
高須	法壽寺	眞宗(大谷派)	元祿十年
小垣江	紫雲寺	淨土宗(鎮西派)	元文二年
同	法榮寺	淨土宗(鎮西派)	善 與 水谷善衛門 女むら
同	專稱寺	淨土宗(鎮西派)	眞宗高田派 天與台詞の開山
同	誓滿寺	淨土宗(鎮西派)	善 譽
同字大ヶ坪	安樂寺	曹洞宗	天和年中
同	觀音寺	同	延寶四年
同	龍江寺	眞宗(大谷派)	寛文元年
同	超圓寺	眞宗(大谷派)	志州島羽滔天在波の 開山延寶年中再興
元刈谷	實相寺	淨土宗(鎮西派)	元は天台宗 慶長年中改宗
同	崇福寺	淨土宗(鎮西派)	利山總禪師
同	楞嚴寺	曹洞宗	應永二十年
同	海會寺	曹洞宗	利山總禪師
同	專光寺	眞宗(大谷派)	應仁年中改宗
同	西勝寺	眞宗(大谷派)	

同	刈谷	長遠寺	顯本法華宗	弘仁元年	元天台法相宗 元中二年淨土宗に歸す
同	同	十念寺	淨土宗(西山派)	慶長元年	正徳五年島津久連入道 圓通中興
同	同	大悟寺	淨土宗(西山派)	天正十二年八月	
同	同	松秀寺	曹洞宗		
同	同	正覺寺	眞宗(大谷派)		
同	高津波	醫王寺	曹洞宗		元は天台宗 文明年中改宗
同	同	金勝寺	眞宗(大谷派)	永正十五年	
熊	安養寺	眞宗(大谷派)		應仁二年	
小山	敬專寺	眞宗(大谷派)		寶永七年	
同	松雲院	曹洞宗			
重原	淨福寺	眞宗(大谷派)			
上重原	萬福寺	眞宗(大谷派)	弘仁六年		元は天台宗 貞永元年改宗 弘治年中再興
同	法信寺	眞宗(大谷派)			
同	遍照院	眞言宗(豐山派)	弘仁十三年	空海	
同	善教寺	眞宗(大谷派)	慶長年間		元は天台宗 元中五年改宗
同	長照寺	臨濟宗	大治元年		

高岡村

堤字乙尾	寶樹院	淨土宗(西山派)	天文十二年	酒井 忠尙
同御茶屋	高林寺	淨土宗(鎮西派)		
同	順了寺	同(鎮西派)		
堤字西川	德本寺	曹洞宗	應永年間	畠山 持國
同下油	瑞應寺	曹洞宗	永享元年	僧 乘空
同前林	願誓寺	真宗(大谷派)	天福元年	僧 利念
中田	萬國寺	真宗(大谷派)	正保四年	
駒場	德念寺	真宗(本願寺派)	天文年中	僧 德念
同	極樂寺	臨濟宗		
花園	養壽寺	真宗(大谷派)	壽永年間	榮口 坊
北中根	眞淨寺	真宗(大谷派)	元祿四年	
吉原	教照寺	真宗(大谷派)		
若林	淨照寺	真宗(大谷派)	永仁四年	僧 存證
同	圓樂寺	真宗(大谷派)	永正五年	本田 親平
竹	光恩寺	真宗(大谷派)		
同	西雲寺	同		

元は天台宗
應仁年中改宗
應仁年中改宗

元は天台宗
永正元年改宗

元は天台宗
應仁元年改宗

同	龍興寺	臨濟宗	文治五年	鈴木七郎重延
西田新郷	阿彌陀律寺	淨土宗(鎮西派)	安永年間	聰譽 慧照知應
大林	萬福寺	淨土宗(鎮西派)	寛永二年	大譽 露山和尙
上郷村				
渡刈	大通院	淨土宗(鎮西派)	永正三年	
同	祐藏寺	淨土宗(鎮西派)	明應四年	
同	遍照寺	淨土宗(鎮西派)	天正二年	
同	安福寺	真宗(大谷派)		
同	安福寺	真宗(大谷派)		
永覺新郷	專念寺	真宗(大谷派)		
和會	弘願寺	同		
同	起願寺	同		
廣畔新郷	聞名寺	同	元文四年	
上野	誓願寺	淨土宗(鎮西派)	元德二年	元は曹洞宗 天文十四年改宗
同	淨願寺	真宗(大谷派)	應仁年中	
同	行福寺	淨土宗(鎮西派)		
同	清安寺	淨土宗(鎮西派)		
同	引接寺	淨土宗(鎮西派)	應永十六年	

元は天台宗
寛喜三年改宗

同	願正寺	真宗(大谷派)	興國七年
同	東覺寺	真宗(大谷派)	慶長元年
隣松寺	隣松寺	淨土宗(鎮西派)	承和十年
同	攝取院	淨土宗(鎮西派)	
同	福壽院	淨土宗(鎮西派)	
阿彌陀堂	幸福寺	淨土宗(西山派)	文中三年 神谷 高朝
配津	安穩寺	淨土宗(鎮西派)	文和二年
川端	阿彌陀院	淨土宗(鎮西派)	應永三十一年 畝部嘉九郎
中切	願成寺	真宗(大谷派)	文明元年
宗定	祐泉寺	真宗(大谷派)	
上中島	藥王院	真言宗(豊山派)	

第二節 著名寺院

稱名寺

稱名寺は大濱町にあり、時宗の寺院にして、相州藤澤清淨光院の末寺たり。寺説には、興國元年遠江守和田親平の建立する所にして、僧聲阿彌を以て開基とす。後年に及び寺領七百石を有せしが、關白秀吉の時に沒收され、又文祿征韓の役起

るや、西尾城主田中吉政戰艦建造の爲め本利の殿堂を以て其の鍛冶場となすに至り、衰頹極まれりと云へり。また寺記に據るに徳川有親及其の子親氏永享年中藤原清淨光院に入りて薙髮す、後嘉吉元年其の臣石川孫三郎を從へて本利に來住す。蓋し孫三郎の弟當時本利に住寺たりければなり、後親氏は松平村に移り、有親は享徳元年本利に寂すとあり。前濱新田平等寺東境稱名寺皆此の寺の支院たりき。

鹽尻 三州大濱の稱名寺は開基は尊觀法親王なり尊觀は後村上院の皇子にして御近世の後遊行第八世の化阿上人に歸して時宗となる

寺格帳 高三十二石八斗 三州大濱稱名寺

右住職本寺藤澤清淨光寺より申付る

一住職御禮無之

一年頭御禮御白書院獨禮獻上壹束一本御闕之外三疊目

一御暇於檜之間寺社奉行申渡時服に拜領之

寛文四年御朱印帳 三十二石 永祿二年十一月二十八日 三州稱名寺

三河國二葉松 寺領三十石時宗親氏の父有親號長彌寂當寺本寺相州藤澤寺

當時所藏古文書

爲大濱稱名寺寺領陸田並地子寄進之事於子々孫々不可有違亂者也仍而執達如件

第九編 社 寺

六七六

永正六年己巳八月廿六日 松平左近藏人佐信忠華押

稱名寺

永正三年己巳之年以來亂中の敵味方打死之面々爲弔於當寺毎月十六日をとり有へく候爲其於當郷田五段末代きしん之狀如件

松平左近藏人佐信忠華押

稱名寺

東國紀行 天文十三年閏十一月

十二日舟のこと昨日よりいひつけられたれば、てまも入ず暮はて大濱まで押つけたり、稱名寺の住職まで渡らせたまひをり侍る一句あり

かきくつし埋火つくす着かな

十三日岡崎までと急ぎ侍れば住持も馬にて鷺塚までわたり給へり

道のほどもおもしろし

君をくるけふの別れは駒なべて打出の濱の心地こそすれ

と申しかけたれば

君に今日逢坂山は遠けれど此の別れじに關守もがな

など、いひつゝわしづかの寺内一見して別れたり

紹巴富士見道紀 元祿十年七月

十六日曉の鹽にひかれて龜崎といふ所へ網おろさせみる、また二里ばかり南のかた能野崎とて三熊野にむかへる洲崎へ漕出でて、大濱稱名寺納涼せし折節衆僧の御所望に、

三熊野の浦風涼し秋の海

本利境内に、徳川有親、松平信忠の墳墓あり、有親以下徳川氏との因縁淺からず是に關する寶物或は書類今も猶多くを藏す。

西方寺

西方寺

西方寺は大濱町にありて大谷派なり。創立年時詳ならず。元棚尾村にありて興正寺と號せしが住持念雅に及びて親鸞に歸依し、天台宗より眞宗に轉すと云ふ濱三個寺の一なり。

三川堤 大濱村西方寺無祿宗旨東本願寺本山同國額田郡針崎勝鬘寺院家

林泉寺

林泉寺

大濱町にあり曹洞宗の寺なり。創立年時詳ならず。天台宗なりしと云ふ住僧儀

第九編 社 寺

六七七

雲の時に至り曹洞宗に轉す。後五世傳海の時に至り長祿年中より能登總持寺へ輪番すと云ふ。

三河國二葉松 大濱村 寺領二十三石一斗禪宗曹洞派 林泉寺

三川 堤 大濱村華慶山林泉寺 寺領卅四石三斗宗宗禪宗曹洞派本山尾州知

多郡日永村瑞光寺開山傳海良享和尚文明四年壬辰八月二十三日寂

海 德 寺

南面山海德寺は大濱町にあり淨土宗西山派の寺なり

三河國二葉松 大濱村 寺領十七石五斗三升五合淨土宗西山派本寺幡豆郡下

矢田養壽寺 海徳寺

三川 堤 大濱村南面山海徳寺 寺領十六石四斗宗旨淨土宗西山派本山同國

幡豆郡下矢田村養壽寺開山守翁西演上人寛正三壬午年建立

本傳寺

本 傳 寺

本傳寺は大濱町にあり眞宗大谷派の寺なり。創建の年時詳ならず。僧澄圓を開基とす。元天台宗なりしが本寺第十三世住持善祐の時専光寺と稱して新に棚尾村字源氏に一寺を建立す。是本傳寺の初めにして十九世住持溪玉の時に至りて眞宗

に轉じ、文龜元年大濱に移りて寺號を本傳寺と改む。

寶珠寺

寶 珠 寺

寶珠寺は大濱町にあり曹洞宗の寺なり。寺説に天文十二年の創立にして長田直吉の建立に係ると云ふ

三河國二葉松 大濱村 寺領十一石三斗八升右林泉寺宗永井黨菩提所本寺渥

美郡龍門寺但田原 金龍山寶珠寺

三川 堤 金龍山寶珠寺寺領十一石三斗八升宗旨禪宗曹洞派本山同國額田郡

大澤村龍溪院永井黨の菩提所

清淨院

清 淨 院

大濱町にあり建武元年の創建にして淨土宗鎮西派の寺なり

三河國二葉松 寺領二十石淨土宗本寺右常行院同斷 清淨院

三川 堤 南松山 淨院 寺領十六石二斗宗旨同淨土宗鎮西派本山同鴨田大

樹寺上開山眞連社覺譽上人迎阿是頓和尚

常行院

常 行 院

第九編 社 寺

六八〇

大濱町にあり淨土宗鎮西派の寺なり。寺説に天授元年の創立にして是より百五十年間の事歴詳ならず、大永六年住持貞頼を以て中興の祖とすと。

三河國二葉松 寺領十四石二斗五升三合淨土宗鎮西派本寺額田郡鴨田大樹寺

三川堤 聖道山常行院 寺領十二石二斗宗旨淨土鎮西派本山同國額田郡鴨田

村大樹寺開山重蓮社隣譽上人貞頼和尚天文元年壬辰七月八日寂す

精界寺

精界寺

新川町にあり眞宗大谷派の寺なり。傳に大永二年の創建にして初め時宗にして青海寺と書したりと云ふ。後貞享三年本利第八世の住持利慶の時に至りて眞宗に轉すと云ふ。本寺の佛體元是れを海中より得而して之れに清海寺と書しありと寺名之れに因すと傳ふ。

妙福寺

妙福寺

棚尾村にあり淨土宗西山派の寺なり。一説に仁壽元年若狹守直氏の創建する所にして、初め天台宗なりしが、後に至り水野日向守の家臣淺沼作兵衛の子生田新左衛門と云ふ者周旋して是れを淨土宗に改むと云ふ。また直氏の創建に依る堂宇は天正中兵火に罹れりと。

貞照院

貞照院

三河國二葉松 大濱村 寺領十五石三斗五升右淨土宗西山派同宗本寺本村海徳寺

三川堤 大濱村多門山妙福寺 寺領十九石五斗宗旨同淨土宗西山派斷本山同所海徳寺開山月翁清白上人則海徳寺第二世なり

願隨寺

願隨寺

旭村大字平七にあり淨土宗鎮西派の寺なり。寛文十一年の創建に係る。建立者は伏見屋新田築堤の創起者三宅又兵衛にして、寛文七年草庵を該地に結ぶ。初め岡崎松應寺に支院ありて久しく頽廢の儘なりしを十年是れを此所に移すを名として允許を請ひ許可ありて一寺と爲す。

旭村大字鷲塚にあり眞宗本願寺派なり。貞永元年の創立に係り初め天台宗なりしが宗祖親鸞の弟子となりて眞宗に轉じ蓮如上人當地に御勸化の折り是れまで本宗寺と稱せしを今の寺號に更むと云ふ。

恩任寺

恩任寺

第九編 社 寺

六八一

恩任寺は高濱町大字高濱にあり真宗本願寺派の寺院なり。建立の年時詳ならず。寺説には往昔天台宗にして西湖山龍現寺と號せりと云ふ。後櫻井村の城主石川式部大輔信國薙髮して本寺に住職す信國宗祖親鸞に歸依して真宗に傳じ、寺號を石川山恩任寺と改む。當寺中興の開祖とす。蓮如上人當國へ下向の節本刹に於て御勸化の事あり。真宗濱三個寺の一なり。

三川堤 無祿宗旨東本願寺宗本山同郡野寺本證寺院家

專修坊

專修坊

專修坊は高濱町大字高取にあり真宗大谷派の寺院にして、開基は星川常覺入道十一世星川九曜太郎光信なり。初め貞觀元年光信近江國三井寺の開山智證大師の弟子となり、智叡と稱し、貞觀十年三月此の地に一寺を開く、古島山聖徳院千壽寺と稱し天台宗の寺なりき。後該寺十五世願祐の時に宗祖親鸞の弟子となり、改宗して高取山一向院千壽寺と呼べり。蓮如上人之れを呼ぶに常に專修坊と云へり濱三ヶ寺の一なり。

三河國二葉松 高鳥村 寺領五石右(本證寺)同宗本寺右(京都東本願寺)同斷 專修坊

三川堤 高取村專修坊 寺領五石宗旨同(東本願寺)宗上本山同郡佐々木上宮

寺院家

榮願寺

榮願寺

明治村大字西端にあり元僧如光の掛所にして唯願寺と稱し、真宗本願寺派に屬す。如光屢々蓮如に従ひ該寺に入りて連歌を遊びしこと上宮寺記に見ゆ。應仁元年の創建に成る。

康順寺

康順寺

明治村大字西端にあり真宗本願寺派にして天福元年の創建なり。開祖は畠山左衛門尉盛久にして宗祖大師の得度を受け祐乘と號し、後此の地に一寺を建つ即ち是なり

西蓮寺

西蓮寺

明治村大字東端にあり真宗高田派の寺なり。天慶五年の創建に成る。開基を寂山と云ふ初め天台宗なりしが建武年中今の宗に轉すと云ふ。本刹の説に曰ふ醍醐天皇第四皇子重明親王故ありて本村に來り海邊に寄寓す、遂に此の地に薨去し給ふ。寺は即ち親王の父帝の菩提を弔ふが爲に建立されし所にして、開基寂山はま

た親王に扈從せし一人なりと。寺を延喜山天慶院西蓮寺亦是西光明山靈告院江坂寺と號す。京都粟田口天台宗青蓮院の末寺たりしが改宗の後專修寺の末派を汲む。

念空寺

念空寺

明治村大字東端にあり真宗大谷派の寺なり。建立の年時詳ならず。寺説に後醍醐天皇の御宇縉紳家某の女百合姫船にて本村の海邊に着す。後此の地に逝く。本寺安置の觀音像は其守護佛なりしと、元天台宗なりしが、永正元年了西と申す住僧蓮如に歸依して真宗に轉すと云ふ。

長福寺

長福寺

明治村大字東端にあり淨土宗鎮西派なり。創建の年時詳ならず。初め真言宗なりしが、元和年中に淨土宗に改むと云ふ。岡崎松應寺の末寺なり。

編年所載の文書

今度世上就申事別而無御等閑趣本望候此の式少處候得共東端

領之内長福寺郷進置之候尙於末代不可相違者也仍如件

天文十五年三月十日

廣忠

松平源三郎殿

此の書に見ゆる松平源三郎とは長澤の城主松平信重のことなり、刈谷の城主水野信元と交厚し、信元の東今川氏と交を絶ち西織田氏に通ずるや、信重信元と交を絶ちて貳心なきことを示す。廣忠之れを喜び乃ち長福寺郷を信重に進置せしものなるべし、書中世上之事とあるは信元の今川氏と絶ち尾張に通ぜしことを指せるものなりと覺ゆ。

隨嚴寺

隨嚴寺

明治村大字南中根にあり真宗大谷派の寺にして萬治元年道場を創建し赤松村本樂寺住職の弟安藤慶隨を迎へて開基とせり。其の後寶曆七年に至り本山より寺號を允許され隨嚴寺と稱す。東本願寺の末寺たり。

安正寺

安正寺

櫻井村大字藤井にあり真宗大谷派の寺にして貞享元年十二月の創建に成る。後大に衰頽せしを永祿年中野寺本證寺の僧入りて之れを再興すと云ふ。本願寺の末寺たり。

本證寺

本證寺

本證寺は櫻井村大字野寺にあり山號を雲龍山と云ふ真宗大谷派の寺院にして三河三個寺の一たり。小山親祐の出家するや其の邸宅を捨て、精舎となす。親祐初天台宗を信せしが僧親鸞の此の地に來りて勸化するに當り之れに歸依して真宗に改めたりと云ふ。尾參濃の諸國に亘り東本願寺末寺中の本寺たりき。

三河國二葉松 野寺村 寺領六十九石五斗七升一向宗三ヶ寺内本寺右京都東

本願寺同斷當寺開山教圓房俗名親祐小山判官弟雲龍山本證寺

和漢三方圖會 本證寺在同碧海郡郡野寺村同(東本願寺派)派寺領七十二石開基

教圓房

小山判官の弟親祐、嘗善射、或時君命曰、汝能射遠矢、今宜盡力

刀射、限其矢屆處賜領地、因射數十町得賞人皆羨、而有所以遷世

號教圓。

三川 雀 野寺村本證寺一向三河三ヶ寺也開山小山判官舍弟親祐、出家教圓

房開基也、弓勢強く遠矢を射て落たる所まで領す、

三川 堤 野寺村雲龍山本證寺 寺領六十九石五斗七升宗旨本願寺大谷派本

山京都東本願寺當國三ヶ寺内院家開山教圓房親祐

寛文四年御朱印帳 六十九石九斗 三河野寺村道場本證寺

二十四輩須拜圓會 雲龍山本證寺 東派院家同國碧海郡志貴庄野寺にあり

開基は真宗歸法の大徳慶圓法師にして當國三箇寺の一院たり。本堂十間四面高祖眞蹟名體不離の本尊を安置す。坊舎三區あり。

慶圓法師と申は舊小山判官行重の息なり。當國矢作の流小島の龍宮といへる所に居城して武備最も盛んなりしが、宿因の發する所

にや、いつしか世の囂塵をいとひ富貴の交りを絶し、終に剃髮染衣の身と成り、屋形を則精舎となし専天台圓宗を修したりしが、

高祖聖人柳堂御勸化の砌了海法師(針崎勝鬘寺住僧)と同縁を以て、忽台教を捨棄して永く聖人の御弟子と成り真宗無二の碩徳とぞ稱

しける、靈寶聖人左上の御影及び開基慶圓法師自作の像等あり其外これを略す。

則圓師は大職官鎌足公十四代苗裔野州小山の城主下野守朝政 二

男勅負佐兼光と云へり、然るに生死無常の浮世をいとひ、叡山に

登り出家し得度して性空と號す、其後當國に行脚し幡豆郡醍醐山

の麓に暫く居して法を勸む。時に此の山下の龍宮が淵より大蛇出

人民を腦す。或時圓師大職官より傳來の朝日丸の大刀を帶し、彼

の淵に臨む、時に一人の老翁岩上に立ちて曰く、沙門の身として

帶劔の事いふかし、圓師の曰く人を害するものを懲伏するは持戒

本寺縁起

なり、(略す)翁忽に懺悔して十餘丈の大蛇の形を現し水底にしづむ。夫より當山へ龍燈を捧ぐ其の帶せし朝日丸の利劍今尙寺寶たり。かの醍醐山より北に當り廣野あり是れに一字を建立したる故に世に人呼んで野寺と號す(略す)貞永元年祖師歸洛の時當國矢作柳堂に暫く御滞在ましまして教化あり、御出立の時聖人教團に曰く貴坊我を給仕すること既に十二年、世々の親しみ言語に絶たり、今別るゝにも悲しく貴坊も本意なかるべし、しかし貴坊は當國有縁の者なれば此の國に留り予に替りて他力本願を弘むべしと、笈の中より四寸三分の尊像を取出し御手づから教團に賜り、曰く汝は我れに別れ我れは如來に別る、去りながら汝も攝取の中に住めば我れも六字の名號の中に住む、別れの一句耳底に残すとて如來を拜みて別れ給ふ、此の故に別れの如來と名付け奉る、此の佛當寺第一の寶物とす、抑々此の佛は上人相州國府津眞樂寺に在す時(略す)上人或る夜の夢に、石面に(去る日)書き給へる名號光明輝きたる光の中に四寸三分の尊形現はれ上人に御告げして曰く、我攝取利生すべき謂れありて名義相應の中より形を現す、是れ名體不離の理則汝の知る所なり。今示現する姿を早く彫刻し、末代に傳ふべし

と御夢は覺めにけり、上人感涙して直に四寸三分の尊形を刻み給ふ。故に名體不離の如來と名づけ給ひし尊像なり(略す)

而して又寺説には兼光の薙髮せしを建久年中のこととし、正治年中幡豆郡小島村に來り建永年中に至り本證寺に住持すと傳ふ。又永祿一向一揆の魁たりし本寺住職空誓は實に教圓房第十世の孫なりと云ふ。寺院の周圍今も猶ほ深塚の址を存し永祿一揆當年の昔を忍ばしむ。

一 揆記

本願寺一揆の初に當寺の境内に鳥井淨心と云ふ祐福の者あり、永祿五年十月下旬の頃彼が屋敷の前に新殺許若干を干し置きしに、岡崎御家人の若侍、私用ありて此道を通りけるに、馬物に驚きて彼の殺を干しける蕤へ驅入りて踏散しければ、鳥井走り出で狼籍なりと大に怒り匂る、彼の侍聞きて何の仔細かあらん只馬の驚きたるなり雜言を吐くなど打笑て過ぎければ、鳥井元來泳へぬ入道人立出で手に手に棒を提げて追かけ礫をなげ聲を揚げければ、馬はいよゝゝ驚いて怪しく飛びければ岡崎へ逃げ歸り親しき傍輩に件の趣を語り、則ち其の夜朋友十四五人相催、鳥井が宅へ押入り門戸を打ち破り、今日の仕返しと呼はり思ふが程打擲し穢を報ひ

第九編 社 寺

六九〇

て引返す、寔に若氣とは云ひながら遂に一揆の端とはなりにけり。

松韻寺

松 韻 寺

櫻井村大字寺領にあり、真宗大谷派の寺にして東本願寺の末寺たり。寺説に云ふ古昔は松韻寺と號し、後焼失し、大同二年再建して長松寺と稱し、真言宗となる。保元年間兵燹に罹りて灰燼す。後また再建して、永正年中に至りて、真宗に歸し、寺號を舊に復して松員寺と稱す。永祿年中一向一揆の亂に堂宇また廢滅し天正後に至りて再建成れりと云ふ。

蓮泉寺

蓮 泉 寺

櫻井村大字小川にあり真宗大谷派の寺院にして、明應二年の建立に係り僧明了を以て開基とす。東大谷派の末寺たり、

武林 傳 文安年中本願寺上人蓮如兼壽博爲教施我宗法赴東國至下野國偶會

(小山)政泰語曰三州我郷黨也然无有將師器以治一國者請君願來

吾國以信仰吾宗法且撫育黎民幸乎政泰諾從上人遂赴三州住居小川

城改小山復石川云々

當寺の開基僧明了は即ち右政泰の子にして俗名傳二郎康頼幼にして蓮如上人に

誓願寺

誓 願 寺

從ひ難髮して明了と號す父の邸に佛堂を建立し明應二年三月六日本尊を實如上人に請ひ受け始めて蓮泉寺と號す
明治四年菊間藩の騒動に際し、宗徒三千人の罪を一身に荷ひ、斬罪に處せられ不惜身命を訓聖を全ふしたる、台嶺の産地は此の蓮泉寺即ち是なり

法行寺

法 行 寺

櫻井村大字姫小川にあり真宗大谷派の寺院なり。傳へ云ふ孝徳天皇の皇女故ありて京を去り此の地に留寓し一心に觀世音佛を信じまた常に佛義を僧義峯に聞き給ふ。蓮華寺の宮と稱し奉る。而して皇女遂に此の地にて薨去あり、從者謀りて一寺を立て僧義峯を請して開基とし以て宮の冥福を祈る寺を名づけて蓮華と云ひ三論宗を奉じき。寛正年間當時住職義聲の時に至り本願寺の僧蓮如に歸依して、真宗に轉じ寺號を誓願寺と改む。

櫻井村大字東町にあり、真宗大谷派の寺院なり。天元二年の建立に成り、開基は法泉坊徳泉にして、初め道場を光照院と號し、天台宗なりしが後應仁元年當時住職抱心真宗蓮如に歸依して真宗に改宗す。而して蓮如より法行寺の號を授けら

菩提寺

櫻井村大字櫻井にあり淨土宗鎮西派の寺にして智恩院の末寺なり。大永元年櫻井の城主松平信定の建立する所なり。

三河國二葉松 櫻井村 松平遠江守寄附田十石淨土宗鎮西派本寺京都百萬遍新智恩院櫻井山菩提寺

三川堤 櫻井村菩提寺 寺領十石但し松平遠江守寄附田なり本山同國額田郡鴨田大樹寺開基櫻井信定代々之菩提所

圓光寺

圓光寺

櫻井村大字櫻井にあり眞宗大谷派の寺院にして天福元年の創立になる。開基順空俗名藤原某國權主家信本願寺親鸞に歸依して僧となり、本村に天台宗の廢寺ありしを修して圓光寺と稱して是れに住す。永祿年中參河一向宗門の一揆起るや、時の圓光寺住職順正また宗徒を率ひて護法の旗を擧げ又遂に戰没す。男正順逃れて丹波にありしが後復た歸りて本寺に入る順正護法の甲冑相傳へて今日に至る同地願通寺は元支院たり

一 揆記

永祿七年二月三日(略す)野寺の寺内より三百餘人群れ立ちて追掛る、中にも野寺の住僧空誓、中島の安樂寺、櫻井の圓光寺を左右に備へて討てかゝる(家康是れを見て)彼等は必死を窮めたり打物は無益なり、只弓鐵砲にて討ち取れと下知すれば、水野家の三百餘人一度にかゝつて駈立つれば、一揆等は唾つと崩れて敗走す。爰に圓光寺は手を負ひながら踏止りて高き崖に登り大音聲にて、我は本證寺空誓なり今爰に切腹し城兵を助くるぞと、腹十字に掻き切つて崖より下へ落ちて死す、此の間に空誓は野寺の城へ引き退き危き命を助かりけり。

西心寺

西心寺

櫻井村大字川島にあり元和元年の創建に係り眞宗大谷派の寺院たり。岡崎家康嘗て弓手百人を擇び弓道心と稱せり。當村近藤善四祐正と云ふ者其の一人たり。關ヶ原の合戦に討死す。法諡を西心と號す。其の男善次祐基薙髮して後一寺を建て父の冥福を祈る西心寺即ち是なり。

來迎院

來迎院

六ツ美村大字上青野にあり浄土宗鎮西派の寺なり。天文二年の創建に成ると云ふ。

三河國二葉松 青野村 寺領五石浄土宗鎮西派

本寺額田郡鳴田大樹寺 來迎院

右の寺領五石は松平右京亮義春本村の城主たりしが弘治三年日近城の役に戦歿し本刹に葬る即ち其の追薦なりと云ふ。

本晃寺

本晃寺

六ツ美村大字上青野にあり真宗大谷派の寺なり。長徳三年の創建に係る。此寺もと天台宗にして岡崎霧降山式内稻荷神社の別當職たりき。應仁年中真宗に改宗し、天正の頃一度廢寺となる後慶長六年是れを青野村の地に再興す本寺即ち是れなり。

三河國二葉松 上青野村 寺領五石一向宗本寺野寺村本證寺 本光寺

慈光寺

慈光寺

六ツ美村大字下青野にあり真宗大谷派の寺にして嘉祥年間の創建になる。三河真宗七ヶ寺の一なり天文年中一度八磨郷里村に移轉したることありき。

三河國二葉松 下青野村 寺領五石一向宗本寺京都東本願寺撫松山慈光寺

本刹もと天台宗なりしと云ふ。後真宗に改むと。本刹第四十世教壽の妻は石川清兼の女にして其の母は松平清康の女なり。永祿一向一揆の際堂敗滅す。後徳川家康姻戚たるの故を以て寺領を寄附し、殿堂を再興す。慶長七年東本願寺を創建するに及び本刹其の末寺となり小本寺觸頭となる。

當寺藏書

(上略す)御門徒衆の御事せんくの如く、御べちぎ有るまじき通り、いへやすさまよりそもじさまへ御朱印の御うつし御のぼせなされくはしくひろうとげられ候、それにつきて唯今御便を被見御一禮ありたくおぼしめされ候へ共、此のころ御國なみの御事とり申につけて道たやすからざる由申候まゝ、先々御禮として御三人の方へ刑部郷文にて申され候、然るべき様に御申しなしかんようにて御座候、誠にれんくの御きもいりとかく申し盡しがたく候(略す)

三月十三日

從華押

後室の御方へ

安養院

六ッ美村大字上青野にあり。
三河國二葉松 上青野村 寺領一石五斗 安養院

觀音寺

觀音寺

六ッ美村大字下三ッ木にあり。淨土宗西山派寺記に藏人頭松平長親女あり三ッ木城主織部正に嫁す長親信する所の觀音佛一像あり老後是れを其の女に遣す女後に城中に一字を構ふ之れに觀音佛を安んず本刹に傳ふるもの即ち是なりと

龍泉寺

龍泉寺

六ッ美村大字下中島にあり。淨土宗西山派の寺にして當地崇福寺の屬寺たり文安三年の創建に成る正保二年雷火の爲め烏有に歸してより遂に耕地となる萬治三年土民佐口専求なるもの自己所有の地に就て本寺を再興す爾來淨土宗たりまた土俗の説に古は本刹に通泉寺と稱する寺ありき龍泉寺即ち是なりと傳ふ。

崇福寺

崇福寺

六ッ美村大字下中島にあり淨土宗にして西山派の中本寺たり。三河國三檀林の

一に算へらる昌泰年中の創建にして初め昌泰寺と號し天台宗の寺なりき、後文安年中に至り淨土宗の僧天祐本寺に住持たるに及びて淨土宗に改宗す。天祐は寺記に依れば赤松師範の八男にして嘉吉元年將軍足利義教を弑せる赤松滿祐は其の叔父たり。されば滿祐白旗城に自刃の後其の一族の者足利氏の探索を避けて本寺に匿れしものなるか。

三河國二葉松 中島村 寺領三十石淨土宗西山派三役寺本寺京都四條蛸藥師

通圓福寺 廬安山崇福寺

本刹藏書

中島郷崇福寺内寺物諸役如前々免許之事
東向寺並に山園寺尙兼寺此の三個寺之事諸末寺之外永可爲崇福寺支配縱雖有申旨如持廣御代不可有相違事
諸末寺如前々永不可有相違事
門徒中老若時々之法事令懈怠出仕剩不守戒律致姿之振舞至千居住草庵之輩者可改易寺物於其以下の傳者可燒却尤鉢事
崇福寺東向寺山園寺尙鹿寺此四個寺伐采竹木并棟別田別人別門別一切諸役免許之事
右之條々領主合點之上出判形田中之條所及判形也若非分之儀於

有之者可加下知者也仍如件

永祿九年戊午八月二十六日

治部大輔華押

崇福寺

三河國碧海郡中島村の内三十石之事全可寺納並寺内竹木諸役免許末寺之出仕等任先規旨訖者佛事勤行不可有懈怠者也依而如件

淨光寺

淨光寺

六ツ美村大字下中島にあり眞宗大谷派の寺にして建立の年時詳ならず。寺記に據れば寛正五年石川康政本願寺蓮如を師として僧となり意眞と號しき。此の地に天台宗の廢寺ありしを興して是れに入り寺を安樂寺と號しき。意眞後に松平親忠に屬して岩津の役に戰歿す。而して後明應二年に至り寺號を淨光寺と改むといふされど一揆記に載する安樂寺を以て此の前身なりとせば寺號を淨光寺と改めしは明應年間の事にあらず猶降りて永祿一揆の後なるべし。

三河國二葉松 中島村 寺領三石一斗一向宗本寺野寺村本證寺 淨光寺本寺藏書

三州碧海郡中島淨光寺境内高一石八斗五合之地被寄附之旨任前

判外高一石二斗一升五合者茶園畑去寛永五辰年内改之地是亦令再納訖永不可有相違仍如件

元和四年十一月廿八日

源勝重華押

中島淨光寺

今度火事爲見舞家來方迄御狀殊大根切干一袋煎茶一袋饋給又於其元勝浦源五左衛門方へ金子持參繩調候様に御申其上御摠構之竹爲御伐可給旨重疊御心入令滿候竹入候は、重而可申遣候間先御伐候事無用に候我等親子家中上下共に無事に候間可心安候猶追而可申入候恐々謹言

二月十四日

板倉内膳正

重 矩華押

淨光寺机下

永照寺

永照寺

六ツ美村大字中にあり眞宗本願寺派の寺院なり。往昔天台宗なりしと云ふ事歴明ならず。寺記其の他によりて見るに文祿年中眞宗に改宗し、慶長九年大谷光壽東本願寺を開くに當り其の末寺となり後また、西本願寺派に復したるものゝ如し。

第九編 社寺

妙國寺

六ツ美村大字宮地にあり日蓮宗の寺なり。舊と美濃國にあり、興國元年の創建になると云ふ。此の地の城主左近衛將監宇都宮泰藤の妻は美濃里見城主土岐伊豫守の女なり。伊豫守數々和田に來りて泰藤と語る。談常に佛事に及ぶ伊豫守遂に其香火院妙國寺を和田に徒すと云ふ妙國寺是なり。

三河國二葉松 宮地村 寺領十五石六升日蓮宗

久世黨菩提所

妙國寺

淨珠院

六ツ美村大字上和田にあり淨土宗西山派の寺なり。舊と此の地に天台宗の寺ありて大海寺と號しき。應永年中松平信光の徒弟僧教然京にありしが、此の地に至り大海寺の堂宇を再造し、之れに入りて淨土宗を弘め寺號を更に淨珠院と改め、又永祿年中本寺及屬寺の僧俗を是れに衆めて一向一揆に當る。由來徳川氏の加護深かりき天正十八年田中吉政の岡崎城内に入るや、封内の社寺領を沒收し、また多くの社殿を破毀す本利またはれが爲大いに荒廢せしが、慶長八年家康之れに更に朱印地を授け寺運の隆を計る

三河國二葉松 上和田村 寺領二十石淨土宗西山派開山教頓了念上人本寺京

都圓福寺清光山淨珠院

松林寺

六ツ美村大字赤澁にあり淨土宗鎮西派の寺なり、永正十四年の創立になる事歴明ならず、

三河國二葉松 赤澁村 寺領五石淨土宗鎮西派本寺額田郡鴨田大樹寺松林寺

大聖寺

六ツ美村大字中の郷にあり淨土宗鎮西派の寺なり。正應年間の創建になる元淨土宗藤田派の本山なりしが、後本派衰廢し後屬寺と俱に白旗派に轉ず本寺第十六世高善に及び松平竹千代の讀書習字の師たりき。

三河國二葉松 中郷村 寺領二十三石二斗(淨土宗鎮西派)同宗土井黨菩提所本寺京都東山智恩院大聖寺

自持院

六ツ美村大字中の郷にあり淨土宗鎮西派の寺なり事歴を明にせず。本庵藏書 (略す)卯辰兩年之物成は寺之こんりうのために殘置候云々

第九編 社寺

第九編 社 寺

巳十月二十四日

持地庵

中之郷門前百姓中

黑章(徳川氏)

七〇二

淨妙寺

淨妙寺

六ツ美村大字中の郷にあり眞宗大谷派の寺なり。正嘉二年の創建になる第三世了義の時初めて淨妙寺と號し、眞宗大谷派に屬す。第十四世順超妻は松平信忠の妻なり。順超寺を赤澁村に建つ。後また之れを天文年中上和田村天白に移し、慶長年中に現今の地に移る、土井氏閥族の功德院たり。

三河國二葉松 中郷村 寺領十七石五斗七升一向宗本寺京都東本願寺淨妙寺

上宮寺

上宮寺

矢作町大字上佐々木にあり眞宗大谷派の寺院にして參河國三ヶ寺の一に算へらる。東派の中本山として數十の末刹を有しき。傳へて聖徳太子の建立する所なりと云ふ。今當時の寺説及び其の他の記事に據るに、抑當寺の縁起は、推古天皇六年十月上宮太子日本巡行の時當國設樂の峯より志香須賀の里を照覽ありて、末代佛法繁盛なる地なりとて此の地に來りて自ら御自像を刻みて殘し給ひしにありと云

道空

源智房

阿闍梨

ふ。其れより八十年を経て、大寶元年八月南都元興寺の僧道空此所に來りて一字を建立し、彼の尊像を安置す、是れにより上宮太子を開基とし道空を以て第二代の寺僧となす。是れより空心、道平、圓覺、良欽、相傳へて第六代源智房に至る。源智房は叡山善林坊の住僧にして、此の地に來り尊像安置の堂に入り大に天台宗の功德を説く、萬人教に歸し宗門繁盛し一草堂忽ちにして十二坊七堂伽藍の精舎となる、名づけて太子山上宮寺と號す。是によりまた源智房を以て當山天台宗の開祖となす。降りて第二十三代蓮行阿闍梨の時に至り貞永元年八月矢作柳堂に於て僧親鸞の説法あり、阿闍梨就て聽き其の易行念佛の法に感じ、親鸞に歸依して其の弟子となり、眞宗に改む。第二十四世は蓮願房にして源頼朝の重臣俗名佐々木三郎盛綱入道西念是なり。第三十一世を如光と云ふ。蓮如上人常隨直參の高弟なり。永祿の一向一揆は實に本寺を以て其の首腦とし、當に本寺第二十四世勝祐第三十五世信祐の時なりき。勝祐信祐敗れて尾張に奔る。信祐其の死に臨みて、謝罪復寺の書を作り、其の子幸松丸尊祐に托して日向守石川家成に寄す、天正十三年十月參議家康其の寺領寺域及從者三十戸の徭役諸税を獨き、先例の如くし、且三河全國眞宗の總本寺たらしむ、幸松丸寺を嗣ぎ尊祐と號しき。

和漢三才圖會 太子山上宮寺在碧海郡佐々木東派院家寺領七十石
聖徳太子建立、元祖道宣、中興蓮行俗名安藤權守教房。親鸞於矢

作柳堂說法時、聊有宗論而歸依僧多、蓮行亦改天台爲法弟、依令
佐々木三郎盛綱入道法善後改名蓮房而後如光房運八代於油淵拾得兒以爲異人蓮如上人
時大谷御坊破脚騷動如光大有勤功

二十四輩順拜圖會 太子山上宮東院家同國同郡(碧海)

聖德皇院と號す真宗歸化の大徳蓮行法師の開基にして當國三個寺
の一院たり。本堂十間四面本尊阿彌陀如來聖德太子御真作品數あり
略僧坊三區あり

當院は往古聖德太子の開闢ありし靈地にして、天台圓宗の佛場た
り依之諸號すべて太子中頃武人安藤右衛門尉祐綱入道をして蓮行と號
し當寺に住持し専ら大乘實頓の法を修しけるが、不思議に了海法
師とともに聖人に柳堂に於て謁し奉り眞性得悟の強縁を以て竟に

三河雀 佐々木村上宮寺一向三河三ヶ寺、佐々木四郎高綱の寺、一里四方
寺領、高なし、永祿一揆の寺也。

三河國二葉松 佐々木村内地無高一向宗三ヶ寺太子山上宮寺

三川堤 傳に云ふ或時大神君御鷹野に出たまひ、佐々木上宮寺の門前を通
り給ふに、米百俵斗積置けるを見たまひ、可爲返濟、門米を借し

可給と被仰遣、御意難默止奉借之其後又米をかりに被遣ければ、
先米御返し被成てこそと無禮なる返答す。使者返て右の趣を言上
す。公大きに御怒有て米の無きにこそ申遣す、不借は無是非、僧
の分として悪口無禮は何事ぞ、雅樂介、彼の寺へ行て可檢斷と仰
を奉りて酒井雅樂介正親上宮寺へ乗込み。右の無禮を論議するに
寺内の男女大に怖れ四方へ逃げ去り、矢作の下を渡り針崎へ走り
入門徒を催し一揆の亂となる。

和漢三才圖會 當國一向宗起一揆濫觴三州住人菅沼藤十郎爲軍用構砦、往上
宮寺奪糧米等、寺僧云佐崎野寺針崎之三個寺、我開山以來守護不
入之靈地而甲乙人狼籍不可不誠而亂入菅沼之館、打伏下部輩、取
反雜物菅沼大怒訴之酒井雅樂助正親、正親遣使雖制之不鎮、使者
吐罵言不得止斬使因復訴家康公、公乃率軍兵欲討滅之、於是近在
同門寺僧檀越輩楯籠三個寺既合戰及數度如吉良義照荒川甲斐守松
平監物酒井將監城主輩戮力、進足往生極樂退足無間地獄十二字書
札、立誓眞向、自二月十一日翌春不暫止、互討死者多矣、公既及
出馬時如渡邊半藏普代近習中亦宗門輩俄與於寺、仍有救命日免寺
僧及徒黨罪、永可賜本領也、因僉降仗於上和田村淨衆院認誓紙、

第九編 社 寺

呈之謝和解焉

七〇六

聖禪寺

聖 禪 寺

矢作町大字西牧内にあり曹洞宗の寺なり。傳に天平年中の創立なりと傳ふ。往昔天台宗なりしが天文中今の宗に改むと云ふ。山號を海峯山と云ふ。創立の前後海潮通ずるの地なりしを以て、斯く號すと云ふ。西本郷蓮華寺の支院たり。

善國寺

善 國 寺

矢作町大字渡にあり淨土宗西山派の寺なり古昔天台宗なりしが應永二十五年淨土宗に改宗すと云ふ。改宗して後第三世本寺住持安仙は、佐渡守久松俊勝の男にして、家康とは異父同母の弟なれば、家康岡崎に在城中屢々本利に來りて連歌會を催せりと云ふ。また寺説には徳川氏より年米六十苞薪三百束炭三十苞給せられしと傳ふ。

妙源寺

妙 源 寺

矢作町大字桑子字沓市場と稱する地にあり、正嘉二年の肇創にして眞宗高田派の寺院なり。山號を平田山と稱す。もと明眼寺と書せしが家康の命に依りて今の

明眼寺

字に改めぬ。開基は桑子城主安藤薩摩守信平にして、城中の聖徳太子堂に於て親鸞の説法を聞き之れに歸依して乃弟左近將監親行をして家を嗣がしめ、自ら佛門に入り堂宇を城中に創立して明眼寺と號し、入りて之れに住持す。明眼寺開祖念信房と稱するは即ち是れなり。爾來寺運大に展け諸家供田を置くこと頗る多く、其の古券七十餘に達せりと云ふ。其の隆盛なるに當りては寺家三十六員支院二區屬寺もまた參遠信武尾濃勢の數國に蔓布したりき。而して寺域内にはまた十二坊の林立するありしが、延元二年北畠氏西上の日兵燹に罹りて空しく燒土に歸すと云ふ。後年安祥城主松平長親女を本利住持秀蓮に嫁す。されば長親屢々本利に來り遊びまた連歌を催せり。清康もまた此所に遊び連歌を催せしことありと云ふ。また後土御門天皇第三皇子尊常盤井宮釋門に歸し法名を眞知と號し故ありて永祿十一年本利に來り給ひてより六年の間此所に住し給へりと云ふ。

三河國二葉松

桑子村寺領三十石高田宗開山念信房平田山明眼寺

三川堤

桑子村寺領三十石高田宗開山念信房平田山明眼寺、華臺院寺領三十石、宗旨高田院家連枝格、本山勢州一身田專修寺、開山念信房蓮慶。

抑開祖念信房は人皇八代孝元天皇の末葉、安倍の仲麿五代の後胤、安藤三兼平の男安藤庄司信平後に薩摩守と號せし人なり。此の地に一城を築き碧海郡の領主なり。

永正十五年卯月廿三日、松平出雲守長親公、住持秀連三吟賦山何

常夏に庭の墓なき心かな

長親

松にしたかき風のすゞしき

秀連

時鳥有明の月に聲はして

長親道閑

清泰寺

清泰寺

矢作町大字富永にあり真宗高田派の寺にして、長元二年の創建になり、古昔天台宗にして観音寺と號しき。寺説に大寶年間僧行脚して此所に抵る。其の母また踪を慕ひて抵り母子此所に留ること二三年にして自刻の觀世音像を殘して去る。當寺觀音堂に安置する像は即ち是れなりと云ふ。後本利第十一世住僧永伯の時、親鸞に歸依して真宗に改む。又享保九年に至り更に寺號を清泰寺と改むと云ふ。

蓮華寺

蓮華寺

矢作村大字西本郷に在り。天文二年の創建にして初め天台宗なりしが後に曹洞宗に轉ず。寺説には藥王寺の再建なりと云ひ。また一説には舊と大友村にありしを此所に移せるものなりと云ふ。此の寺の附近の林間に前方後圓或は圓形の古墳多く存す。林地を和志山と稱し、傳に大友天皇船にて此所に着し給ふ、其の時齋

正法寺

正法寺

し給へる佛像は一は此の蓮華寺の藥師佛及大日如來にして他の一は大友村王泉房の彌陀是れなりと云ふ。西牧内の聖禪寺大濱茶屋の永安寺等は舊と本利の支院たりき。

矢作町大字東本郷に在り。真宗大谷派の寺なり、永坂鐵三郎と云ふもの薙髮して天台宗に入り、大岡郷山崎村に一字を創立して閑居す。晚年親鸞に歸依して真宗に改宗す。後永祿一揆の時山崎正法寺の僧是れに黨し、敗れて後本村に潛居す。遂に留りて一字を建て、山崎正法寺の號を襲ぎて更に正法寺と號す。而して山崎正法寺は一度荒敗せしが後更に其の址に同號の寺を建てしものなりと云ふ。

光明寺

光明寺

矢作町大字矢作にあり。時宗の寺にして延暦年中の創建になる。往昔天台宗にして、帝守院と號し勅願所たりき。大治二年寺號を光明寺と改む。建久八年源頼朝堂宇を再造し、供田若干を置く弘安二年時宗に轉ず。建武二年新田義貞此の地に陣するや、松井源太夫の女義貞に侍して一男を生む。小字竹壽丸長じて本利第八世の住僧觀鏡たり。天授五年足利義滿供田若干を置く、相州藤澤清淨光寺長阿

彌、徳阿彌、其の師に従て遊行し、本利に至りて暫く留まれりと云ふ。慶長八年徳川家康供田八石を置てより各將軍朱章を交付するを例とせり。

柳堂寺

柳 堂 寺

矢作町大字矢作にあり。眞宗大谷派の寺にして創立年時詳ならず。其の地を加護箴と稱し、新田義貞陣營の址なりと云ふ。參河總視録に據れば、此の寺は古昔無本寺と號せし道場にして、僧蓮如本州に留錫の時、宗祖親鸞の柳堂古址なりとて時々此所にて説法せりと云ふ。

誓願寺

誓 願 寺

矢作町大字矢作にあり。時宗の寺なり。創建の年時詳ならず。三河名所記によれば古昔此所に一池ありて慶念と云へるものは是れに溺死せしを、其の後長徳三年に至り恵心僧徒其の池を埋め千體佛を作りて一字を其所に建て、安置し慶念の冥福を祈れり、本利十王堂は即ち是れなりと。又本利の碑には長者兼高建久五年其の女淨瑠璃冥福のため十王堂を此の地に建て恵心僧都の作なる地藏像を是れに安置せりとあり。

勝蓮寺

勝 蓮 寺

矢作町大字矢作にあり。眞宗大谷派の寺院にして創建の年時詳ならず。寺説には古昔天台宗にして、薬師寺と號したりしを天福元年眞宗に改宗して、更に勝蓮寺と號せりと云ふ。三河名所記には勝蓮寺世俗に之れを柳堂と稱す、舊と柳堤の柳下に在りし薬師堂を寺院になせるものなりとあり。又僧親鸞説法の柳堂は即ち是れなりと云ふ。

三河雀 矢作村勝蓮寺一向無祿の御堂とも云ふ。徳阿彌公新田より御遷浪の時、初て此寺に御休息と云、昔は天台宗なりしに、親鸞聖人と法論して改宗すと也。

二十四輩順拜圖會

柳堂勝蓮寺

東派同國碧海郡岡崎橋西矢作宿にあり

高祖聖人三七日の間御勸化なし給ひたる芳趾なり

説法石 聖人御勸化のみぎり此石上に座し給ひしと云

往昔聖徳太子當國御經歷の折から、此地に柳の大樹ありしかば、世人年歴をしられがもとにたゞすみ給ひ、今よりして五百年の後、此所群生利益の靈場と成べし。さるによつて我此地を以て柳堂と名付んといとも尊き勅により、其名をつたへて呼ならはせけるが、

いつの頃にや有けん、終に小堂を建てこれを柳堂薬師寺となん號しける。然るに嘉禎元年二月上旬聖人御年六十三歳にして上洛あらせ給ふ砌、遠州桑畑より當國矢作に至りて此柳堂にとまり給ひ三七日の間御勸化ましましけるに、當國は言に及ばず尾州濃州の道俗群參來集して聖人の法義を聽聞し、歸依渴仰の族たとへば草の風になびくがごとく、此御化益にもるゝ者更になかりしか。是誠に宿因合熟の地にして衆生解脱の機とふるの時至れるものか。此所即當國御化導最初發端の靈場たり。

岡崎十王町に柳堂山西照寺といへるは此の柳堂の別院なり。又同所の内に満勝寺といへるは高田派の靈場にして謂ある寺なりとかや。

和漢三才圖會 西照寺 在岡崎 初在矢作宿名柳堂東 派天正年中移于此

中興圓善秀 當國安城村城主 有腰掛石

親鸞 貞永元年八月 於柳堂三七日說法時僧俗改宗人數多

聖善寺

矢作町大字字頭にあり。真宗本願寺派の寺なり。永觀年中の創建になると云ふ。

聖善寺

初め天台宗にして寺號を鳳學寺と號しき。文曆年中真宗に轉じて今の寺號に改む。堂宇舊と字佛坊の地にありしが、慶長四年字東側に移る。慶安の初め額田郡針崎勝鬘寺と寺號の聖字を論争し、領主に訴ふる所ありて本願寺派に轉ず。西本郷蓮華寺と相近く附近の林地に古墳古塚多く存す。

玉泉寺

玉泉寺

矢作町大字西大友に在り。真宗大谷派の寺なり古昔天台宗にして、洞導寺と號しき。後石川右衛門八綱政本刹に住持たるに及び、寺號を玉泉坊と改め真宗に轉ず。嘉永年間更に玉泉寺と號しぬ。傳に本刹安置の彌陀坐像は大友天皇の齋せる三尊佛の一なりと云ふ。

願照寺

願照寺

矢作町大字軸越にあり。真宗本願寺派の寺院なり。舊と天台宗にして榮光院と號しき。嘉禎年中住持專海の時真宗に改宗す。後世に至り三河真宗七ヶ寺の一に算へらる。第十世正立の時慶長六年徳川家康之れに朱印地六石を置く。正保年中に至り沒收さる。小針の城主阿部氏本刹を以て其の香花院となす。其の當時に於ける阿部氏四世の墳墓あり。

長壽寺

長壽寺

矢作町大字森越にあり。浄土宗鎮西派の寺なり。舊と當地八幡宮祠職の一に
班せり。而して天台の僧及禪宗の僧等交住持せしが寛永年間浄土宗に歸し、額田
郡鴨田大樹寺の末寺たりき。

三河國二葉松 森越村

寺領三石三斗二升五合浄土
宗鎮西派本寺鴨田大樹寺

崇福寺

崇福寺

安城町大字今にあり。臨濟宗の寺院なり。寺記によれば和銅六年尾崎村豊阿彌
の建立する所なりと云ふ。初め觀音像を安置し、普門寺と號しき。永祿年中兵火
に罹る。寛文三年再建すと云ふ。三河事記に據れば舊と法相宗にして元弘、建武
の亂に兵燹に罹り後再造せしが、天文年中重ねて今川織田の兵火に罹る。天和二
年京都妙心寺の屬寺となる。往古の寺址は今の國道に當れりと云ふ。

正法寺

正法寺

安城町大字山崎にあり。眞宗大谷派の寺院なり。古昔天台宗にして雲明寺と號
せしが貞永元年眞宗に改宗して寺號を正法寺と改む。東本郷正法寺の説によれば

永祿一向一揆の際に滅落し後是れを東本郷に再造して正法寺と號し、山崎の舊址
には後に更に一寺を建立して更に正法寺と號せりと云ふ。

三河國二葉松 山崎村 寺領四石八斗禪宗曹洞宗正法寺

三川 堤 山崎村正法寺 寺領四石八斗宗旨眞宗、本願寺東派古には禪宗曹

洞宗なりしが、久しく廢潰して寺號のみなりしを、近代本郷正法
寺より再建して今の宗旨になる本郷正法寺の掛所と云ふ。

了雲寺

了雲院

安城町大字安城にあり。浄土宗鎮西派の寺にして、松平親忠の建立に係り、大
樹寺開山勢譽を以て開基とす。正に永正十年の事に屬す。而して親忠より長親信
忠を経て清康に至るまで四世安祥城在城中松平氏の祀願所たりき。清康の岡崎城
へ徙りて後ち寺を城墟に移す今の位置是れなり。

明法寺

明法寺

安城町大字安城にあり。眞宗大谷派の寺にして、嘉禎元年の創建になる。開基
は安藤綱房にして初め親鸞の歸依して家を弟祐綱に嗣がしめて己れは其の弟子と
なる明法房圓善と號す。圓善初め矢作宿柳堂に於て親鸞の説法を聞き一男を喪へ

る悲しさの餘り、初めて易行念佛の法を得授し乃ち入りて柳堂を留守し、後此所に一寺を建立せりと云ふ。

本樂寺

本樂寺

安城町大字赤松にあり眞宗大谷派の寺院なり。舊と櫻井村字堀内に淨善寺と號する寺ありて、久しく廢絶せしを櫻井城主松平信定薙髮して慶鎮と號し、其の址に一寺を建立して本樂寺と號し入りて其れに開基たりき。後永祿年間一向宗門徒の一揆起るや一時是れを遠州相良に移せしが、後寛永十四年十二月又更に是れを今の地に移す。時に當村安藤七太夫の末孫八右衛門剃髮して慶順と號し入りて此の寺に住持す。

寶泉院

寶泉院

安城町字福釜にあり。淨土宗鎮西派の寺にして、永正二年五月の創建になり。初め鴨田大樹寺の末寺たりき。

三河國二葉松 福釜村寺領七石右(淨土宗鎮西派)同宗松平筑後守菩提所本寺右(鴨田大樹寺)同斷 寶泉寺

三川堤 福釜村寶泉院 寺領七石宗旨淨土宗鎮西派本山同國額田郡鴨田大

教榮寺

教榮寺

樹寺 右京亮親なり後に筑後守と改む元和三年二月二十七日卒
す法名良心此家の祖代々の牌あり。

依佐美村大字野田にあり。眞宗大谷派の寺にして弘長三年の創建になる開基を善祐と云ひ、天台宗にして寺號を大徳寺と號しき後に教榮寺と更む。承應元年住持善念の時眞宗高田派に轉じ、寛文五年住持祐遊の時更に眞宗大谷派に改む、

昌福寺

昌福寺

依佐美村大字野田にあり。淨土宗鎮西派の寺なり。初め桑子村明源寺の末寺たりき。開基を念譽と云ふ。應永三年住持專譽の時淨土宗鎮西派に轉じ名古屋建中寺の末寺たりき。半城土願行寺は慶長年中の建立に係り當寺の支院たりき。

三川堤 野田昌福寺無祿宗旨淨土宗鎮西派本山尾州名古屋建中寺開山存慶上人尾州の人なり建中寺開山廓吞上人の弟天和二年七月二十五日寂す。

法榮寺

法榮寺

依佐美村大字小垣江にあり。浄土宗鎮西派の寺なり。僧善譽を以て開基とし、高田派の寺なりき。延享元年浄土宗に改む。開山は善譽上人にして開基を長谷川喜三郎とす。舊と法榮菴と號せしを明治に入りて寺號に改む。

觀音寺

觀音寺

依佐美村大字小垣江にあり。曹洞宗の寺にして舊と刈谷村楞嚴寺の末寺なりき。元祿六年楞嚴寺十五代の住持定海和尚之れを中興す。當寺安置の觀音は、當國三十三ヶ所第二番の札所なり。

誓滿寺

誓滿寺

依佐美村大字小垣江にあり。浄土宗鎮西派の寺院なり。舊と高田派にして。開基を滿譽と云ふ。開譽の時正保元年浄土宗に改む。名古屋建中寺の末寺たりき。此の開基を平野三郎右衛門なりとす。

三川堤

小垣江誓滿寺無祿宗旨同(浄土宗鎮西派)上本山同(建中寺)上開山

善榮上人同村の産、俗姓平野氏本山建中寺、開山廓吞上人の門侶、元祿三年六月五日寂す。

楞嚴寺

楞嚴寺

刈谷町大字元刈谷に在り。曹洞宗の寺院なり。開祖は利山總禪師にして遠州より此の地に至り先づ海會寺を建つ。應永二十年更に其の南に方楞嚴寺を建つ。刈谷城主水野忠政以下數世本刹を以て香花院となす。曹洞宗の寺院にして普濟寺の末寺たりき。知立慈眼寺並に法藏寺は初め當寺の支院たりき。

崇福寺

崇福寺

刈谷町大字元刈谷に在り。浄土宗鎮西派の寺にして舊と重原村にありて重原城主山岡河内守の建立する所なりき。山岡山僧福寺と號しき。後類廢せしを刈谷村大岡庄右衛門なるもの刈谷侯三浦壹岐守に請ひて之れを元刈谷村深見の地に移し大岡山崇福寺と改稱し又京都深草の眞宗院は舊と此の本寺たりき。

十念寺

十念寺

刈谷町大字刈谷に在り。浄土宗西山派の寺院なり。舊と天台法相兼宗なりしが元中二年僧哲空浄土宗に改む。初め蓮乗寺と號せしを永祿六年住持玄締の時寺號を十念寺と改む。

大悟寺

大悟寺

刈谷町大字刈谷にあり。浄土宗西山派の寺院なり。弘仁元年の創立なりと傳へらる。舊と光岳寺と號せしを、後年其の寺號下總國某寺に移りしを以て元祿二年改めて大悟寺と稱せり。

松雲寺

松雲寺

刈谷町大字小山にあり。曹洞宗の寺なり。幡豆郡貝吹村長圓寺の僧月舟板倉勝重の卒後其の報恩のため本刹を以て其の香花院となし、また是れまで藥師寺と稱したりしを改めて松雲院と號しぬ。

萬福寺

萬福寺

知立町大字上重原にあり。眞宗大谷派の寺院なり。弘仁六年の創建にして天台宗を奉じ、知立明神を其の守護神とせり。字寺内及桂林山と稱するは即ち此の古の寺址なりと。貞永元年其の屬寺二十八刹支院六と共に眞宗に改宗せりと云ふ。天文二十三年本村城主山岡氏駿河及岡崎の兵に敗らるゝや、本刹の僧徒また山岡氏に黨せしを以て時の本刹住持逃れて幡豆郡に閑居せしが、後再び本村に來りて

遍照院

遍照院

當寺を興す。下重原淨福寺高須の法壽寺尾崎の法藏寺並に當地法信坊等何れも舊と道場たりしを本刹の支院として寺號を許されしものなりとす。貞永元年改宗の祖を當寺住職了哲とす。

善敬寺

善敬寺

知立町大字上重原にあり。眞言宗豐山派の寺院にして所謂三弘法の一なる重原弘法是れなり。弘仁十三年の創建に係る。舊と重原の間中にありしが、延寶年中今の地に移せりと云ふ。堂に僧空海の坐像を安置し、寺説に空海諸國巡錫の砌、此の地に來りて自像を刻せしもの即ち是れなりと。像首右顧するを以て通常見返弘法と呼ぶ。三弘法の内本刹最も其の名高く遠近より參詣するもの算なし。

無量壽寺

無量壽寺

知立町大字西中にあり。眞宗大谷派の寺なり。舊と本州横須賀にありて源徳寺と號し天台宗を奉ぜしが、元中五年眞宗に轉じ、後慶長年間是れを本村に徙して善敬寺と號せりと。

知立町大字八橋にあり。臨濟宗の寺なり。世に在原中將業平の遺蹟として其名高き八つ橋の燕子花の寺是れなり。古書寶物等を多く藏し、又庭園の小池に燕子花を植へ、中將の遺蹟を訪ふ雅客をして漫ろに唐衣の昔を忍ばしむ。同地の在原寺は其の支院たりしものなりとす。

小松寺

小松寺

知立町大字知立に在り。曹洞宗の寺なり。創立年時詳ならず。慶長十年僧策淳を以て中興の祖とす。本刹舊と小松重盛の像を安置せりと云ふ。重盛薨じて父の清盛其の冥福を祈るがため諸國に一寺を建立すと傳ふ此の寺或は其の一なるべきか。

寶藏寺

寶藏寺

知立町大字知立にあり、曹洞宗の寺なり。創立年時詳ならず。文明元年を以て中興の初年とす。時の住持を孝道と云ふ。本刹古へ知立神祠に奉祀し、神宮寺七寶坊の一寶藏坊たりき。後寶藏寺と改め元刈谷楞嚴寺の末寺たりき。

密藏寺

密藏院

知立町大字一里山にあり。臨濟宗東福寺派の寺院なり。初め真言宗なりしが後元祿十六年臨濟宗に改む。安永三年雷火に罹りて焼失し、舊記悉く亡ぶと云ふ。安置の空海坐像は三河三弘法の一に算へらる。三河事記に云ふ。大師堂舊と泉田村間中にありしが、尾張大高村長壽寺二世寶永年中是れを此の今の地に移して大師堂と共に再建す。其の以前は真言宗なりしと。

西福寺

西福寺

富士松村大字一ツ木に在り、曹洞宗の寺なり。創立年時詳ならず。寺説に弘仁十三年僧空海不二嶽に詣り還りて本村大仙山雲涼院に掛錫し、自作の木像を刻む、後慶長八年當西福寺の住僧的公雲涼西福の二寺院を併せ大仙山西福寺と號せりと傳ふ。而して空海自作の木像今に西福寺に傳はれりと稱し三河三弘法の一つとして遠近の參詣者頗る多し。

誓願寺

誓願寺

富士松村大字築地にあり真宗大谷派の寺院なり。初め天台宗の寺にして當地熊野社を奉祀すと傳ふ。

第九編 社 寺

東照寺

東照寺

富士松村大字築地にあり曹洞宗の寺なり。神宮寺三河事記に知立の神宮寺火災に罹りて後其れを本利内に再建せしことを載す。

泉正寺

泉正寺

富士松村大字東境にあり眞宗大谷派の寺なり。正平年間の創立にして初め時宗の道場たりしが、天正年中住僧和泉坊の時武藏國に徙り眞宗に改め、元和年間信聚坊の時本村に歸住して再び當時に入る。

信勸寺

信勸寺

富士松村大字西境にあり、眞宗大谷派の寺院なり。初め天台宗なりしと云ふ。此寺舊と泉田郷にありしが、永祿三年兵火に罹りて中絶し、寶永七年に至り本村に移して再興せしものなりと云ふ。眞宗に轉ぜしは其の後の事に屬す。

見性寺

見性寺

富士松村大字井ヶ谷に在り、曹洞宗の寺なり。事歴詳ならず。永享年中愛知郡

瑞應寺

瑞應寺

鳴海瑞泉寺の僧本寺に隸して一寺を創建せしが、後天明三年近江國龍華村長福寺に去る。

高岡村大字堤字下油に在り、曹洞宗の寺院なり。永享元年の創立にして、愛知郡鳴海瑞泉寺第三世乗空和尚を以て開基とす。此の寺初め明知にありしが、後井ヶ谷に移り其の後更に此の地に移りしものなりと云ふ。本寺の僧嘗て土地開拓に功ありて正徳三年より寺領の年貢を免ぜられきと云ふ。

滿德寺

滿德寺

高岡村大字堤字前林にあり、眞宗大谷派の寺なり。本刹舊と一道場たりしが、慶長十五年山城國伏見にありし滿德寺を此の道場に移せしものなりと云ふ。而して滿德寺とは舊と額田郡菅生村にありし一寺にして後山城國に移りしが、其の後寺僧宗念の時即ち慶長十五年重ねて此の地に移りしものなりと云ふ。

養壽寺

養壽寺

高岡村大字花園にあり、眞宗大谷派の寺なり。安徳天皇の御宇上總介忠清の三

男悪七兵衛景清出家して榮口坊不二九と稱し此の地に來りて一字を建つ。養和壽永の頃の創建なるを以て養壽寺と號せりと云ふ。初め天台宗なりしが、第十世教信の時に至り應仁元年蓮如上人に歸依し其の弟子となりて改宗す。

眞淨寺

眞淨寺

高岡村大字北中根に在り、眞宗大谷派の寺なり。初め心定坊と號し、花園村にありしを元祿四年時の領主に請ひ是れを此の地に徙す。寶曆十年一度火災に罹り、安永三年住僧遵靜の時眞宗に歸し、心定坊を改めて眞淨寺と號せり。

淨照寺

淨照寺

高岡村大字若林にあり、眞宗大谷派の寺なり。永仁四年の創建にして存證を以て開山とす永正元年に至り住僧正宗の時從來の天台宗を止めて眞宗に轉す。其後久しく無住の道場たりしが尾州の人小堀彌三右衛門の子出家して宗哲と號し、來りて是れに住持す、本寺中興の祖とす。

圓樂寺

圓樂寺

高岡村大字若林にあり、眞宗大谷派の寺なり。永正年中若林の郷士本多四郎左

光恩寺

光恩寺

衛門親平出家して此の地に草庵を結びしに創る。慶長元和の交佐々木上宮寺の僧順慶是れに入りて住持す。一説には舊本村に若林山法泉寺と稱する一寺ありて、天台宗を奉ぜしが、其の後の事歴を詳にせず圓樂寺は或は其の後なるべしと云ふ。

高岡村大字竹にあり、眞宗大谷派の寺なり。舊と天台宗の寺なりしが應仁年間蓮如の門徒となりて眞宗に改む。また一説には源九郎判官義經の家臣鈴木七郎重康出家して善阿彌と號し、文治四年紀州より此の地に來りて草庵を結ぶ、是れ即ち當山の開基なりと云ふ。

西雲寺

西雲寺

高岡村大字竹にあり、眞宗大谷派の寺なり。寺説に西宮中納言顯基卿の建立する所なりと云ふ。一説には在原業平朝臣逢妻川を辿りて此の地に至り、蓮華の咲けるを見て一寺を建て、青蓮寺と號しきと云ふ。後本寺住持蓮順の時蓮如の弟子となりて眞宗に歸す。上人の命ずる所によりて寺號を瑞龍山西雲寺と號しき。後住持壽尊の時一向一揆の亂あり、壽尊また門徒に黨し敗れて京師に去る、後天正年間酒井左衛門尉忠次其の頽れたるを再興す。後山號を青龍山と改む。

龍興寺

龍興寺

高岡村大字竹にあり、鈴木七郎重延を以て開基とし、初め天台宗の寺なりしが、後臨濟宗に改む。重延は源九郎義經の臣にして紀州熊野藤代の人次郎重行の次男なり。文治五年奥州高館没落の後此の地に來りて一精舎を建つ。鈴木山興龍寺即ち是れなり。後大に衰頽せしが弘治二年尾張熱田龍珠寺開山南溟和尚來りて是れを中興し。臨濟宗妙心寺派となる領主本多氏寺田を寄せ祖先の回向料とせられき。

大通院

大通院

上郷村大字渡刈にあり、永正三年の創建にして淨土宗の寺院なり。

三河國二葉松 渡刈村寺領四石四斗右同宗本 大通院

祐藏寺

祐藏寺

上郷村大字渡刈にあり、明應四年の創建にして淨土宗の寺なり。

三河國二葉松 渡刈村寺領二石六斗右同宗本 祐藏寺

遍照寺

遍照寺

上郷村大字鴛鴨にあり、淨土宗の寺なり天正二年の創建になる。

三河國二葉松 鴛鴨村寺領三石淨土宗領西派 遍照寺

誓願寺

誓願寺

上郷村大字上野にあり、元徳二年の創立にして淨土宗鎮西派の寺院なり。本刹古昔は當地にありし榮昌禪寺の屬院にして清流寺と號し曹洞宗なりしが、天文十四年に至りて淨土宗に轉じ寺號を誓願寺と改めき山號を御所山と云ふ。是れ國長親王の御遺蹟なりと稱する御所名殘の名によりて名づけしものなりと。慶長十一年領主本多規貞黒章券を給與して若干地額を除地とせり。

行福寺

上郷村大字榭塚にあり、淨土宗鎮西派の寺なり。創立の年時詳ならず僧實賢を以て開基とす。初め今の福受新郷の地にありしが後今の地に再建す。抑々本寺の開基僧實賢は左中將新田義貞の臣船田長門守時經の二男にして、南朝の衰運遂に回すべからざるを歎き、郷里上野國に歸り剃髮して淨土門に入る。後吉野の往時を追懐し延元の御陵を拜せんと志し、三河國まで上りし時思はずも故友に遇ひ強ひられて錫を其所に留めて一刹を開く、行福寺の開基此所に在り。時は戦亂片時

も止まず間もなくして兵燹に罹りて廢絶す。福受新郷なる燒寺の地は即ち其の址なり。松平出雲守長親實賢が父時經の新田氏の臣として南朝に仕へ、一生の勤功多きに追念し、且は實賢の志を嗣ぎ爲めに堂宇を今の國江の地に建て、供田若干を置く、後に家康また其の堂宇を再造せり。寶曆年中に至りまた火災に罹り更に今の地に移して再建す。

三河國二葉松 上野上村寺領十六石右(淨土宗鎮西派) 行福寺

隣松寺

隣松寺

上郷村大字隣松寺にあり、承和十年の創建にして淨土宗鎮西派の寺なり。舊と鎮西派小本寺にして數多の末刹を有し、岡崎松平廣忠及家康の世に當りて本刹の住僧之れが爲めに功勞多かりしこと諸記に見ゆ、本刹に藏する文書寶物等頗る多し。

三河國二葉松 上野上村寺領三十石右(淨土宗鎮西派) 稻荷山隣松寺

幸福寺

幸福寺

上郷村大字阿彌陀堂に在り、淨土宗西山派の寺院なり。古昔は字御堂と云へる所にありし佛堂なりしが、文中三年神谷石見守高正來て此所に住し、其の歿後子

願成寺

願成寺

の高朝其の佛堂を今の地に移して一寺を建立し、家の香花院となし、幸福寺と號すと云へり。

上郷村大字中切にあり、應永三十一年畝部嘉九郎と云へるもの、建立に係り、初め天徳山願成院就と號せり。後四十餘年を経て松平信光の男信圓是れに住持し寺號を願成寺と改め、眞宗大谷派に歸すと云ふ。

阿彌陀院

阿彌陀院

上郷村大字川端にあり、古昔は福林寺と號しき。淨土宗鎮西派の寺なり。鳴田大樹寺建立の時此の寺の鐘を大樹寺に移す。其の鐘の銘に文治二年大檀那藤原千手丸とあり、寺説には本刹の創建を文和二年となす文和は北朝の元號なり。

第三節 廢寺

龍雲寺

龍雲寺

三河國二葉松 大濱村 寺領一石三斗 龍雲寺

三河國 大濱村 寺領一石三斗、宗旨時宗、今は廢寺となりて本山稱名寺に

第九編 社 寺

入る。

宗中軒

宗 中 軒

三河國二葉松 大濱村 寺領四石六斗九升右(林泉寺)同宗 宗中軒
三川堤 大濱村宗中軒 寺領四石六斗九升、宗旨禪宗本山同所林泉寺、今は廢寺となりて本山林泉寺に入る。

善龍庵

善 龍 庵

三河國二葉松 大濱村 寺領四斗四升 善龍庵
三川堤 大濱村善龍庵 寺領四斗五升、宗旨同(宗中軒)上今廢寺となりて林泉寺に入る。

藥師院

藥 師 院

高濱村にありし寺にして鴨橋山藥師院と號し、真言宗の寺なりき、兵燹に罹りて燒失すと傳ふ。今僅に小堂を存す。

觀音院

觀 音 院

高濱村にありし寺にして濤護山觀音院と號しき。

光照院

光 照 院

米津村にありし寺にして、村説に光照とは米津道壽の法諡にして、本利は即ち道壽の冥福を祈るが爲めに建立せしものなりと傳ふ。

三河國二葉松 米津村 寺領五石 光照院

三川堤 米津村光照院 寺領五石

安樂寺

安 樂 寺

中島に在りし寺にして、真宗を奉じき。永祿年中一向一揆の亂起るや信徒會して是れに據るもの多かりき。一揆記に中島の安樂寺僧俗を率ひて諸所に轉戦せしことを記す。本寺其後如何になりしや更に明ならず、一説には當所崇福寺に是れを併せたりと云ひ、また一説には一向一揆鎮靜の後寺號を改め淨光寺と稱す、當地の真宗淨光寺即ち是れなりと。

東漸寺

東 漸 寺

中村にあり舊と禪宗の寺なりき。藥師坐像を安置し、其名今に高し明治の初め

廢寺となる。

金剛寺

金剛寺

上佐々木村にありし寺にして其の寺歴を詳にせず。金剛寺の名のみ村記に見ゆ。

眞如寺

眞如寺

桑子村にありし寺にして寺歴詳ならず。

三河國二葉松 桑子村 今額田郡鶴田にあり寺領三石淨土 眞如寺

應仁寺

應仁寺

西端村にあり傳に曰ふ寛正二年山門の衆徒大谷の梵城を火く。蓮如逃れて三井寺に匿れ、次で三州に入り、此の地に隱居す。四年秋去て再び三井寺の別坊近松に赴く、數年の後京師應仁の亂あり、蓮如之れを避けて重ねて本村に寄寓す。杉浦三郎左衛門光房と云へるもの蓮如のために就て一寺を建つ。應仁寺即ち是れなり。蓮如上人の遺蹟として其の名遠近に高し、明治五年公布に基き廢寺となる。

三川堤 無祿、宗旨西本願寺、本京師西本願寺、本願寺第八世蓮如上人三年居住の地なり。應仁寺と號するは應仁年中創建の寺にして今文字

を改むるなり、

按ずるに蓮師寛正六年、山門鬱憤を散ぜんため、大谷の道場を破却せらる。其時潜に開山の木像を負ふて大津の近松寺に移り給ふ。其後文明三年越前吉崎に赴き一字を建立せらる。此の間の年曆七ヶ年寛正七年を文正とす。翌年應仁と改む。應仁三年に文明と改元あり。此間に當國に下り玉ひ。又下野國等に下り宗門を再興し給ふ。此の寺を門徒清兵衛と云ふ者に譲り置き玉ひし故に俗に是れを清兵衛寺と呼ぶ。代々俗形有髮の住持なり。近來は僧形ともなるなり、蓮師名號筆跡等數多あり、就中蓮師の繪傳四幅並に傳記あり。毎年三月十九日より二十五日迄近隣の門徒群參して恰も如市。

藥王寺

藥王寺

西本郷の西方蓮華寺山の林間にありし寺院にして、今は其の址のみを存す。寺は和志王山藥王寺と號しき。僧行基の建立に係ると傳へらる。三河國に於ける名利の一たりき。其名既に本朝文粹に現はる、

晚秋過參河藥王寺有感 慶保胤

參州碧海郡有一道場、曰藥王寺、行基菩薩昔所建立也、聖址雖舊風物維新、前有碧瑠璃水後有黃纈纈林、有草堂、有茅屋、

有經藏、有鐘樓、有茶園、有藥圃、白眉風爾、余是羈旅卒牛馬走初尋寺、次逢僧庭前徘徊、燈下談話、耳目所感聊新文云々。

是を見るに其規模の甚だ宏大なりしを知る。足利氏深く本刹に歸依し、佛供田若干を寄進せり。足利尊氏の女菅生村の惣持尼寺に持戒せし時、屢々此の寺に參詣せりと云ふ。建武二年兵燹に罹りて殿堂悉く炎上せり。今林間に寺址明に存し古瓦經石等多く地中より出づ。

柳 堂

三河國矢作の宿にありき、嘉禎元年親鸞關東より上洛の砌三七日の說法ありし御堂なりとす。

二十四輩順拜圖會 柳堂勝蓮寺東派同國碧海郡岡崎高祖聖人三七日の御勸化なし給ひたる芳址なり。

三河總視錄 一書云 釋蓮如三河經回の節、佐々木の如光に柳堂の事を尋ぬ。如光曰柳堂の事年久しく荒敗して故趾分明ならず云々。

三川堤 桑子村桑子山妙眼寺

抑開祖念信房は(略す)從來武門の業なれば、弓箭を専とし徒に道

柳堂

心の蓋へなし。然るに宿縁の萌す所歟文曆二年乙未二月十一日の夜に瑞夢に得たり。所以なきに西方より一聚の紫雲霞き來て其中よりさも貴き僧黒衣の姿にて現れ出で、信平(念信房)の枕頭に立ち告て曰く、夫れ年命は朝更に暮を不期、只無常なること猶如流水、空く光陰を失はんよりはすべからく出離解脱の道に入るべし。今正に其の期なり。幸に明日貴き僧ましまして斯地を過ぎ給ふべし。速に謁して懇に彼の教を受くべし。其利益窮りなからん。我こそ本師彌陀なりとて則ち金光を放て紫雲に乗じて西天に還り給ひぬ。信平夢覺めて奇異の思ひをなし、近習の人に語るに聞人みな感之。此城の南は往昔の海道なれば人に命じて族僧の往來を窺はしむるに、果して聖人三六洛に歸り給ふとて御弟子專信房を以て城内の柳堂へ參詣いたしたき旨云ひ入れけり。信平聞くとひとしく悦に堪へず、出逢ひ給ふに、聖人の尊容と夢中所現の僧と聊か違はざりければ、身毛卓墜扱は彌陀如來の應現なることを知り、即ち柳堂に招き請じて件の瑞夢を語り給へば、聖人曰く去る事も侍らんと信平はたゞ感涙に咽ふのみなり。夫より四十餘日御滞留の間聖人柳堂に於て一七日御說法なり。四來の群諸化益を

蒙る者敷をしらず。

即ち是れに據れば柳堂は信平發心の以前より、既に信平の城内に在りしものと見ゆ。猶ほ進んで三河堤の所載の渠略を記すれば、柳堂とは上總介足利義兼の創立に係る、薬師堂即是れなり。後に頽廢して庵主もなかりしが貞永元年釋親鸞來て薬師堂に勸化す。時に安祥城主安藤入道圓善綱房一男を喪ひ、無常を感悟し遂に深く歸依して薙髮し、遂に堂主となる。後世喪亂に及びて住僧本尊を携へ、諸國に沈淪し、終に伊勢桑名に住し、一字を起して最勝寺と號すと云ふ。

二十四輩順拜圖會寂光山勝鬘寺東派院家同額田郡當山は舊天台宗圓の精舎

なりしが、中古事務了海法師我真宗に歸依し、中興開基として更に他方に念佛を弘通あられし靈場也。當國に於て三個の院といふ。高祖聖人御年六十三歲嘉禎元年の春、御歸洛あらせ給ふ折ふし、當國矢作の宿柳堂におひて三七日の間御說法なし給ひけるに、遠近の緇素群參し聽聞する者恰も山のごとく、日々に歸法渴仰なす族千を以て算ふ。爰に當院の住僧了海法師これを聞き忽我慢の旌をなびかし、夫當國に在て我この勝鬘寺は天台圓頓の道場にして、代々三乘の法を尊び、闍國の衆民貴賤となくこれを歸依し尊重すること年久し。然に我代に當つて渠がために覆されんこと何ぼう

無慙の事ならずや。いで彼の地に至て我法徳を以て難詰し、一時に渠を屈伏せしめ、當地を追拂はん事案のうちにある。即同泉の本證寺教圓、上宮寺蓮行などいへるをせ法師をかたらひ竟に柳堂にこそ至りける。(略)三僧は先より思はず聽聞してありしが、高德無双の見識に忽我執の心を奪れ、我偏心の陋なるを悔み歎きつゝ、聖人に謁し奉り、ともに回心懺悔して竟に本宗をひるがへし、真宗念佛にぞ歸せられける。

蓮華寺

蓮華寺

西大友の地内に宇蓮華寺と云ふ地あり、西本郷なる蓮華寺の址なりと云ふ。

薬師堂

薬師堂

矢作町字北野に其の址を存す。大同二年火災に罹りて落つ。此の時信者の一人なる眞福と云へるもの本尊薬師佛を取り出し奉じて額田郡岩津村に至りて一字を建て、安置す。岩津眞福寺の初なりとす。後世に至り此の地の舊堂址にも一字を建つ而して其の眞福なるものは大連物部守屋の流なりと傳ふ。

第九編 社 寺

甚光寺

安城町大字上條にあり、天台宗の寺にして同地白山社の別當職たりき。明治の初め廢寺となる。

常福寺

安城町大字安城にありし寺にして、既に廢寺となり觀音堂を存す。

泉藏寺

泉藏寺

知立町大字牛田にあり、黄蘗宗の寺なりき。明治六年廢寺となる、址の墓地に赤穂四十七義士の一人なる吉田兼良の妻の奥津城あり。兼良の一齒を藏すと云ふ。

慶雲寺

慶雲寺

駒場字下馬山にあり、舊と慶雲寺と稱する禪刹ありしと云ふ。安置する觀音像を下馬觀音と號しき。是れ舊と本寺東海の街道筋に當りしを以て山下を通行する庶民皆な馬なるは下りて通過せしによると云ふ。一説には八橋無量壽寺の前身なりと云ふ。

洞樹寺

洞樹寺

上野村會下に在りし淨土宗の寺なりと云ふ。廢絶既に久しく其の古址分明ならず。

東禪寺

東禪寺

上中島にありし寺なるが如し寺歴詳ならず。

三河國二葉松 中島村寺領四石八斗黄蘗宗東禪寺

天當庵

天當庵

上野村にありき、天台宗の寺なりしと云ひ、又眞言宗なりしとも云ふ、慶長十一年領主本多規貞地額若干を復して除地とせり。後廢絶す、申堂を残すと雖も今分明ならず。一説には加茂郡金谷の庚申堂は、即ち此の地にありし申堂を移せるものなりと云ふ。

第四章 特別保護建築物

明治三十三年四月七日内務省告示第三十一號を以て特別保護建造物の資格あるものを指定せられてより爾後數回はそれが指定ありき。本郡に於ける建造物にして

第九編 社 寺

是れに指定されしは知立神社境内の多寶塔にして、其の指定されしは明治四十年十月二十七日第六回の指定ありし時なりき。其の名稱構造形式所在地等左の如し。

名 稱	構 造	形 式	所 在 地
知立神社塔婆	三間二層塔婆	屋根本瓦葺	知立町大字知立神社境内

抑も右塔婆は嘉祥三年知立神社別當職神宮寺創立の際慈覺大師の建立せしものにして、元龜元年重原城主山岡傳十郎之を修造すと傳ふ。其の後永祿十四年六月天明六年六月の兩回修繕を加へしことを構造の木材に記す。此の塔は元來屋上に九輪を戴き堂内に佛像を安置して純然たる多寶塔なりしが、明治元年神佛混淆禁止を令せらるゝに當り、時の領主刈谷藩主土井利教寶塔形の裝飾を撤去し、大修繕を加へ自筆の額面を掲て知立文庫と稱したりき。明治四十年十月二十七日内務省より特別保護建造物に指定さる。

古代建物とは明治三十一年古社寺保存法の發布さるゝ以前に於て古代建物として其の保存資金を下附されたるものにして、本郡に於て古代建物として是れが保存資金を下附されしは櫻井村大字野寺本證寺本堂鐘樓、及矢作町大字桑子妙嚴寺太子堂是れなり。社寺名古代建物種類下附金額同年月並に所在地左の如し。

本 證 寺	本堂鐘樓	百 圓	明治十九年五月	櫻井村大字野寺
妙 源 寺	太子堂	百 圓	同 十九年三月	矢作町大字桑子

第十編 名勝舊蹟

第一節 古 蹟

(一) 八 橋

知立町大字八橋にあり。傳へ云ふ、仁明天皇の朝、三河國野路の宿に二兒を有する國手、羽田玄喜と云へる者の寡婦ありき、或る日其所を流るゝ一流の對岸に、海苔を採らんとて水を涉りしに、二兒共に其の跡を慕ひ來り、誤つて水に溺れて死す。其屍をだにと求むれども、影だにもなし、母は悲しみの餘り尼となり、朝夕念佛しつゝも、亡き愛兒の在りし昔を思はむ時とはなく、川に臨みては、此川だになくば死せざらましをと、歎き悲しめども其詮なし。一日其所に漂ふ大木あるを見て、あはれ此の木をとりて此川に渡しなば、衆人の道行く助けともなり、且は吾子の菩提も安からんと、其木をもて橋とせしに、此川水、八つに分れ流るれば、夫々に橋を架け、其所を八つ橋となん名づけしとか、此の地舊と官道に當り、野路の宿と稱せしとか、其の北を流るゝ逢妻川の上流、男川は今も單流なれども、其の頃には細流數多ありて、翠濃き丘陵の裾を緩かに流れ、時には、紫の

第十編 名勝舊蹟

伊勢物語

燕子花など咲き出で、打ち渡しける小橋の畔、行交ふ人の足を止むべき眺なりしか、業平朝臣東に下向の時、此所にて唐衣の歌を詠せしとか、古來其の名高し。伊勢物語云、昔男ありけり。友とする人ひとりふたりしていきにけり。道知れる人もなくて、まどひいきけり。三河の國八橋と云ふ所にいたりぬ。そこをやつはしといひけるは、水行く川のくもでなれば、橋をやつ渡せるによりてなむ、八橋といひける。其澤のほとりの木蔭におり居て、かれいくひけり。其澤にかきつばたいと面白く咲たり。それを見て、ある人の曰く、かきつばたといふ五文字を句のかみにするて、旅の心をよめといひければよめる。

○から衣きつ、馴れにしつましあればはるるきぬるたびをしぞおもふ皆人かれ飯の上に涙落して、ほとびにけり。

源光行海道記

源光行海道記云、雉鯉鮒が馬場を過て、數里の野原に一兩の橋を名づけて八橋と云ふ。砂に睡る鴛鴦は夏は辭し去り、水に立てる杜若は、時をむかへて開きたり。花は昔の色かはらず咲きぬらむ。橋も同じ橋なれども幾度つくりかへつらむ。相如が世を恨しは肥馬に乗て昇遷にかへり、幽子身をすつる窮鳥に頼て當橋を渡る、八橋よ八橋よ、くもでに物おもふ人は昔も過ぎしや、橋柱よ、はしばしらよ、をのれも朽ちぬるか、空

十六夜日記

しく朽ぬるものは今もまたすぐ、すみはびて過る三河の八橋を心ゆきても立ちかへらばや此の橋の上に思ふ事をちかひて打渡らば、何となく心もゆく様におぼへて、遙に過れば宮橋といふ所あり。數双のわたし板は朽ちて跡なし、八本の柱は残つて溝にあり、心のうちに昔をたづねてことのはしに今をしるす、

宮橋の残る柱にことゝはん朽ちて幾世かたえわたりぬる阿佛尼十六夜日記云、八橋にとゞまらむと云ふ、くらさに橋も見えずなりぬ。

雅康富士歴史記

さゝがにのくもであやうき八橋を夕ぐれかけてわたりぬるかな明應八年雅康富士歴史記云、智多郡、緒川より八橋を見に人々さそひてまかりて見侍れば、聞及しよりかたちもなく荒はて、かきつばたなども心うつくしく見え侍らず、云々

紹巴富士見記

永祿十年紹巴富士見記云、岡崎へと思立に、八橋の杜若斷絶遺恨を歎けるを代官齋藤吉十郎聞傳へて、八橋面馬場といふ在所へ、使に樽添郷人の古老の名主に下知して可植置よしありけるに諸國の旅人根を引て引故跡も無き由と云々、實にもと思へるは橋柱さへ削取れると見えてあり。

宗祇方角抄

西に下馬堂といふ跡には、松一村、澤の半に時雨の松といふ一本あり、
 餉飯しける木蔭になるべし。東に小岡あるに石塔あるは業平のしるしと
 いへり。在所の人に杜若荷はせて植田になせる地の業平と答へたる田を、
 則今よりして杜若寺に宛行ふよし、喜仁齋(刈谷水野殿)永代の折紙にて早
 苗を引棄、手づから植渡して石塔のもとへあがり兩郷の樽に露ばかり子
 小牧より爲持たるを、諸共に酌かはし、餉を心計取出て、昔語なりて云々。
 宗祇方角抄云、八橋川に花の瀧あり、八橋の宿三町許西也、北より南へ
 流れたる小川也、橋も一丈許なり、四角なる木の小さきを八渡したり云
 々、花瀧とは夫木集に、「風わたる花を三河の八橋のくもてにかゝる瀧の
 白絲、慈鎮」とあり瀧の義明ならず、八橋の川瀬に瀑布ありとは想はれ
 ず、三河國二葉松に杜若の花にいひかけたる詞なりと論じたるに従ふべ
 き歟。

行囊抄

送子和赴三河
 東方千騎下關門 澤國江山雨後昏
 杜若橋邊春草色
 知君駐馬問王孫

よみ人不知(後選集)

打わたし長き心は八橋の蜘蛛手に思ふことはたえせじ

源のよしたねが三川の介にて侍りける

むすめの許に母のよみてつかはしける 源義雅母(拾遺集)

もろともにゆかぬ三河の八橋はわすれとのみや思ひわたらん

あづまのかたにまかりけるに八橋にて

道因法師(千載集)

八橋のわたりにけふもとまる哉爰にすむべき身かはと思へども

よみ人不知(續古今集)

戀せんとなれる三河の八はしの蜘蛛手にものを思ふころかな

堀川院中宮上總(新撰古今集)

八橋を行く人ごとにとひ見ばやくも手に誰をこひわたるぞと

爲家(同上)

旅衣はるくきぬる八はしのむかしのあとにそでもぬれつゝ

越

前(千五百番歌合)

五月雨にかけのみ残る心地してそこにみゆるや沼のやつはし

肥

後(堀川百首)

さゝがにの蜘蛛手にみゆる八橋をいかなる人かわたしそめけん

定

家(藤澤百集)

年月もうつりにけりな柳かけ水ひく川のすゑのよのまつ

俊

成(夫木集)

八橋のみとりの絲をくりかけてくもでにわたる玉柳かな

俊

頼(同上)

ほとゝぎす待しわたらば八橋のくもでの數に聲をきかばや

順

徳院(同上)

駒とめてしはしはゆかし八橋のくもでに白きけさの淡雪

中

務(同上)

八橋のあたりの里の秋風にきつゝなれにし衣うつなり

かきつばたすれる衣の露かけてはるゝきぬる春の八橋

八橋にいつか來にけん行水の蜘蛛手にさけるかきつばたかな

みな人は夢の世わたる八はしのくもでに何を思ひわぶらん

源中納言師仲(平家物語)

夢にだにかくて三河の八橋をわたるべしとは思はざりしを

遊行上人一法

いにしへをしのぶあはれや旅ころも袖もしほれて渡る八橋

親氏室(三河八代記)

思ひきや名のみくちせぬ八橋の淺澤みづに袖ぬれんとは

かの草と思しきものはなくて稻のみ見

ゆる

藤原光行(海道記)

花ゆへに落し涙の形見とや稻葉の露をのこしおくらん

はるの頃八橋見んといひけれどさはる

ことありてまからで

鳥丸光廣(紀行)

よそながらくものはたてにかけて思ふその八橋の春の夕暮

谷宗牧(紀行)

八橋や思ひわたりしふしの根を雲のはつかにけふ見つるかな

小堀宗甫(紀行)

八橋にはるゝときて三河なる花にはこときかきつばたかな

清水谷實成

とひ見てもあはれ跡なき八橋にかけてぞ忍ぶ遠き昔を

中院通茂

八橋のはるをやのこす杜若世をへだててもこひわたるかな

林道春

六々歌中第幾仙 風流千歳慕幽玄 世間一瞬皆陳迹

杜若爲薪澤作田 在五中將元薄情 當時艶麗以歌鳴 今尋遺蹟鐵爐歩

只有三河杜若名 三河國にて 宗 祇

杜若花に水ゆく川邊かな 後 京 極

霜がれのはらの、澤の浅みどり駒も心ははるにそめけり 釋 堯 行

聞えたるくもでゆかしき八橋を今日は見かはす旅に來にけり

足助重春の義旗を擧げしを聞き給ひて 宗 長 親 王

一と筋に思ひさだめず八橋のくもでに身をもなげく頃かな

越 前

みづぐきのかげのみ残る心地してそこに見ゆるや浪の八橋
燕子花我に發句の思ひあり 芭 蕉

鳩の啼く樹は遙なり燕子花 卓 池

杜若鷺立つ澤となりにけり 大 淀 三 千 風

八橋や田ばかりありて啼く蛙 許 六

八橋に十ほどわたす田植哉 許 六

杜若おり居て暮す木蔭かな 紹 巴

三河なる八橋も近き田植哉 蕪 村

八橋の舊地は、既に朽ちて見へざれども、猶ほ此所に臨濟宗の一寺無量壽寺あり。在原中將業平の遺蹟と稱し、數多の寶物を開竈し、又園池に杜若を面白く植へ、中將の遺蹟を尋ぬる雅客をして、漫ろに衣の昔を忍ばしむ、實にや八橋の名は猶千歳の後に聞ゆべし。

(二) 矢作川と矢作橋と

矢作川は源を信州伊奈郡横岳と濃州惠那郡横岳との兩所に發し、二水本縣北設樂郡川手村に於て相合し、加茂郡を経て、額田、幡豆兩郡と、本郡との境界を南

流して、知多灣に注ぐ、延長凡そ三十八里となす。其の本郡東部に於ける河道の

變遷並築堤に就ては、總説の部に於て既に是れを説きたり。

今其の昔を尋ぬるに、先代舊事記に、推古天皇二十年參河國八脛川に長橋を架すとあれども信すべからず、又類聚三代格に承和二年官符、渡船、參河國、他海矢作兩河、各四艘、元各二艘、今加各二艘、右河等、崖岸廣遠、不得造橋、仍増件船とあり。源平盛衰記に源行家尾張より三河國へ追落され矢作川の東の岸に城構して陣を取り平家續て攻め下り河より西に控へたり。當國額田郡の兵共も馳來て源氏に力を合せたりとあり。又平家物語には此の時の事を叙し矢矧川の橋を引き楯搔て防戦すとあり。又鴨長明が海道記には矢作橋を越へて云々とあり。

多田文書 多田院御家人高橋彦六茂宗軍忠狀に建武二年十一月二十五日 馳參三河矢作河屬于足利上總五郎入道殿御手致合戰 同二十七日渡河致散々戰抽軍忠訖云々とあり。又梅松論に去程に數萬騎の官軍關東に下向するよし聞えければ高越後守を大將として大勢を差添へて海道へ遣さる 師泰に仰せられけるは先三河國に上て矢作川を前にあて御分國たる間駈催して當國の軍勢を相待つべし 努々川より西へ馬を越べからずと將軍の命を請て當所に陣を取所に爰に義貞大勢にて河の西の岸に陣を取兩三日相支て雌雄をいまだ決せざる處に東士三手に分てまづ兩下の手は河を渡りて橋の岸にいて火をちらして相戦ければ中の手は兩陣共に

進ざりけるに 敵中の手義貞の陣より堀口大炊介と云ける者乗出で四角八方に討てめぐり武略を盡して戦けるとあり。

蓋し古の橋は土橋或は浮橋の類なりしか。彼の木下藤吉郎が身を忍ばせし矢作橋は、未だ築堤なく河道は數多に分派して流れし時のものなれば、人家稀なる河原に、葭草枯れし土橋の時、霜夜の夢は如何に寒かりし。永祿年間には此の橋渡利村地先に架しありしと云ふ、又天正年間岡崎城主田中兵部大輔吉政東海道を變更して城北を通ぜしむることとなしてよりは、暫くは渡船なりしが、其の後慶長年間、新に木橋を架し、橋欄に銅製擬寶珠を施し、長さ二百八間、蛇龍臥波の壯觀を致せしが、寛文十年に至り、明大寺村に失火あり、此橋亦延焼して舊觀を失へりと傳ふ。延寶二甲寅年に再造を竣り、長さ二百八間幅三間なりきと。

三河事記に曰ふ矢作橋大水には八町村矢作村相會して防ぐ、橋料壹萬石、又云元龜元年八月、大水橋流る、此の時は圮橋なり云々。又上宮寺記に曰ふ享保十八年癸丑矢作橋破損に因て幕府より岡崎侯へ教命あり金七百兩を賜ふ領内の木にて營造すべき由なり云々。其後に數度の架替をなし、最近落成したる橋梁は其の長さ百五十餘間幅三間にして、鐵骨に木材を用ひ、新に一の美觀を添ふ。

(三) 矢作里

矢作里

杳市場

矢作里は古昔東海の宿驛たりし地にして、額田郡、明大寺邊を總て是れを東矢作と云ひ、河西なる本郡矢作町大字矢作、筒針、渡理、牧内、桑子、附近總て是れを西矢作と云ひ、河の東西總稱して是れを矢作里と云ひき。驛舎、旅宿、設けられ、官人の迎送、庶民の宿泊に應じき。街道は此の時、渡理、明大寺の間に於て河を横ぎり、沿道是れを櫻街道と稱しき、櫻樹多かりしによると云ふ。催馬樂の歌に、矢作の市に杳買ひに行ん、うばも取きて宮路通はん、とあり、催馬樂は昔諸國より貢を大藏省に納むる時、民の謠ひて其を運搬する馬を驅催するの意に出でしなり。現今矢作町大字、桑子に、杳市場と稱する字地あり、是れ舊と矢作里に開かれし杳市場の址なるべし。

義經奥州
下向

今は昔承安四年九郎義經鞍馬山の奥を出で、奥州に下向の時、矢作里の驛長兼高が家に宿り、其の女淨瑠璃に懸想され、遂に想思の仲となり、別れに際して、一管の笛に餘韻を含めて淨瑠璃に遣し、再會を約して去れりと云ふ。其後淨瑠璃は繫戀の情夢、片時も忘る能はず、終に身を菅生川に投じて死すと、此の淨瑠璃が邸址を、或は矢作にありと云ひ、或は明大寺或は岡崎城址にありと云ふ、されど其の何處に在るかは、菅生の深底深く秘して遂に明ならず。

抑々驛長或は宿の長者とは、官人の迎送行旅の宿泊に任じ、長者は多く女にして、自ら出で或は女を置いて酒席の斐應に侍せしめ、行旅の勞を慰めしと云ふ。矢作里

淨瑠璃

が當時花町なりしことは實なりとす。後年織田信長の侍女小野通と云ふ者、才藻又善く唄ふ、或る時九郎義經が事を、薬師の十二神に配して十二疊に作りしものを信長の前にて演奏しき。十二疊を名づけて淨瑠璃曲と云ひ、世に流布する淨瑠璃の濫觴なりとす。矢作里に關する詩歌數多あり。

鴨 長 明

おもはずや矢矧の里のうかれ妻せなにもおはぬ人なとゝめそ(名寄集)

軍見て矢矯のうらのあれはこそ宿をたてつゝ、ひとはいるゝめ(夫木集)

爲 家(新六帖)

梓弓矢はぎの里のかはさくららはなにのみ居るわかこゝろかな

衣笠内大臣(新六帖)

狩人のやはぎに今宵やとりなば明日やわたらんとよかはの波

よみ人不知(名所方向)

長居せよこゝろしていよ梓弓やはぎのかはのさきのひとむら

親 隆(名寄集)

やはぎ川上野にたてるかは櫻いつかはきはならんとすらん

深 草 元 政(身延紀行)

うき世にはまたひかれしと梓弓やはぎの橋にかきつけてみむ

岡崎の城主矢はぎの宿まで送り出ぬ 小堀宗甫(紀行)

ものゝふのやはぎの宿にいるよりも猶たのみある人こゝろ哉

城主返し 田中吉政

ものゝふのやはぎか宿にいる弓もおして歸ればかひやなからん

矢作の里にて櫻をよめる 遊行聖人

しるけしなかすみへだてぬ櫻花矢はぎの里に匂ふはるかぜ

矢作川をわたるとよめる 細川幽齋

ときとおけにかわの國の矢作川まていと水をつくるはかりに

林道春

森々白乃是毘吾 波激河邊千萬丈 恩賜旌旗如日色

東隅雖得失桑榆

源仲正

夕されば眞野の林に風吹て矢作の里そ夏はすゞしき

眞野の林は、矢作町大字西牧内にあり、熊野神社の鎮座地即ち是れなり。傳へ云ふ、日本武尊東征の時、大旗を此の地に駐め給ふ、近傍の民箭を作て獻すと云ふ。此の所土地稍高く矢作川氾濫の時には難を茲に避けしとか。古昔矢作河道の縦横に流れし時に於ては一個の島の形をなし眺望絶佳の境なりしか。又先に擧げ

たる催馬樂の唄にあるうばも取來て宮路通はんと云へる宮路とは何れの地なるか今明ならず後人の考を待つ。

(四) 末野の原

上郷村大字渡刈附近一帯の原野を云ふ。傳へ云ふ嘗て鸞輿參河に行幸し、此所末野原にて鷹狩し給ひしとか。此の附近に残存する數個の塚は其の當時狩の爲めに築き給ひしものなりと云ふ。村名登加利は鷹狩の意に出づるものなりとか。

續日本紀云、大寶二年十月甲辰太上天皇幸參河國、令諸國無出今年租云々、十一月戊子車駕至自三河、免從駕騎士調、とあり此所に云ふ太上天皇とは、當に持統天皇にして、傳へ云ふ、鸞輿行幸とは、此の時の事にして、末野の原にて鷹狩し給ひしは亦此の持統天皇にて御在すべきか。末野の原は、末野腹野と書き、又末の原野とも書く古人の詠歌多し。

光明峰寺入道前攝政太政大臣

梓弓すゑのはらのに鳥狩する君か弓弦のたゆむとおもへは(萬葉集)

ぬれつゝもしゐてとかりの梓弓末のはら野にあられふるなり(續古今集)

後醍醐院(新拾遺集)

ゆく秋のすゑ野の原はうらかれて霜にのこれる有明のつき

法印良算(續後拾遺集)

ながつきのすゑ野の原のはし紅葉時雨もあへず色つきにけり
文保三年選、沙彌明空の郢曲撰要の追加なる海道曲に、「鳴海かた干潟も遠き浦
つたひ風吹送る二村山、打過ぎぬれば是やこの、又國こゆる堺川、遠里遙に立の
ぼる、煙の末野ひとすちに」とあり郢曲の詞によれば、末野の原とは必ずしも渡
刈附近の原野を云へるものにあらず、碧海郡の平郊渺々たるを指して云へるもの
と見るべきか。

(五) 依網の原 依網の森

依網の原
依網の森

依網の原と云ひ依網の森と云ふ、古來其名高くして當國の名所に數ふ。柿本人
麿遠江の國司となりて任地に下向の際三河國依網を過るとて詠みける。

あをみつらよさみのはらにひとにあはぬかもいはししの

あふみあかたのものがたりせん(萬葉集)

君か代はよさみの杜のことはに松と杉とや千歳榮えむ(定家朝家集)

傳に高津波を舊と依網の里と稱したりと云ひ、又或る者は依網の原とは今の野
田、篠目、安城、附近の平野を云へるものにして、篠目とは、實に依網の轉訛し
たる詞なりと云ふ。實に依網の原と云ひ、森と云ひ、何れも古昔本郡の地一帯、

引馬野

林野連りて昔ながらの原野たりし時の名稱にして、其の原野を指して依網の原と
云ひ、森と云ひたるものなるべし。

(六) 引馬野

知立町大字知立附近の野を、古來、引馬野と稱し、三河の名所に數ふ。引馬野
とは其所定かならず、或は知立の野と云ひ、或は寶飯郡御馬の野なりと云ふ。又
或者は遠江國味方ヶ原なりと云へども、此は謬りにして、引馬野が三河なること
は長忌寸與麿の古歌によりて明なり。

大寶二年持統天皇三河國に行幸の時 長忌寸與麿

ひくまぬにほふはりはらいらみだりころもにほわせたひのしるしに(萬葉集)

匡房(金葉集)

春霞立ちかくせども姫小松ひくまの野邊にわれは來にけり

式子内親王(續古今集)

狩衣みだれにけりな梓弓ひくまの野邊のはきの朝露

顯能(千五百番歌合)

姫小松ひくまの野邊に子の日して手ことにちよをかさしつる哉